

でもあると存じます。

従来、石油使用的節減については、いわゆる省エネルギー法による諸施策のほか、国民運動、行政指導等によりその推進を図ってきたところであります。必ずしもまだ十分とは言えない実情であります。

特に、揮発油は石油製品の中でも採算性の高い油種であるため、近時、過当な価格競争、給油所建設の採算地域への集中、日曜・祝日休業の弛緩等の事態が生じており、石油使用的節減の推進に支障を来すと同時に、その大部分が中小企業者である揮発油販売業者の経営基盤は弱体化するに至っております。

言うまでもなく、揮発油は国民生活及び産業活動に最も関係の深いものであり、その円滑な流通を確保するためには、適正な揮発油の販売秩序を確立し、揮発油販売業の健全な発達を図るとともに、現在及び今後の内外石油情勢に対応し、揮発油の合理的な使用の一層の節減を図ることが必要であります。

また、従来、往々粗悪品の出回りが問題になることには、品質確保のための合理的な制度を整備することが必要であります。

このような課題と状況に対応するため、今般、揮発油販売業法の改正を提案することとした次第であります。

次に、その主な内容について御説明申し上げます。

その第一は、本法の目的に、揮発油の使用の節減に寄与することを加えることであります。

その第二は、営業日の制限等に関する点であります。

現在の行政指導による日曜・祝日休業は必ずしも遵守されているとは言えず、不公平な結果になつておる現状でありますので、この際、新たに営業日の制限等に関する規定を設けることにより、さらに強力にその実施を図らうとするものであります。

すなわち、通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を行おうとする者の申請によるものとし、この場

減を図るため必要があると認めるときは、内外の石油事情に応じ、揮発油販売業者の営業日の制限または営業時間の短縮の実施に関する事項を定めます。

また、これを公表することができるときとし、揮発油販売業者が当該公表された事項を実施しない場合において必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に對し、当該事項を実施すべきことを勧告することができます。

また、通商産業大臣は、当該勧告を受けた揮発油販売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかった場合において、これを放置することにより揮発油の使用の節減を図ることが著しく困難となり、内外の石油事情に照らしこのような事態を解消するため特に必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聞いて、当該揮発油販売業者に対し、該勧告に係る措置をとるべきことを指示することができるものとしております。

さらに、この指示に従わなかつたときは、通商産業大臣は六ヶ月以内の期間を定めてその事業の全部または一部の停止を命ずることができる」とし、その事業停止命令に違反したときは、その登録を取り消すことができるとしておりまします。

以上のように、営業日の制限等の勧告に従わなければなりません。この場合の当該勧告に係る措置をとるべきことを指示する場合には、厳格な発動要件を付しております。

次に、

その第三は、指定分析機関制度の創設であります。

現在は、粗悪な揮発油の販売の防止の実効を期するため、揮発油販売業者は給油所ごとに選任する品質管理者に揮発油の分析を行うよう義務づけられておりますが、新たに揮発油販売業者が通商産業大臣の指定する指定分析機関に揮発油の分析を委託することもできる制度を設けることとしております。

通商産業大臣は、指定分析機関を指定するときは、揮発油販売業者の委託を受けて揮発油の分析を行おうとする者の申請によるものとし、この場

合において、通商産業大臣は、その申請をした者が、分析業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること、その役員または社員の構成が分析業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、その他一定の要件に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならないこととしております。

その他、指定分析機関に關し、所要の規定を整備することといたしております。以上が本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

はならないこととしております。社員の構成が分析業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、その他一定の要件に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならないこととしております。

また、通商産業大臣が必要と認めただけで営業日の制限等を行い、かつ、厳しい罰則でこれを担保することは、憲法の営業の自由や独占禁止法のカルテルの行為の禁止の点でも重大な疑義があるところであります。また、事業停止、登録の取り消しは、他の法律の行政罰と比較して過大であると言わなければならないません。もとより、わが党は、揮発油販売業者の日曜日程度の休業は推進されるべきであると考えるものであります。それはあくまで業者の自由意思のもとで行われなければなりません。行政の責任は、その環境をつくり出すこと、すなわち、元売りの締めつけを排除することにしなければなりません。

省エネルギーの促進を図るのなら、省エネルギー法で国民、産業全体で推進することが筋であります。元売りの販売政策やモータリゼーションを放置したままでは、揮発油販売業者の段階で規制しても効果がないことは、この五年間の経過が如実に示しているところであります。

以上の理由から、今回の改正案は、営業日などの制限を通じて、節約を大義名分とした石油元売り十三社の系列支配強化となり、アウトサイダーの締め出し、揮発油の安売り規制など高値安定をより一層進めるものであり、元売りの供給証明の提出を揮発油販売業者の登録要件とすることについては、わが党の強い反対により削除されましたが、しかし、帳簿の記載に関する規定を新たに設け、省令によつて元売りまでさかのばって購入先を届けさせようとすることは、供給証明と同じ効果を持たせ、石油独占による系列支配強化を促進しようとするものであります。

通商産業大臣は、指定分析機関を指定するときは、揮発油販売業者の委託を受けて揮発油の分析を行おうとする者の申請によるものとし、この場

認めることはできないことを指摘し、私の反対討

ないばかりか、元売りの系列支配強化と相まつて、揮発油販売業者を苦しめる結果となることがあります。五十一年の本法制定後、元売りの系列支配が促進されたのは周知の事実であります。元売りの揮発油販売業者に対する支配は、帳簿から在庫まで点検するに至っています。

また、通商産業大臣が必要と認めただけで営業日の制限等を行い、かつ、厳しい罰則でこれを担保することは、憲法の営業の自由や独占禁止法のカルテルの行為の禁止の点でも重大な疑義があるところであります。また、事業停止、登録の取り消しは、他の法律の行政罰と比較して過大であると言わなければならないません。もとより、わが党は、揮発油販売業者の日曜日程度の休業は推進されるべきであると考えるものであります。それはあくまで業者の自由意思のもとで行われなければなりません。行政の責任は、その環境をつくり出すこと、すなわち、元売りの締めつけを排除することにしなければなりません。

省エネルギーの促進を図るのなら、省エネルギー法で国民、産業全体で推進することが筋であります。元売りの販売政策やモータリゼーションを放置したままでは、揮発油販売業者の段階で規制しても効果がないことは、この五年間の経過が如実に示しているところであります。

以上の理由から、今回の改正案は、営業日などの制限を通じて、節約を大義名分とした石油元売り十三社の系列支配をさらに強化し、高値安定を目指すものであります。これは、揮発油販売業者の経営の安定にもつながらないばかりか、消費者の利益にも反するもので、日本共産党は断固反対するものであります。

今回の発議は、本国会の会期延長後、しかも会期末十日足らずという時期に提案され、委員会での審議も全く行わず、また、從来からの各党間の十分な協議に基づく全会一致にもよらず、しかも、わが党の反対を押し切り提案されたものであります。委員会の民主的な運営という点からも断じて

論を終わります。

○野中委員長 お諮りいたします。

揮発油販売業法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野中委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野中委員長 挥発油販売業法の一部を改正する法律案の本委員会の提出に際しまして、渡部恒三君、後藤茂君、北側義一君、宮田早苗君、伊藤公介君及び阿部昭吾君から、六派共同をもつて、揮発油販売業法の運用に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。後藤茂君。

○後藤委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ及び社会民主連合の六党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

明申します。案文を朗読いたします。

揮発油販売業法の運用に関する件(案)

最近、石油需給の緩和、原油仕入価格の格差等を背景として、揮発油販売に関する過当な価格競争、給油所建設の採算地域への集中、日曜祝日休業の弛緩等の事態を生じ、揮発油販売業者の経営が圧迫され、公平を欠くに至っているが、国民生活及び産業活動に不可欠な揮発油の特性にかんがみ、常にその安定供給を確保し、

品質を維持するため、適正な揮発油販売秩序を確立し、揮発油販売業の健全な発達を図ることが必要である。

よつて政府は、次の点について適切な措置を講じ、揮発油販売業法の運用に万全を期すべきである。

一 石油元売業者等揮発油卸売業者に対して、

揮発油販売の適正化、公正な取引条件の確保、秩序ある給油所の建設、品質の維持等についてより一層強力に指導すること。

二 挥発油販売業の近代化計画を促進し、すべての揮発油販売業者が円滑かつ適正な仕入れに基づき秩序ある販売を行うよう指導するとともに、登録に当つてもこの点に十分留意すること。

三 挥発油販売業者の登録と消防法による許可及び建築基準法による確認との整合性を一層確保するよう努めること。

右決議する。

以上でござります。

決議案の各項目の内容につきましては、案文により御理解をいただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきますが、本決議案は、揮発油の販売秩序の確立とともに、揮発油販売業者が業務遂行に当たって、消費者利益の保護に配慮しつつ、サービスの向上及び価格の適正化に努めるべきであることを前提として提出したものです。後藤茂君。

○野中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野中委員長 起立多数。よって、渡部恒三君外

五名提出の動議のごとく決議することに決しました。

○野中委員長 通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田中通商産業大臣。

○田中(大)国務大臣 ただいま議決をいたしました決議に対しましては、その趣旨を体しまして対処してまいりたいと存じます。

○野中委員長 お諮りいたします。

本決議についての議長に対する報告及び関係各方面への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野中委員長 御異議なしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野中委員長 御異議なしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野中委員長 次に、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等におきまして協議が行われましたが、その結果に基づき、渡部恒三君、清水勇君、北側義一君、宮田早苗君、小林政子君、伊藤公介君及び阿部昭吾君から、七派共同をもつて、お手元に配付いたしておりますとおり、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案として、本委員会提出の法律案として決定されたいとの提案がなされています。

本件につきましては、理监事会等におきまして協議が行われましたが、その結果に基づき、渡部恒三君、清水勇君、北側義一君、宮田早苗君、小林政子君、伊藤公介君及び阿部昭吾君から、七派共同をもつて、お手元に配付いたしておりますとおり、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案として決定されたいとの提案がなされています。

この際、その趣旨について説明を求めます。清水勇君。

○清水委員 ただいま議題となりました中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産

党、新自由クラブ及び社会民主連合の七党を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明いたしま

ります。

次に、その内容について御説明いたします。

その第一は、現在、大企業者が単独で事業活動を実質的に支配している、いわゆる大企業者のダメーは調整の対象となつておりますが、これに加え、複数の大企業者が共同で事業活動を実質的に支配している中小企業者についても、主務省令で定める関係にあるものについては調整の対象となります。

なお、これに関連して、中小企業者の定義の見直しについては、現在中小企業政策審議会定義改定問題小委員会において検討がなされております。

いわゆる事業分野調整法は昭和五十二年に成立

いたしましたが、法律施行後四年間の大企業者の進出による紛争を見ますと、進出による影響が地域的にあらわれている事例がふえており、しかかも、その多くは、地域の中小企業団体との調整について、地方自治体が話し合のあつせんを行つていているのが実態であります。

しかししながら、現行法におきましては、地域的な紛争におきましても、中小企業団体の調査、調整の申し出は主務大臣に直接行うことになつており、地方自治体の意見が必ずしも反映される仕組みになつております。したがいまして、事業分野調整問題が地域の実情に応じて迅速に調整されようするためには、都道府県の区域内の中小企業団体から主務大臣に対して行う調査、調整の意見を述べることができるように改めることが必要であります。

また、大企業者の進出は、いわゆるダメーによる場合がありますが、最近のダメーによる進出の実態にかんがみ、大企業者の定義に関する規定を整備することが必要であります。

このような実情に対処するため、今般、事業分野調整法の改正を提案することとした次第であります。

次に、その内容について御説明いたします。

その第一は、現在、大企業者が単独で事業活動を実質的に支配している、いわゆる大企業者のダメーは調整の対象となつておりますが、これに加え、複数の大企業者が共同で事業活動を実質的に

支配している中小企業者についても、主務省令で定める関係にあるものについては調整の対象となります。

なお、これに関連して、中小企業者の定義の見直しについては、現在中小企業政策審議会定義改定問題小委員会において検討がなされております。

が、その検討においては、事業分野調整法の趣旨をも考慮し、中小企業の業種、業態を十分勘案し

て対処することが必要であります。

第二は、都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体から主務大臣に対して行う調査、調整の申し出については、当該都道府県知事を経由して行うものとともに、都道府県知事は、当該調整の申し出案件に関し、大企業者の進出の影響等について、主務大臣に対して意見を申し出ることができるとともに、この場合、都道府県中小企業調停審議会の意見を聞くことができるとしております。

なお、これらの措置を実効あらしめるために

は、紛争を未然に防止するために大企業者に対する指導を適切に行なうことはもちろんのこと、法律上申し出資格を欠く中小企業団体の申し出についても、地域の実態に即した彈力的な行政指導により対処するとともに、都道府県知事の意見は、主務大臣の調整措置の内容に十分反映するよう努めることが必要であります。

第三は、附則において、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正し、都道府県知事を経由する調整の申し出案件について、都道府県知事が大企業者の進出の影響等について主務大臣に対する意見を定めるため必要があると認めるときは、都道府県中小企業調停審議会を置くことができる」とし、同審議会は都道府県知事の求めに応じて進出の影響等に關し調査審議することとしております。

なお、これに関連して、同審議会のあり方として、中小企業事業分野の調整問題を調査審議するにふさわしい構成とその運営がなされるよう措置することが必要であります。

最後に、以上のほか、調査、調整の申し出を行つた中小企業団体の構成員たる中小企業者に対しても、主務大臣及び都道府県知事において、なお一層その近代化等を促進するため、指導、助成措置を強化することが必要であることを指摘しておきたいと存じます。

以上が本草案案の趣旨及び内容であります。何とぞ全会一致をもつて御賛同あらんことをお

願い申し上げます。

○野中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
お詫びいたします。
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○野中委員長 起立総員。よって、さよう決しました。
なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野中委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。辻英雄君。
○辻(英)委員 私は、先般来、非常に世間の注目を浴びております日本原子力発電の敦賀発電所の事故につきまして、質問をいたしたいと思いま

今回の事故につきましては、通産省当局、資源エネルギー庁の調査結果も逐次公表されつありますし、また、当委員会としても重大な関心を持って、去る五月八日実地視察をし、私も参加をして現地の具体的な事情を視察し、かつ現場責任者からの意見も聴取した次第であります。

一方、国全体について考えますと、重なるオイルショックの中で、わが国の経済、国民生活に対するその深刻な影響から立ち直るよう、国を挙げて努力しておるときであります。特に、昭和六十五年度までにエネルギーの石油依存率を五〇%に下げるため、昨年十一月、石油代替エネルギー供給目標を定めて、その達成のために各般の努力が続けられておるときであります。

その目標を達成するためには、目標の中で示された法律案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○森山(信)政府委員 ただいま辻先生から御指摘のございましたように、今回の日本原子力発電株式会社敦賀発電所における一連の事故につきましては、電気事業法に基づいて、通産省といしましては、電気事業法に基づきます立入検査を含めまして徹底的な原因追求を行ったところでございます。

その結果を去る五月十八日に報告書の形で公表したわけでございまして、その概略を申し上げますと、まず本年一月に二回にわたって発見されましめた第四給水加熱器からの水漏れ、これにつきましては、今後当該部の材料を切り出しました上で、破面観察あるいは肉厚測定等の詳細な研究、調査の必要があると考えておるわけでございます。

まず第一点の給水加熱器の水漏れにつきましては、今後当該部の材料を切り出しました上で、破面観察あるいは肉厚測定等の詳細な研究、調査の必要があると考えておるわけでございます。

なお、第二点の廃棄物処理建屋内で発生いたしました放射性廃液の漏洩原因につきましては、一般排水路への放射性廃液の漏洩という問題となつたわけでございまして、いろいろな要因が重なっておりますが、総合的に評価いたしますと、放射性廃棄物処理建屋の設計施工管理上に大きな問題があつたのではないかということでございまして、これに運転管理面におきます人為的ミスが加わって発生したのではないか、こういうことを私どもは把握したところでございます。

したがいまして、今回の事故に対します国民のこのとのために、何よりも今回の事故の本当の原因を探求して、再び同種の事故が起こらない状態を速やかに確立して、国民の信頼を回復するということが通産省の重大な責任であると考えるわけであります。

そういう意味で、その後通産御当局も今回の事故の結果をいろいろ検討して、新しい対策を御検討中であるように聞いておりますので、今日までどのような状態まで進んでおるのか、お伺いいたしたいと思います。

○森山(信)政府委員 ただいま辻先生から御指摘のございましたように、今回の日本原子力発電株式会社敦賀発電所における一連の事故につきましては、電気事業法に基づいて、通産省といしましては、電気事業法に基づきます立入検査を含めまして徹底的な原因追求を行ったところでございます。

その結果を去る五月十八日に報告書の形で公表したわけでございまして、その概略を申し上げますと、まず本年一月に二回にわたって発見されましめた第四給水加熱器からの水漏れ、これにつきましては、今後当該部の材料を切り出しました上で、破面観察あるいは肉厚測定等の詳細な研究、調査の必要があると考えておるわけでございます。

まず第一点の給水加熱器の水漏れにつきましては、今後当該部の材料を切り出しました上で、破面観察あるいは肉厚測定等の詳細な研究、調査の必要があると考えておるわけでございます。

なお、第二点の廃棄物処理建屋内で発生いたしました放射性廃液の漏洩原因につきましては、一般排水路への放射性廃液の漏洩という問題となつたわけでございまして、いろいろな要因が重なっておりますが、総合的に評価いたしますと、放射性廃棄物処理建屋の設計施工管理上に大きな問題があつたのではないかということでございまして、これに運転管理面におきます人為的ミスが加わって発生したのではないか、こういうことを私どもは把握したところでございます。

不感を一掃するためには、いま申し上げました

ようなポイントにつきまして会社に徹底的な改善を行つていただきたいということが一つ、それから國の責任いたしまして、こういった設計施工

に関します十分な配慮、安全審査あるいは安全管理といふものにつきましてなお一層の努力をする

必要があると考えておりますと、私どもは、その線に沿いまして鋭意、原因の究明のみならず、対策の確立を急ぎたいと考えております。

○辻(英)委員 以下、時間がありませんけれども、幾つかの問題点に対し、今回の事故から考えられます、いま長官からありましたような包括的、全体的なお話をまことにごもつともなんですが、その中に浮かんでまいりました問題点について若干お尋ねをしてみたいと思います。

第一に、第四給水加熱器からの漏洩につきましてお尋ねしますけれども、一月に二回にわたって抽気側胴でドレン水漏れがあつたにもかかわらず、そのことを通産当局が報告を受けたのがきわめておくれた後であつて、四月一日になつて疑いがあるということが通産省にわかつた。その間、会社側としてはそれなりの対応をいたしたようでありますけれども、基本的に見ますと、軽微な事故であれば通産省に報告する必要がない、それは行政上一応もつともでござりますけれども、何が軽微な事故で、何が軽微でない事故であるかといふことは、どういう物差しになつておるのか。あるいは会社が一方的に、なるべく通産省に知られたくないという姿で自由な、任意な判定をして、軽微であったから報告をしなかつたのだというふうに恐ろしいことであるような気がするわけでございます。

同時に、関連しまして、通産省の運転管理官といふ方が敦賀の発電所に駐在をしておる。その方が、一月に起つた事故を四月一日までわからなかつたというふうに伺つておるのであるのですが、何のために駐在をしておるのだろうか、そういうやり方でいいのだろうかというのが一つの国民の疑問であります。

あると思いますので、その二つの点についてお答えをいただきたいと思います。御担当の事務当局の方で結構です。

○石井政府委員 第一点の報告義務の範囲でございますが、電気事業法によりますと、電気工作物の損壊事故といふものが法律によります報告義務

対象とされておるわけでございますが、これが施行規則におきまして、主要な電気工作物の著しい機能の低下または喪失という規定になつておるわけでございます。そういう観点からいたしますと、きわめて定性的な定義ということでございま

すが、私どもは、こういった疑惑が生じないようになりますが、五十二年三月、大臣通達をもちまして、いかなるささいな故障であつても報告をするようにと

いう指導を行つておるわけでございますが、遺憾ながら、このベースにのつた会社側の判断及び処理がなされなかつたという点について、きわめて遺憾であるというふうに思つておるわけでございます。

ただ、振り返つてみますと、いま申し上げましたということが、今回法律違反かどうかというこ

とを問われる段階におきまして、その具体的なクライティアの存在が議論になつてきましたわけでござります。そういう意味で、逆に法律上の報告義務

対象であるにもかかわらずそれが報告されなかつたということで、世上事故隠しといふような批判も招いておるわけでございます。そういう意味で、私どもとしましては、従来の単なる指導、通達によりましてカバーするだけなしに、法律上の報告義務につきまして具体的なクライティアを

例示等をもちながら今後設定をしてまいりたいと

いうふうに思つておるわけでございます。

それから、第二の運転管理専門官についてのお尋ねでございますが、現状は、電力会社におきま

す保安規程の遵守状況の指導、監督という見地か

らサイトに常駐をいたしておるわけでございます

が、その業務遂行の基本は、会社側からの報告に基づきまして、必要な書面のチェック及び現場の確認等の業務を行うことになつておるわけでございます。その意味において、単純な信頼関係だけ

でこれを行うことが、今回の敦賀事故の場合におきまして、いわば信頼関係が裏切られたという経験もあるわけでございますので、その点につきましても、私どもとして専門官制度の再構築を図らなければならぬ、またそうしなければ国民の負託にこたえられないという観点で現在検討を進めています。

検討の方向といたしましては、専門官が日常チェックすべき書面の種類というものを確定いたしました。また、必要な業務の内容、方法も確定をする。これに對応いたしまして、会社側の保安規程を整備いたしまして、保安規程上専門官に対するべき責任者の確定、あるいは先ほどの保安規程を設定をする、こういう形で、いわば保安規程の裏づけを持ちなが専門官制度の再構築を図るということで現在検討を進めておるところでございます。

検討の方向といたしましては、専門官が日常チェックすべき書面の種類というものを確定いたしました。また、必要な業務の内容、方法も確定をする。これに對応いたしまして、会社側の保安規程を整備いたしまして、保安規程上専門官に対するべき責任者の確定、あるいは先ほどの保安規程を設定をする、こういう形で、いわば保安規程の裏づけを持ちなが専門官制度の再構築を図るということで現在検討を進めておるところでございます。

〔委員長退席、梶山委員長代理着席〕

○辻(英)委員 いまのお答えの中で、二、三私の意見を申し上げて、さらに伺いたいと思う点がござります。

いまの電気事業法に基づきます電気工作物保安規程といいますか、そういうものの立て方、これは古い水力発電時代あるいは火力発電時代といふことから物が歴史的に発生してきたのでやむを得ないとは思うのですけれども、抜つておるものがある原子力である、あるいはそれに関連する放射能である、あるいは排水であるというようなことについての角度から、電気事業法自体なりあるいは保安規程といふものをもう一回見直してみる必要があるのではないか。

漏水の問題に関連した建屋の建物そのものの意味合いといふものは、水力電気であれば、極端に申しますと、雨にかかるないように屋根があればいいというのが建屋の性格であると思います。しかし、これはスリーマイル島のときも同じであります。

排水が建物の中に漏れるということがあつた場合には、第一次的な防御手段になるという性格を持っています。

さつき、軽微なもの報告について画一的、一

律的に網がかぶせてあるところに問題があると言われましたけれども、まずその前に、電気事業法なり工作物規程等について、原子力の放射能から来る人間への被害、つまり電気事業の本来の仕事そのものに対する角度からものは十分考えられておる。幸いにして原子炉本体についての事故は全くわれわれは聞かないというのは非常に結構なことなんですが、これはやはり本体の事業だけの角度で見ておる。保安といいますか安全というものは、事業の正常運行のために必要であるとともに、人命の安全のために必要なことであります。そういう角度から電気事業法なりあるいは工作物規程といふものをもう一回見直す必要があるのではないかと私は考えるのですが、御意見を伺いたいと思います。

○石井政府委員 お尋ねの第一点の保安規程でございますが、原子力発電所は他の火力発電所ないし水力発電所と異なりまして、単なる電気事業法の規制のみならず、原子力発電所による規制を受けるわけでございます。したがいまして、保安規走につきましては、原子力発電所以外につきましては電気事業法による届け出で足りるわけでございますが、炉規制法によりまして原子力発電所の保安規定は厳正な審査をする、そして許可を得る

というたてまえで運用いたしておるわけでございます。もちろん、自主保安体制のいわば憲法でございますので、この保安規定の整備といふものを

今後とも厳重に指導してまいりが必要があるうかと

いうふうに考えておるわけでございます。

それから、お尋ねの第二点の、放射性廃棄物処理設備その他の付属設備に関するいわば電気工作物以外の施設、建屋あるいはそれに関連、接続いたしております電気工作物以外のそいつた設備であっても、それが電気工作物を設置いたしました施設と一体化いたしておるわけでございますので、それは当然チェックすべきであり、あるいはその建屋に関して言えば、放射能の密閉性といいますか、格納性について十分チェックすべきであるという御指摘はごもっともだと思っております。

今回の事故を貴重な教訓としまして私ども第一に考えておりますのは、先ほど御指摘のように、原子炉本体及びタービン系統につきましての審査、建屋についての審査につきましては、単に耐震性のみならず格納性あるいは遮蔽性、そういう点のチェックをいたしておりますわけでございますが、付属設備に関しましては、これまでそれが行なわれていなかつたという点を十分反省いたしまして、当該電気工作物を包む施設全体を有機的にチェックをする体制をつくるべく、現在、技術基準の改正を考えておりますし、その基準に合わせまして審査及び事前検査、使用前検査の体制を改善すべく検討中でございます。

○辻(英)委員 もう一つ関連してお尋ねしたいと思いましては、保安規定にその会社の作業、行動が合つておるかどうかというか、その以前に、形式的に書かれる運転日誌等がちゃんとなつておるかということは、もちろんこれは大変大事なことであると思いますけれども、さっき言われました自主管理という名のもとに会社は誤りをしないのだ、会社から報告されたことを聞けばいいのだと、いう形に、どうもいまの管理官制度というものはなつておるところに問題がある。あれは配置された人の数なりあるいは人の技術的能力なり、そういうものの制約があることはある程度わかるから、そのことからくる制約があれば、これは制約を除くように質なり量なりについて御努力をいただかなければならぬ。行政改革だから何でも抑えられたいといふふうに思つておるわけですが、これが実現するためには、非常に心配するわけでございます。その辺に

ればいいというものではないと私は思つております。重要な問題だと思いますが、それと同時に、物の考え方自体が、会社は悪をなさず、会社は過失をなさずという観念は、これは安全や保安の場合には適用できないことだ、私の長い経験でそうなるということを申し上げたい。

これは悪をなすということは誤解がありますけれども、たとえば後で出てまいります廃棄物処理建屋が旧建屋と新建屋がある。旧建屋を増築した、これは地形の事情とか何かいろいろな事情があつたことを承つておりますけれども、増築した際に、チェックするのに図面が会社から出てこなかつたからよく見なかつたのだというようなお話をがちょっと、本当かうそかわからないけれども、そういうことを聞きました。会社が持つてこないから見ないというなら通産行政は要らないわけですが、私は思うわけでございます。

そういう意味で、いま申し上げましたように管理制度という制度がいいのかどうか、あるいはいまのやり方でいいのかどうか、あるいはいまのようないふうに説明を現地で聞いた記憶なんですが、それでも、実際にはごく短い間に事故が起つておる。ということになると、そういう重要な設備そのものに当初から欠陥があつたのではないかといふような疑いも新聞等には出でております。私はわかりませんけれども、問題の処理として、一つは、いまの保修でもう大丈夫なのかということと、本来そういうところで使われている機材、設備というものが、いわゆる表面言われているような安全なものであるのかどうかということについてどういうチェックをされましたか、どういう御見解か、伺いたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 まず、現在の第四給水加熱器B系統の状況でございまが、四月一日にこの実情を知りまして立入検査を行いましたが、そのときこの事実を知つて、直ちに炉をとめさせておきます。現在とまつておる状態でございます。その翌日から定期検査に入つたわけでございますが、この状態そのままで、私どもは安全上問題なしとしておりません。詳細に点検いたしまして

つきましてもう一度お答え願います。

○石井政府委員 先ほどは運転専門官制度の見直しの方向について申し上げたところでございますが、ただいまのところは、先生御指摘のように、業務を円滑に遂行するために会社側からの報告をベースとせざるを得ない状態で業務が運営されてきたわけでございますが、今後は、専門官の守備範囲というのを明確に定め、かつ業務方法を定めまして、それに即応した会社側の義務、これは保安規定に盛り込むことによりまして、保安規定を遵守しなければいけない義務が発生し、かつそれが遵守されない場合には所要の行政上の措置がとり得るという原子炉規制法等の担保手段を背景としまして、いわば単純なる信頼関係でなしに、保安規定を遵守させるという行政上の担保を前提として専門官との対応関係を明確化したいというふうに思つておるわけでございまして、おっしゃるよう、今回経験が、いわば原子力安全委員会が申しておりますように、電気事業者と規制当局との信頼関係が損なわれたということを、どうしても今後の専門官制度あるいは審査制度の上に反映をしていかなくちゃいかぬというふうに私どもとしては思つておりますが、そういう観点から、専門官制度あるいは審査制度につきましては十全な改善を行つてしまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○辻(英)委員 お答えで大筋了解しますけれども、もう一つ付加して申し上げなければならぬのは、保安規定、たとえば私の知つておりますあります主管理という名前で会社がやるのはあたりまだ、会社がやるのは当然のことでありまして、会社の法律的、社会的責任はあるけれども、国民党は中だと思いますけれども、物の考え方として、自主品牌という名前で会社がやるのはあたりまだ、会社がやるのは当然のことでありまして、会社を頼つておるのじやなくて、やはり通産省を頼りにして安全が確保されていると思うのでありますから、自主的な努力をさせる意味で自主品牌と、いうお言葉をお使いになることはいいのだけれども、会社任せかというようななつき二、三出

全であるという発想そのものの中に若干問題点があるような気がいたすわけでございます。公益事業部長の言われた趣旨、保安規定をちゃんと守らせる、結構なことでありますけれども、それだけで済むものではないということは、安全の御担当の専門家の方はわかっているらしいと思うけれども、形で済むことではないのだということをもう一つだけ、これは私の意見として一方的に申上げておきます。

それから、この問題の最後でありますけれども、通産当局なり運転管理官が知らない間に二回も保修が行われたのでありますけれども、一回目の保修はそれでいいと思ってやつたけれども、結果的にはだめだった、二回目の水漏れが出てまたやつたという経過なんですが、今度の保修で安全な状態になつたかどうか、もう大丈夫なのかどうかといふことが一つ。

それから、承りますと、この設備そのものは、普通でいうと耐用期間が十五年ぐらいあるものだといふうに説明を現地で聞いた記憶なんですが、それでも、実際にはごく短い間に事故が起つておる。ということになると、そういう重要な設備そのものに当初から欠陥があつたのではないかといふような疑いも新聞等には出でております。私はわかりませんけれども、問題の処理として、一つは、いまの保修でもう大丈夫なのかということと、本来そういうところで使われている機材、設備というものが、いわゆる表面言われているような安全なものであるのかどうかということについてどういうチェックをされましたか、どういう御見解か、伺いたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 まず、現在の第四給水加熱器B系統の状況でございまが、四月一日にこの実情を知りまして立入検査を行いましたが、そのときこの事実を知つて、直ちに炉をとめさせておきます。現在とまつておる状態でございます。その翌日から定期検査に入つたわけでございますが、この状態そのままでは、私どもは安全上問題なしとしておりません。詳細に点検いたしまして

原因を分析いたしまして、その結果によりまして必要な措置をとらせる所存でございます。

なお、第四給水加熱器に限らず、この発電所にてはほど給水加熱器がございますけれども、すべてにつきまして定期検査を厳重にやりまして、類似のものはないかということを含めて適切な措置をとろうと思っております。

それから、耐用年数が十五年に比べて、このようないびが入ることは、そもそも最初から問題があつたのではないかという御質問でございますが、その件につきましても、十分ひび割れの、たとえば割れ方とかあるいは割れております破面を技術的にチェックいたしまして結論を出したいたいと思いますけれども、一般的に申し上げますと、給水加熱器の今回は溶接部近傍にクラックが発生しましたわけでござりますが、たとえば溶接施工の方法等によりまして熱応力があるといったようなことがございますと、こういうよなクラックがあることは技術的には間々ございます。そういうものは定期検査の際に発見して直していく、こういう形になるわけでございます。したがいまして、本件もそういうよな溶接に伴う一種のひずみ等から出るものかどうかということなどを検討いたしまして、所要の措置をとりたいと考えております。

○辻(英)委員 それでは、次にお尋ねしたいと思いまるのは、今度の事故の中で、後から発生しました大きな廃液漏れの方につきまして、いまと同じような角度で二、三お尋ねしてみたいと思いまします。

これがまた非常に発生から事故報告までの時間をとりましたことにつきましては、先ほど申し上げましたので、重ねて同じことは言わずに省略をいたします。

それで、もう一つは、事故の幾つかの基本的な原因があると思いますけれども、第一に、この事故が起こった大きなファクターの一つとして、廃棄物処理上屋を建て増しをして、その建て増しをした中にマンホールが残っておつて、それが一般

排水路につながつておつたということが基本的な原因の一つであると思います。

それについて、先ほども触れましたけれども、ちよと本当かどうかわからないけれども、要するに建物改築についての申請があつたときに、図面がついていなかつたのでマンホールが残つておるところがわからなかつたということが本当なのかな?

どうか、もしもその要件でなかつたにしてはどうか、あるいはその要件でなかつたにしてはどうか、あるいはその要件でなかつたにしてはどうかといふふうなことがわからなかつたということが本当なのかな? どうか、もしもその要件でなかつたにしてはどうか、もしそうであるとすれば、その図面を提出することは建物改築の申請の要件でなかつたのかどうか、あるいはその要件でなかつたにしてはどうかといふふうなことがわからなかつたか、こういうよな気がついていますけれども、どうも、どちらかといふふうな気がついています。
○高橋(宏)政府委員 御指摘の浦底湾に対します放射性物質の漏洩につきましては、私ども、三つの事象が重なつたというふうに考えます。

一つは、去る三月八日を中心としまして異常な放射性廃液が建物の中に漏れたということでござります。

これがまた非常に発生から事故報告までの時間

をとりましたことにつきましては、先ほど申し上げましたので、重ねて同じことは言わずに省略をいたします。

これがまた非常に発生から事故報告までの時間をとりましたことにつきましては、先ほど申し上げましたので、重ねて同じことは言わずに省略をいたします。

それで、もう一つは、事故の幾つかの基本的な原因があると思いますけれども、第一に、この事故が起こった大きなファクターの一つとして、廃棄物処理上屋を建て増しをして、その建て増しをした中にマンホールが残つておつて、それが一般

ントボックスがあつて、それが恐らくすき間があつておりましてそこから入つた、こういう三つの問題が起きたわけでございます。

そういうことになつた原因の一つの、いま御指摘のこのマンホールが下にあつたということをどうしてチェックできなかつたか、こういうよな

建物の施工が十分でなかつた、それを認可のときには非常に御熱心だけれども、放射能を含んだ施設につきましては、電気事業法に基づきまして必要な認可を得なければいけません。

その認可の際のやり方でござりますけれども、ルールを申し上げますと、この認可に際しましては、技術基準どおりにそれが設計されているかどうかということをチェックするシステムになつております。

一つは、この技術基準そのものに、いま私が申し上げましたような二つのミスが今度はあつたわけございますが、それをすべてカバーし得るよ

うな具体的な基準があつたかどうかといいますと、実はよく読みますと、そして今回のこの事故を振り返って照合してみると、十分でなかつたという反省をいたしております。それが一つでござります。

それから次は、認可をいたします際に、たとえば技術基準に書いてなくとも、技術的には常識ではないかという御指摘ございましたが、審査をいたします際には、当然申請書及び添付図面があるわけございますが、そこにつきまして、電気事業法の施行規則別表第三といふところに決められておりますが、たとえば廃棄設備につきましては「廃棄設備の構造圖廃棄物処理設備のフローシート」とか「廃棄物貯蔵タンクその他の耐圧容器および管の強度計算書」、こういったものが添付書類になつておりますので、こういうものから審査するわけでございます。

そういうことでござりますので、実は建物との

関係とかあるいは一般排水路等との関係について示す図面あるいは書類等がなかつたということがわかつたわけでございます。

子炉本体につきましては当然でございますが、十分そういうことが考慮されて省令ができるおるわけでございますが、実は今度のことは、言うなれば予想外の出来事でございまして、そういう意味では予想外の出来事でございまして、そういう意味では、お言葉ではございますが、一

般で建設し、運転する電気事業者そのもののこういふ問題に対するもつと張り詰めた安全感覚、あるいは設計施工についての注意というものがますます強化されなければならないと感じます。

それが、いま言いましたような規則上の、結果的には私ども不備と思つておりますが、それに分しておつたというよな問題があつた、いまおつしゃつておつたというよな問題があつた、いまおつしゃつておつたというよな問題があつた、いまおつしゃつておつたというよな問題があつた、いまおつしゃつておつたといつたように工事がよくなつて、そこで漏れた水が下に浸透するようになつておつたとおも、そういう問題があつたと思つます。それはそれで技術的にお考へいただければいいのだけれども、審査する角度自体について、第一次的に自主管理ということを重ねて強調されることについて、私は必ずしも賛成いたしかねるということだけ申し上げておきます。

もう一つ、水流し込んだ場合に開閉弁が閉まつたか、あつたかといふ問題が直接の原因の一つであつて、閉まつたと思っていたところが閉められておつたといふことがもう一つの直接のこの問題の原因であるように私は理解をしたわけでござりますが、その弁のコントロールをするについ

あるいはその運転装置を操作する人間の関係、そ

をするという制度をとっています。

これは労働安全衛生法に基づく措置でございま

すが、原子力発電所につきましても、この規定が

適用されますので、そういった事前届け出の励行

について指導をしておりますし、また一たん出た

届け出の内容につきましてチェックをして、安全

地が狭かつたとかいろいろな事情もありますが、

会社の原子炉本体あるいは発電装置本体に対する

熱心さと比べると、放射能の防御に対する熱心さ

が感覚的に不足しておるような、これは私の勘で

ございます。したがつて、通産省のおやりになっ

ている規定そのものの審査というのも、どちら

かというと規定の整備というものもその面におい

て不備なような気がする。

そこで、労働省において願つておるからお尋ね

しますけれども、労働省の方は、原子力発電所の

中の放射線に対する被曝について何か責任を持っ

ておられるよう思つけれども、被曝の前提にな

る放射能漏れを防ぐのをどうするか、今度の被曝

の場合、除染作業のときにはだけ労働者が被曝

したかというような問題もありましようけれど

も、その以前の問題として、いま起るような放

射能漏れを生ぜしめない設備、あるいはこれは建

築物もありましようし、設備もありましようし、

あるいはそれに伴う衛生管理の前提条件としての

衛生工学的な問題もあると思うのだけれども、そ

ういう問題についてはどちらの権限になつておる

のか、労働省の権限がどこまであって、どこまで

が通産省とラップしているのか、いまの衛生面に

ついてどうなつておるのか、これはどちらからでも

いいからお答えいただきたい。

○望月説明員 私どもは、従業員の業務上の災害事故を防止するために、一定の設備につきましては計画の届け出制度というものを設けまして、対象事業場、対象機械等を限定した上で、建設物や機械の設置、移転等に係ります計画の届けをさせまして、法令違反その他について事前にチェック

をするという制度をとっています。

これは労働安全衛生法に基づく措置でございま

すが、原子力発電所につきましても、この規定が

適用されますので、そういった事前届け出の励行

について指導をしておりますし、また一たん出た

届け出の内容につきましてチェックをして、安全

地が狭かつたとかいろいろな事情もありますが、

会社の原子炉本体あるいは発電装置本体に対する

熱心さと比べると、放射能の防御に対する熱心さ

が感覚的に不足しておるような、これは私の勘で

ございます。したがつて、通産省のおやりになっ

ている規定そのものの審査というのも、どちら

かというと規定の整備というものもその面におい

て不備なような気がする。

そこで、労働省において願つておるからお尋ね

しますけれども、労働省の方は、原子力発電所の

中の放射線に対する被曝について何か責任を持っ

ておられるよう思つけれども、被曝の前提にな

る放射能漏れを防ぐのをどうするか、今度の被曝

の場合、除染作業のときにはだけ労働者が被曝

したかというような問題もありましようけれど

も、その以前の問題として、いま起るような放

射能漏れを生ぜしめない設備、あるいはこれは建

築物もありましようし、設備もありましようし、

あるいはそれに伴う衛生管理の前提条件としての

衛生工学的な問題もあると思うのだけれども、そ

ういう問題についてはどちらの権限になつておる

のか、労働省の権限がどこまであって、どこまで

が通産省とラップしているのか、いまの衛生面に

ついてどうなつておるのか、これはどちらからでも

いいからお答えいただきたい。

○望月説明員 私どもは、お尋ねの労働者の被曝につきましては、調査上重要な事項であるとの観点に立ちまして、現在まだ調査を続行中でございます。三月八日に発見されました事案の調査について、先

方からお答え願いたい。

ことはいいのですけれども、最終的にどういう状態であるのか、問題がないのかどうか、労働省の

漏れに関連して被曝した作業員等の被曝状況について一応御報告いただいておりますから、細かいことはいいのですけれども、最終的にどういう状態であるのか、問題がないのかどうか、労働省の

漏れに関連して被曝した作業員等の被曝状況について一応御報告いただいておりますから、細かいことはいいのですけれども、最終的にどういう状態であるのか、問題がないのかどうか、労働省の

ことは技術的に私はわかりませんけれども、そ

ういうことについて何か会社が隠しているのでは

ないかというような雰囲気で何となくそのときに受け取られた記憶を持つておりますけれども、そ

ういうことのないよう、後がどうなつたのか、責任ある労働省当局は、後で結構ですから、その辺の経過がどうなつたのか明白に世間にわかるよ

うに、國民が安心するようにしていただきたいと

思うわけでございます。本件はこれでやめます。

あと、もつと大きな問題で、関連した違つた問題で、時間の範囲内で二、三お尋ねしたいと思います。

第一に、今回の事故にかんがみまして、地方自

治体の長がみずから立入検査ができるようにして

もらわないと責任が持ちにくい。ただ、これにつ

いては、法体系上原子力保安行政を通産省の責任

で一元的にやらなければいけないからそれはうま

くないんだ、そういう御見解もあるようあります。

私が言いたいのは、原子力発電立地につきま

しても、滝川町の町長の例が全体かどうかわから

ませんけれども、自治体の長は非常に苦勞をして

いることにつきまして慎重な検討を続けてまいり

ます。

○森山(信)政府委員 ただいま御指摘の問題につきましては、実はいまの原子力行政が確立される際に一年ほどかけまして、行政のあり方の議論を

していただいたことがございます。その際に、地方自治体の権限問題が大変大きな論議的になつたわけでございます。今回のような事故がありましたが、それまでおこなわれた御意見、御要望

が提出されることもまたあたりましたことではない

かといふふうに考えておるわけでございます。

ただ、私どもの基本的な考え方といたしま

と、自治体の方に権限を与えるということとは、裏

を返しますとまた責任も分担していただくとい

うこともなりますので、その辺の兼ね合いで大変

むずかしい問題ではないかという気がいたしてお

ります。

現実には、原子力発電所が立地いたしておきま

す各自治体の方々と原子力発電所の間におきま

して立入調査等につきましての協定を結んで処理を

しておられるわけでございますけれども、これを

法的に裏づけをすることの可否につきまして、私

どもは現在、そういう自治体の御要望も踏まえ

て、どういう解決策をとるのが最もよろしいかと

いうことにつきまして慎重な検討を続けてまいり

たい、かように考えている次第でございます。

○辻(英)委員 慎重かつ有効な御検討を御要望いたしておきたいと思います。

もう一つ別な問題ですが、原子力発電所の稼働率を上げたい、上げなければならないといふことは、われわれのエネルギー政策にとって大切なことだと思うのですが、稼働率を上げるために、ややもすれば保安のための必要な措置がとりにくいといいますか、手抜きという言葉はよくなないと思うのですが、後回しになるというようことが一般的にあるように伺つておるわけであります。

もう一つは、またよく言われておりますのは、定期検査のために原子炉をとめるけれども、定期検査に要する期間をなるべく短くすべきではないか。私どももそう思うわけであります。人の話でありますけれども、通産省あるいは科学技術庁から来る検査官の数が足りないということから、やむを得ず必要以上にといいますか、よけいに時間がかかるというような話を漏れ承るわけであります。

そういう意味で、政府の機関が必要な対応ができないから無用に操業率が下がるということとは

なはだ残念なことだと思う。同時に、安全面から見ますと、へたにいきますと、操業率を上げさえすればいいんだというふうに間違えるのであります。が、自先の操業率ではなくて長期的に操業率を上げようとすれば、保安、安全の確保することが必要であることは今回の事件からもわかるわけでありまして、ああいう事故がありましたから今まで敦賀の原子炉はとまつておる。まだ相当期間とまらなければならぬということは、長期的に見たら、保安の手抜きをしたためにかえつて操業率が下がる、こういう結果になつておると私は思ひます。

こんなことは通産御当局、みんなわかつておることでありますから、そういうことを踏まえて、ひとつ本当の意味で操業率が上がるよう御努力をいただきたいと私は考へるわけであります。

す。

うな気がする。

もう一つ、私の勝手な推量でございますが、CANDU炉導入の阻害要素になつた話の一つとし

ます。非正常な骨折りで全体としては逐次改良されておるようと思うし、ほかの西欧諸国よりも高いと思ひますが、御承知のように、カナダの原子力発電所の操業率が非常に高い。これは御承知だからだと私は理解をしております。CANDU炉をめぐりまして、これを日本に導入するかどうか、二年ほど前に政府部内で非常な御議論があつた結果、最終的に、今日の段階ではまだそこまで手が及ばないからしばらく留保するというような結論で今日まで來ていると思います。その後、先ほども申し上げましたエネルギー供給目標という点から考えましても、原子炉の数はもつとふやさなければならぬ。そういう原子力技術を強化しなければならぬという点から考へると、私は、もう一度新しい角度に立つてCANDU炉導入問題を考へる必要があるのではないか、このように思ひます。

○田中(六)國務大臣 御指摘のよう、日加の貿易問題というのにおいてある。実は一昨年、私はカナダに参りました。自動車その他関連した問題で話を聞いてまいりました。これは大臣としてお尋ねしますが、カナダの場合はアメリカと違つてトータルで文句を言われる筋合いはございませんし、また、日加の自動車問題につきましても、一・何ヵかの高関税率をカナダはアメリカと違つてとつておりまし、貿易全体といたしましては、私ども、いろいろカナダとの関係は悪くはないと思つております。

ただ、御指摘のCANDU炉の問題につきましては、日本の原子力委員会がこれを一応拒否した形でござりますけれども、わが政府といたしましては、カナダ側の強い要望もございまして、また日加両国の親善関係なども考へまして、CANDU炉の科学的水準が悪いというようなことはわれわれ考へておりません。再検討の余地は十分あるという観点から、このCANDU炉問題に現在鋭意取り組んでおる次第でござります。

○辻(英)委員 時間がありませんのでこれで質問

故は、はなはだ残念な事故でありますが、これを契機にしまして、こういう事故があるから第三のエネルギーである原子力発電を使わない方がいいのだという後ろ向きの発想というものは、日本の

経済なり国民生活のために、はなはだ間違った考えであります。私自身は信じておるわけあります。

しかし、やはり人間がつくった原子力エネルギーを受けるということは、はなはだ情けないことであります。これをめぐつて危険を受けるということは、はなはだ情けないことでもあります。それによつて危険を受けるということは、はなはだ情けないことであります。しかし、現実は必ずしもそうはいっていられない面もありますので、細かいことも申し上げましたけれども、原子力が安全であるということの担保を一日も早く確立して、国民の信頼を回復して、新しいエネルギーが安心して使える状態をつくつていただきたい。これは会社任せではだめだ、自ら管理という名における会社任せはだめだと、私は当局と若干意見が違うけれども、確信を持っております。必ず国の行政の責任の中で、そのため人が要れば人を、金が要れば金を使って、私は全体から見たら大したことではないと思う。そういう意味で、今後原子力の安全性の確保について積極的に、自信を持つて、確信を持つて、ひとつがんばつていただくよう通産御当局に強く御要望しまして、私の質問を終ります。(拍手)

○梶山委員長代理 上坂昇君。
○上坂委員 農林水産省とそれから大蔵省からも来ていただきておりますから、金の先物市場の問題について質問を展開したいと思います。

去る五月二十日、商品取引所審議会に対しまして農林水産大臣、通商産業大臣の名において諮問を行いましたが、この内容は、一つは金の先物市場の開設の問題、それから二つ目は先物取引等の勧誘の問題、三つ目には海外商品取引所における取引の勧誘問題、この三項目と私はとらえております。そして、これらの三項目についての対応のあり方といいますか、それを諮問をされた、こう

いうふうに思いますが、これでよろしゅうございりますか。

○神谷政府委員 御指摘のよう、商品取引所審議会に対しましては、第一は、金を政令指定品目として指定することの可否についてということでおざいますし、第二は、先生御指摘の、八条の解釈逆転によって生じております先物取引市場、私的という言葉を使った方がよろしいのかもしれませんが、私的先物取引市場が野放しの状態になっておる状況、そこから消費者あるいは一般大衆をいかに保護すべきであるか。それから、海外からいろいろな勧誘が来ており、トラブルが若干出ておりますし、さらいろいろ問題を起こす可能性がありますので、この問題に關してもやはり大衆保護の觀点からどのように対処すべきか。この後の二つは一つの問題意識でくくつて検討をお願いいたしております。

○上坂委員 いまの金のブラックマーケットの問題、このブラックマーケットを退治するといいますか、そういう意味からは、この後の二つの問題を、いわゆる取引所法によるところの八条の問題ですね、この問題を先に解決をして、その上に立てて市場問題を取り上げるというのが順序ではないかと私はいつも思っています。そういうかっこうしないで、これは全く二つの、片方、二と三は関連がある、一の問題はまた別個に答申をする、こういう形にされているという形であります。が、私は、そんなふうにいまの答弁を解釈しますが、それでよろしいですか。

○神谷政府委員 いわゆる金等に関連いたしまして、大衆がこうむつております被害ができるだけ防止していくたい、こういうことで從来私も努力してきたわけでございますが、これに対応する考え方として、私どもは二つの面を考えております。

一つは、いま先生が御指摘になりました野放しになつておる状況、あるいは八条解釈の逆転から生じておる問題に法的な対応を要すれば行つていくということでございまして、一つの規制的な考

え方でございます。

もう一方は、しかしながら、やはり金の取引というものが最近非常に活発になつてきておりますし、大衆の金に対する関心も非常に高くなつてきています。さらには、金の取引量の増大、取引の活発化に伴いまして、取引にかかる関連者等が先物のヘッジの場というものに関して関心を持ち始めているというようなものもろの状況を勘案した場合、それに對する適切な受け皿をつくる。しかも公的なものであつて、できるだけ大衆の保護その他にも配慮した形での公的な受け皿をつくる。この二つのものを車の両輪のように考えながら進めていくことによりまして、金あるいはそれに類似たいろいろなトラブルというものを防止することができます。また、関心のある向きに閑ましても、適切な場の提供が可能であるといふことによって、ややもすれば、いかがかと思われるような方々の勧誘に応ずることも少なくなるのではないか、こういうふうに考えておりますので、切り離して二つ申し上げましたが、これは規制面と受け皿という意味で車の両輪的に考えておるわけでございます。両者は密接に関連をしておると考えておりますので、一つの審議会に諮問をいたしましたわけでございます。

○上坂委員 五月十四日付の日本経済新聞を見ますと、「香港市場かたり暗躍 金 惡質業者」との見出しがあります。被害届けが多数出てきていましたという記事になつてきているわけであります。

何でこうなつたかというと、いわゆる市場が公認されたといふことで、取引が非常にいいんだといふ形での勧誘が行われている。それから、五月二十三日の朝日新聞によりますと、「金取引またぞる被害 惡質業者、かけ込み勧誘」、こういう記事があるわけです。

最近また香港市場に名をかりて国内の取引勧誘が非常に多くなつてきているわけであります。最近の例によりますと、兵庫県では精神障害者までこれに巻き込んでいます。いまねらつておるの

した階層までえじきにするような非常に重要な問題がたくさん出てきているわけであります。

○神谷政府委員 御指摘の点は、二つの問題があるかと思います。一つは、香港ないしわゆる金のブラックマーケットと言われておるもののが最近大衆に与える被害を増大させておるのでないか、これに対してどうすべきであるか。さらには、もしかばに金が上場された場合に、そこから予測される大衆に対する被害可能性をどう考えるか、こういう点だらうと思います。

前者につきましては、五十五年度は、たとえば当省の消費者相談窓口に寄せられました国内の金の悪質取引に関する相談件数は二百二十六件でございまして、五十四年度の四百五十一件に比べると半減をしておるわけでございます。ただ、先生御指摘のよう、五十五年度といいましても年度末の二月とか三月がややかま首を上げておりますので、われわれ現時点においてもさらに從来行つてまいりましたP.R.の強化等、さらには警察当局等との連絡を密にするというような形でこれには対処してまいりたいと考えております。

それから、香港等海外からの苦情に關しましては、農水省並びに当省に昨年の八月ごろから苦情が大分立つてしまつましたが、五十六年三月までの間に五十九件参つております。その過半とい

うよりも、ほとんどが香港系でございます。したがいまして、これに關しても取引を受けられるといいますか、契約される方々がもう少し注意をしていただいた方がいいと思われるようなケースも非常に多いわけでございますので、私どもといたしましては、すべてこれがいわゆる悪であるとか

犯罪類似行為であるというわけにはまいりませんけれども、慎重な対応をするようP.R.してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、先生御指摘の、金を上場したら勧誘が公認になるのではないか、こういうことでございまが、いろいろ立法府におきましても御審議をいただきながら改善してまいりました商取法に基づきまして、われわれいたしましてはできるだけの指導あるいはチェックを行つてまいる所存でございますが、その点はどういうものであるか、お考えを聞きたいと思うのです。

○神谷政府委員 御指摘の点は、二つの問題があるかと思います。一つは、仮に金の公設市場のブラックマーケットと言われておるもののが最近大衆に与える被害を増大させておるのでないか、これに対してどうすべきであるか。さらには、もしかばに金が上場された場合に、そこから予測される大衆に対する被害可能性をどう考えるか、こういう点だらうと思います。

前者につきましては、五十五年度は、たとえば当省の消費者相談窓口に寄せられました国内の金の悪質取引に関する相談件数は二百二十六件でございまして、五十四年度の四百五十一件に比べると半減をしておるわけでございます。ただ、先生御指摘のよう、五十五年度といいましても年度末の二月とか三月がややかま首を上げておりますので、われわれ現時点においてもさらに從来行つてまいりましたP.R.の強化等、さらには警察当局等との連絡を密にするというような形でこれには対処してまいりたいと考えております。

それから、香港等海外からの苦情に關しましては、農水省並びに当省に昨年の八月ごろから苦情が大分立つてしまつましたが、五十六年三月までの間に五十九件参つております。その過半とい

いまの金の勧誘の仕方というの、一番忙しい

とき会社へ来て、そして帰り際に、困った、ちよつと待つてくれ、帰すわけですね、そうするとあくる日電話がかかるとき、あなたの名前で取引やりましたから、こういうやり方で取引に引きずり込んでしまう、これがいまのやり方なんですね。ですから、非常に巧妙にやるんじゃないのか。

したがつて、金はいまおっしゃるような魅力のある商品ですから、公認をされたということになると、これは一般大衆は飛びつく気持ちを持つて、そこへつけ込むむきというのが非常に多くなつてくるのじやないかということで心配になる。したがつて、警察署からも来てもらつていろいろ聞いたのですが、現在のところでは何とも取り締まりの方法がない。詐欺罪でやろうとしても非常にむづかしい。したがつて、いま手を入れているのは広島県の県警が取り上げた程度しかないので非常に困っている。やはり何らかの規制措置が欲しい、こういうことになつてゐるわけであります。したがつて、市場を先につくつてなくすといふことだけでは非常にむづかしいので、いまのスケジュールからいくとむしろ市場の方が先に行つてしまつて、あととの、いま言われたような八条解釈の問題であるとか、それからその他の保護立法、そういう問題については後回しになつてしまつて、これは来年の国会で審議するのだと、うことになるともう一年かかってしまうというかつこになつてると被害というものは減らないのではないか、こういう恐れを抱いて非常に心配をしているわけであります。こういう点について心配ないと断言できますか。

○神谷政府委員 断言いたしたいわけでございますが、断言ということはそう軽々にできませんので、私どもとしては最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○上坂委員 審議官、もう少しでどこかへ榮転されるかも知れないから、この辺で断言しておいても大丈夫かもしれないけれども、むづかしいけれどもがんばつてもらいたいと思うのです。

ところで、農林水産省の方にお聞きいたしますが、いま南洋材は価格変動が非常に激しい、したがつてリスクのヘッジングの必要があるということはいる、そこへつけ込むむきというのが非常に多くなつてくるのじやないかということで心配になる。したがつて、警察署からも来てもらつていろいろのものについて説明をいただきたいと思うのです。

○山口説明員 合板の上場につまましては、從来からも業界から一部の意見がございまして、林野庁におきましては、一昨年、五十四年の十二月から昨年の八月にかけて、学識経験者とか関連業界の代表者を構成員として、合板先物取引検討会をやつたわけでございます。

合板の価格変動に対応する手段としまして、先物取引の制度を導入した場合にいろいろな利害得失が考えられますので、それを検討したわけでございます。先物取引の制度が十全に機能を發揮するためには、何よりも関連業界の理解と協力というものが必要でございます。現在林野庁では業界に對しまして、先物取引の導入がいいか悪いかと聞いておられますが、それを検討したわけでござります。

○山口説明員 これははつきりは申し上げにくいのですが、ことじゅうには何とか、右か左か結論を出したいと思っておるわけです。もう少し具体的に申しますと、そう遠くない将来には出せると思います。

なお、合板の先物取引制度を導入するかどうかにつきましては、関連業界におきます今後の検討を十分やつていただきまして、これを踏まえまして慎重に判断したいと考えておるわけでございます。

○山口説明員 申し上げましたように、これは運

用上の問題でございますが、運用いかんによりましては欠点もあるわけでございます。考へ得るわけでございます。こういうものをできるだけ排除しまして、合板にふさわしい制度を運用したいとおもふふうに考へております。

○山口説明員 これは全部そろつてあるわけではございませんで、一部は回答がございます。現在のところ、おおむねの方向としましては否定的でない方向でございますが、まだ残つたものがございまますので、どういうふうになるか、これからどうぞお聞きください。

○上坂委員 否定的でないということは、積極的でもないということなのでしょうか。その辺はどうで

すか。

○山口説明員 これは、いろいろな業界によりまして、きわめて前向きの業界もあるわけでございまして、それから、必ずしも積極的ではないという意見が完全に一致していない、意見がまだ出でてない問題もあるということで、非常に慎重に構えてるというふうに受けとめたわけであります。ですが、見通しとしてはいつごろまでに結論が出そ

うですか。

○山口説明員 これははつきりは申し上げにくいのですが、ことじゅうには何とか、右か左か結論を出したいと思っておるわけです。もう少し具体的に申しますと、そう遠くない将来には出せると思います。

○山口説明員 林野庁としては、いまの取引所法の問題で、合板などがいわゆる上場品になつた場合には、一般的な勧誘とかなんとかが、これはばつこするといいますか、非常に強く行われるといいますか、懸念といいますか、そういうものを持っておりますか。

○上坂委員 申し上げましたように、これは運

用上の問題でございますが、運用いかんによりましては欠点もあるわけでございます。考へ得るわけでございます。こういうものをできるだけ排除しまして、合板にふさわしい制度を運用したいとおもふふうに考へております。

○山口説明員 これは全部そろつてあるわけではございませんで、一部は回答がございます。現在のところ、おおむねの方向としましては否定的でない方向でございますが、まだ残つたものがございまますので、どういうふうになるか、これからどうぞお聞きください。

○上坂委員 否定的でないということは、積極的でもないということなのでしょうか。その辺はどうで

すか。

それから、運営に当たりましては、一番大きな問題としましては、仕手戦によります人為的な価格の操作、こういうものが起りますとこれは問題でございますので、ここら辺も十分に配慮する必要があるわけでございます。

いざれにしましても、利点としましては、合板というものは価格の変動が非常に激しくございまして、この先行価格指標というものがあると、これから同時に、合板業の経営の面から申しますと、売りつなぎあるいは買いつなぎということができるのでございますから、そういう点では経営の安全性が保たれるということがございます。いずれにしましても、そういうメリットもまたございまして、メリットをできるだけ大きくして、欠点はできるだけ小さくするということが考へられるわけでございます。

○上坂委員 では、次に大蔵省にお聞きしますが、昨年の十二月の外為法の改正で、海外の金の先物取引に対する証拠金の預託などについて大蔵大臣の許可が必要だ、これを使うと香港等の金の先物市場を根城にした悪質な取引について規制ができるというこになつたというふうに私は考えるわけですが、昨年十二月以降この外為法に基づいて許可をした件数といいますか、そういうものはどのくらいありますか、お答えをいただきたいたい。

○関説明員 いま先生御指摘のように、外國為替

管理法、昨年の十二月一日に改正がされたわけでございます。この改正の前におきましては、金の取引は、輸出、輸入、それからまた、いま御指摘の先物取引をする。こういった関係がすべて自由になつていたわけでございます。

改正に当たりまして、私ども、その辺を、そういう実態を変えるというつもりはなかつたわけでございますが、その後、改正後の法体系を詳細に検査をいたしましたところ、どうも先物取引の部について、外為法の十七条、これは主として相殺とかそういう特殊な決済方法について許可

を要する、こういう条文でございます。それからまた外為法の二十一条、たとえば証拠金を預けるというようなことがどうも許可にかかるのではないか、こういう疑惑が出てまいりました。そこで、私ども、遅まきではございますが、今回省令を改正いたしまして、そういうものについて許可が要らないということを明確にいたしたわけでございます。

したがいまして、いまの先生の直接の御質問でございますが、十二月一日以降私どものところで、そういうものについての許可申請は出てきておりませんし、また、許可をしたという事例もないわけでございます。

○上坂委員 そうすると、せっかく改正をしたと思っていたら改正でなかつた、そして改正の方、いろいろいじつた方もわからなかつたし、それに関連する方もわからなかつたら、許可する件数は申し出もなかつたし許可をした方もなかつた、こういうふうな解釈になるわけがありますが、それです。

○関説明員 ただいま申し上げましたように、金の取引について、十二月一日の改正時点において新たに許可にしたい、こういう意向は持っておりますませんでしたものですから、ただいま御説明したよ

う。もう一つは、香港の商品取引所での取引を口実にして国内で非常に悪質な勧誘が行われている、その業者は實に四十社以上に上るというふうに言われているわけであります、これらの業者は六ヵ月間放置しておいた形になりますね。ですからその間はいろいろなトラブルが非常にふえた、そういうふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○関説明員 外国為替管理法は、先生も御存じのとおり、対外的な資金の流れを国際収支の均衡を

確保するとか外國為替相場の安定を図る、そういう趣旨からコントロールをしている法律でございます。

したがいまして、いま私が申し上げましたよ

う法律の十七条あるいは法律の二十一条、こういつた運用ももっぱらそういう観点から行うことになつております。したがいまして、いま御指摘もあ

りましたけれども、法律自身についてはかなり広い概念で対外取引をとらえておりますけれども、

そういうふうな解釈になるわけがありますが、それ

です。

○上坂委員 いわゆる香港市場を中心にしてプラ

ックマーケットの問題で、外為法を利用すれば本

当はかなり取り締まりができるわけなんです。と

ころが大蔵省もわからなければ物の輸出入に關係

のある通産省もわからなかつたということは、こ

れはまさにおかしな話だと私は思うのです。そ

ういう意味では大蔵省もおかしいけれども、やは

ればいま言つたように、非常に大きな関心を持た

れるを得ない商品として金だけは除外をした、こ

ういうふうに解釈していいですか。

○関説明員 その点は先生のおっしゃるとおりでございます。金のそういう国際的取引につきましては、先ほど来先生の御指摘それから通産省の御答弁の中にもありましたように、最近国民一般

の金への関心というのが非常に高まってまいりました。そういう状況の中で、国際的な金の取引

といふものが今後もだんだんふえていくのじゃな

いか、こういうふうに判断されるわけでございま

す。

そういうたしますと、大蔵省といたしましても、

そういう国際的な金取引の状況が一体どういう

ふうになつてゐるかということは、これは今後は

次第に注意を向けていかなければならない、こう

いうふうに考へておられるわけでございます。たまた

ま時期は同じ省令改正になりましたけれども、金

につきましては、そういう観点から一般の人が金

の取引、特に先物取引といいますそういう取引

を自由に行うということは、金についてだけ例外

を設けることにいたしましたし、特に大蔵大臣の指

定した者、こういった方がやりになる場合だけ自由に行える、こういうことにいたしたわけでございます。これは、いまも申し上げましたように、あくまで国際的な金のそういう商品取引の実情を把握する、こういう趣旨でございますから、そういう必要がある、たとえば商社でござりますと、金の専門業者でございますとか、こういったものについては彈力的に指定をしていく、こういう運用にしたいというふうに考へております。

○上坂委員 いわゆる香港市場を中心にしてプラ

ックマーケットの問題で、外為法を利用すれば本

当はかなり取り締まりができるわけなんです。と

ころが大蔵省もわからなければ物の輸出入に關係

のある通産省もわからなかつたということは、こ

れはまさにおかしな話だと私は思うのです。そ

ういう意味では大蔵省もおかしいけれども、やは

ればいま言つたように、非常に大きな関心を持た

れるを得ない商品として金だけは除外をした、こ

ういうふうに解釈していいですか。

○関説明員 その点は先生のおっしゃるとおりでございます。金のそういう国際的取引につきましては、先ほど来先生の御指摘それから通産省の御答弁の中にもありましたように、最近国民一般の金への関心というのが非常に高まってまいりました。そういう状況の中で、国際的な金の取引

といふものが今後もだんだんふえていくのじゃな

いか、こういうふうに判断されるわけでございま

す。

○上坂委員 通産省。

○神谷政府委員 先ほど御説明ございましたよう

に、改正前は事実上、金の先物取引等に関しては

どうぞいますが、金につきましては、貴金属とい

う取り扱いになつておりまして、輸出入も大蔵省

が所管しております。

そこで、商品取引所は御承知のように当業者主義であります。当業者間の公正な価格の形成あるいはリスクヘッジの必要がその根柢となつてゐる。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要な金の市場の問題については、これは非常にテンボが速くて市場開設の方向にどんどん動いてい

る。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要性がいま強いのかということを見ますと、疑問が残つてきます。

そこで、商品取引所は御承知のように当業者主義であります。当業者間の公正な価格の形成あるいはリスクヘッジの必要がその根柢となつてゐる。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要性がいま強いのかということを見ますと、疑問が

残つてきます。

そこで、商品取引所は御承知のように当業者

主義であります。当業者間の公正な価格の形成あるいはリスクヘッジの必要がその根柢となつてゐる。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要性がいま強いのかということを見ますと、疑問が

残つてきます。

そこで、商品取引所は御承知のように当業者

主義であります。当業者間の公正な価格の形成あるいはリスクヘッジの必要がその根柢となつてゐる。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要性がいま強いのかということを見ますと、疑問が

残つてきます。

そこで、商品取引所は御承知のように当業者

主義であります。当業者間の公正な価格の形成あるいはリスクヘッジの必要がその根柢となつてゐる。合板と金とどちらが一体先物市場開設の必要性がいま強いのか

といふことはもう申しまでもありません。ところ

が、金については、この間の流通小委員会でもい

うる質問をいたしましたが、当業者はヘッジ

の必要は特に認めていない、できても参加する

かどうかもわからない、いま勉強中、検討中、こ

ういう回答であります。また、一般大衆が参加し

たということを考えても、貨幣にかわる非常に価

値の変動の少ない、しかも価値は高い、財産形成の手段として金地金を所有するということになり

ますから、一般大衆についても先物についてのヘ

ッジをするというような必要は起つてこないの

ではないか、こういうふうに思います。

こんなふうに考へてみると、どうしても金の

先物市場開設というのは、やはり第一に、商品取

引所関係者の商品取引についての先行きの不安、

これを一掃する手段として登場させたいという希

望が実を結びつつある、こんなふうに考へざるを得ない。

第二には、先ほどから問題になつてゐるブラックマーケット問題があります。したがつて、この

ブラック問題を今度は前面に出して取り締まりを

強化するんだという理由でこの先物市場開設、こ

ういうところへ持つていたのではないかなとい

ふうに私は考へざるを得ないのです。

ちなみに、商品取引業界にも金の先物市場の開設で業界の編成がえが行われるのではないか、もし編成がえが行われた場合には、その主流から外れた業者の人たち、そういう人は大変だということで、いわゆる商品取引員の全協という協会がありますね、この協会が金市場へ、ぜひわれわれをそういうときには取次店として認めさせよう、こういう動きがいま活発になってきている。恐らくあつこつちの政治家とか、それから通産省あたりにも陳情が行われているのではないかと私は思うわけであります。どうした問題を考えると、どうも先ほど言つた心配が濃厚になつてくる。

過日、通産大臣に私たち申し入れをしたわけではありませんが、「商品トリビューン」という雑誌に

有賀東織取引所の専務が一時間半にわたつて講演したいわゆるレポートが載つてゐるわけです。これについて私が申し入れをしたら、後から文句が来ました。この内容はそういうことじゃないんだ

というような趣旨だろうと思うのですが、しかし、一時間半も講演するということになれば、大体だけだつて原稿を持つてやるわけです。よほど頭のいい人ならば別ですが、大抵は数字とか何かもあるから原稿を持つてやる。そうすれば人の名前が出てきたり政治家の名前が出てきたり、あるいは結論的なものについては少なくともまとめたものが発表される、そういうものがやはりここに載つ

かっているわけですね。

これを見ますと、私たちは、ただ三年間戦つてた一人として、その戦訓を後世に伝えることに努めるとともになんて大げさなことを言つておるわけですが、しまいに「我々は、あらゆる方面から政治勢力を動員し、先物市設立に向つて進んでいった。」こう書いてあるわけですね。そ

かと思うと、今度のいろいろな運動の中の戦訓として、「予想通り業者主義の力へを破るには、極端に言うと政治力のみで、しかも非常に幅広い根回しが必要だということ。役所を説得するには役所間の縛り争いの力」というものを利用するこ

と」とある。

先ほどから聞いていると、大蔵省であるとか通産省であるとか、どうもなわ張り争いのにおいつて、そしてうまくやつて自分の思うようなことをやらせたい、こういうような者が出てくる。これはやはり通産省の信任にも非常に問題が出てくらし、われわれ政治にタッチする者でもやはり問題が出てくる。こういうところにあるので、私は、審議会に諮問したことはそれはそれでいいけれども、余り拙速主義でいいで、やはり整備するものはきちんと整備をして、そして先物市場のいわゆる開設の準備というのをしてもらうこと

特に要望したいと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○神谷政府委員　ただいま先生が御引用になりました新聞につきましては、私も読みました。内容は、はなはだもつて穩當を欠くものであるといふに考えております。

ただ、そこそこざいますように、関連業界の一部が三年間いろいろ運動をしてきた、三年であるかどうかというの私ははつきりわかりませんが、そういうふうに言つておるということは、やはり金の上場問題というのは相当長い期間議論をされてきたわけでございまして、私どもは、三年間であるかどうかは別といたしまして、自分たちで納得ができるまでは腰は上げなかつたつもりでございます。

ましてや、今回の件において当業者主義の壁が破られたというような考え方というのは言語道断でございまして、私ども法律を実施する者といたしましては、法律が規定しております当業者主義

の

のは経済活動の一環としての先物ヘッジというものに関して当業者がどのように考へるかという点を常々勉強をしてまいりましたし、いろいろな手段で意見を聞いてきたわけでございます。

最近の状況の変化に対応いたしまして、一部の業者は、これまでの先物市場を用いないで事実上商売をやつてきたというような沿革を有しておられますので、確かにこの取引所の設立問題に関する議論は決まっておりませんが、六月中にさらに一回、七月に現在のところ初めのうち二回予定をいたしております。主として関連業者その他関係者の意見を委員の先生方が聞くという第一段階についてのスケジュールが決まつておる状況でござります。したがいまして、その結果を踏まえて会長がその後のスケジュールを御検討になるものと考えております。暑くなつたころにはかなり煮詰まつてくるというふうに考へております。

それから、やはりPR、いろいろ法的な措置を組まなければいかぬと考えておりますが、それまでの間は、先生御指摘のとおりPRというものが、できるだけ力を注がなければいかぬと考えております。七月にも通産省のテレビ関係でこれを取り上げたいと考へております。

○上坂委員　この問題の最後に、これから審議会の諮問に関連して今後のスケジュールがどうなっていくか、およそ見当があるだらうと思うの

で、その点についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、私は、最後に申し上げますが、金問題については、先物市場の開設を急ぐ前に、一般大衆の保護を目的とした法体系の整備を図ることが先決だ、こういうふうに思ひます。

それともう一つは、金については、ここしばらくの間国民に対する啓発といいますか、一般投資家に対する啓発ということが非常に基本的な問題になつてくる。先ほど審議官の方からもそういう話がありましたけれども、この辺についてもこれは十分やつていただきなければならぬというふうに思ひます。

それから、先物市場をもし将来開設するとする他いろいろな被害を防止する面から金の上場といふのは確かに効果がござりますが、それだからといって飛びつくのであれば、とうの昔にこの問題の観点から本件について検討を行つておるわけですが、飛びついておらなければいかぬわけでございまして、私は解せざるを得ないのです。そし

必要だと思います。

この点を申し上げて、これにお答えをいただいこの問題は終わります。

○神谷政府委員　審議会のスケジュールはまだ全部は決まっておりませんが、六月中にさらに一回、七月に現在のところ初めのうち二回予定をいたしております。主として関連業者その他関係者の意見を委員の先生方が聞くという第一段階についてのスケジュールが決まつておる状況でござります。したがいまして、その結果を踏まえて会長がその後のスケジュールを御検討になるものと考えております。暑くなつたころにはかなり煮詰まつてくるというふうに考へております。

それから、やはりPR、いろいろ法的な措置を組まなければいかぬと考えておりますが、それまでの間は、先生御指摘のとおりPRというものが、できるだけ力を注がなければいかぬと考えております。七月にも通産省のテレビ関係でこれを取り上げたいと考へております。

それから、やはりPR、いろいろ法的な措置を組まなければいかぬと考えておりますが、それまでの間は、先生御指摘のとおりPRというものが、できるだけ力を注がなければいかぬと考えております。七月にも通産省のテレビ関係でこれを取り上げたいと考へております。

それから、先ほど言つた予約金の増額であるとかあるいは会員の資格の非常に厳密な審査であるとか、そういうようなことについて早くから十分研究をして、そしていろいろな圧力を屈しないで

された日の一月の十日以前から水漏れがあつたといふように私は解せざるを得ないのです。そし

て、一月十日以降修理に入ったのが十四日というふうに聞いているわけですが、その間に四日間あるわけですね。そうすると、水漏れが発見されるまで何日か水漏れがあつて、発見をして、それを四日間も放置しておくということが一体許されるのかどうかということ、この辺についてお答えをいただきたいんです。

○高橋(宏)政府委員 お答え申し上げます。まず、別件とは何かという御質問でございますが、一月十四日七時ごろ、原子炉格納容器内で圧力上昇のサインがございまして、その原因が格納容器内の駆動用窒素の漏洩にあるということがわかつたわけでございます。そこで、漏洩個所を調査、点検、修理するためには発電を停止する必要がございますので、同日十六時三十三分に停止いたしております。本件につきましては私ども報告を受けておりますが、その際、この停止を利用して第四給水加熱器の漏洩個所に対して当て板を溶接して漏洩を防止したというぐあいに、その立入検査の結果判明いたしております。

次に、当て板溶接でございますが、いつ行つたかということに関連します御質問一連につきましてお答え申し上げます。私どもの立入検査など、と申しますのは事情聴取もございますが、結果によりますと、当て板溶接作業は、これに付随いたします保温材カバー取り外し等の作業も含めまして、一月十四日の十八時ごろから翌日十五日の一時半ごろまで行つております。約七時間半程度になつております。

また、事故発生以来溶接するまでに何時間放置しておつたかということでございますが、御指摘のようすに第四給水加熱器B系統でございますが、そこからドレン水の漏洩を発見いたしましたのが一月十日の十九時三十分から二十時三十分までの間と想定されますので、実際保修溶接が完了するまで約四日間放置されてしたことになります。この措置はもちろん適切な措置ではないと思つておりまます。

以上でございます。

○上坂委員

それから、一月二十四日にまた水漏れが発見されたわけですね。点検したところが、

今度は前に修理した部分から約四十ミリほど離れた個所で同じように約五ミリのヘアクラックが発見されたわけですが、ところが、前の第一回目のものは溶接線に沿つて、横に沿つていわゆるヘアクラックになつた。今度は縦になつたわけですね。

私は、こういうことは縦横にヘアクラックが出てきている問題だと思うのです。これは非常に危険な状態になつているんじやないかというふうに思うのですね。したがつて、これについて一月の二十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

十八日に、欠陥部の周辺にコーニングを試みたところ漏洩がとまつた、こういうふうにやつているのですね。したがつて、これについて一度は、

す。

これらについて、ひとつ御説明をいただきたいと思うのです。

○高橋(宏)政府委員 第四給水加熱器B系統へのアクラックでございますが、私ども立入検査によりまして調査いたしましたところ、円筒形の給水

加熱器でございますが、輪切りにしたようなかつて、両方溶接してござりますけれども、その溶接線に非常に近いところで二回へアクラックが発生いたしておりまして、御指摘のように、一度は

溶接線に平行の形でヘアクラックが発生いたしております。数秒に一滴というよくなじみと申しますか、リーフであったわけでございます。これに対しまして、そこからセンチ前後離れまし

て、二回目のときは溶接線に対しまして形は今一度は直角の方向でアクラックが発見されております。そういう意味では縦と横でございますの

で、縦横という表現は当たつておるかと存じます。これが両方が一方は平行、一方は直角といふことが技術的に意味があるのかどうか、これにつきましては今後、この部分をたとえば切り取つて顕微鏡調査をするあるいは破断面調査をするといふような調査によりまして明らかにしていきたいと思つております。

そこで御質問でございますが、二回目のときにはコーニングをやつたようございます。通常、コーニングという手段は技術的にはあるわけでございませんけれども、こういう場合に適當だったかどうかということにつきましては、私ども、とりあえず、こういうことは適当じゃないと思つております。これも原因との関係がございますので、

一つは、保護カバーをつけると検知が容易である、こういう報告書が出ているわけであります。

それから、保護カバーが何のためかということがあります。原子炉を任せられるわけにはいかないというふうに大臣は思われるだろう、こう思うのですよ。私は、若干言い切るのは問題かと存じますが、

一般的には私は不適当だと思っております。これも原因との関係がござりますので、

カバーは万一再漏洩したような場合に下に飛散するに、こういう漏洩蒸気とかドレン水を保護カバーで受けることによりまして、一応その検知を容易にする効果もあるうかと思っております。

○上坂委員 おたくの方が出た一番最後の報告書なんですが、これを読みますと、一月二十四日の水漏れについては「発見部近からボタボタ程

漏洩があることを発見」と、こう書いてあるのですね。かなりの水が流れいたということになります。そのときにはいわゆる溶接線に沿つて直角にあります。ボタボタ落ちている。前は数秒に一滴とか二滴、ボタッボタッ、こういうかつこうになります。そのときには平行にヘアクラックがあつて、その次はボタボタのヘアクラックがあつたということは非常に大変なことだとぼくは思ふのです。ボタボタ落ちている。前は数秒に一滴とか二滴、ボタッボタッ、こういうかつこうになります。さきのときは平行にヘアクラックがあつて、その次はボタボタのヘアクラックがあつたということは非常に大変なことだとぼくは思ふのです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。ですから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

割れで、どの発電所でもみんなとめて修理する形が起るということはずっとどこの原子炉を見てもわかるわけですね。それから、これは相思のものです。溶接線に沿つて大体応力腐食食い

めましてやりますし、それから残りの八つの給水加熱器がこの発電所にございますが、それらにつきましても、今後非破壊検査によりましてこのベックラック等の有無などにつきまして厳重に検査してまいります。

○上坂委員 この二つの件につきましては、原子炉施設の安全確保上軽微であると発電所は判断をし、関係個所へ報告をしていなかつたが、四月一日に至つて運転管理専門官より第四給水加熱器に故障の疑いがあるとの報告を受けた通産省から指導を受けて、発電所を停止し、立入検査が実施された。こういう報告になつてゐるわけですね。

この種の故障は、原子炉施設の安全確保上軽微であるという判断、そういう判断が一体正しいか正しくないか——もちろん私は正しくないと思うのだけれども、軽微であると判断をした発電所の認識といふものは非常に問題があるというふうに思ひます。应力腐食割れなんというものは初めて起つたわけじゃないで、いろいろな発電所でみんな起つてゐるわけですね。それをこんな形でやるということはおかしいと思うのです。

それからもう一つは、その場合軽微だから報告はしなくともいい、そんなことはないとと思うのが、この辺についてもどんなふうに考えるか、お答えをいただきたい。

それから、運転管理官は給水加熱器の故障があ

るという疑問をどこで持つたのか、いつ持つたのか、その辺もなぜ早くわからなかったのか。

それから、時間がありませんからもう一つお聞きしますが、一月十日と二十四日、十九日、たくさんあるわけであります、このときに溶接をしておるわけですね。溶接で修理をした場合には、発電用のボイラ、タービンその他の通産省令で定める機械もしくは器具の溶接については、省令で定める溶接の工程ごとに通産大臣の検査を受けておりました。これが合格した後でなければこれを使用してはならない、こういう電気事業法四十六条の規定が実際あるわけであります、これに完全に違反をしている。こういうふうに思ひますが、その点

はいかがですか。

○高橋(宏)政府委員 まず、本件につきまして軽微であると判断をしたということでござりますが、発電所側がそう判断したと原電は申しておりますが、この判断は適当でないと思っております。

それから、運転管理専門官が四月一日に報告を受けたとなつておるがその辺の経緯はどうかといふことでございますが、私ども四月一日の午後に日本原子力発電株式会社敦賀発電所で第四給水加熱器が故障したまま応急修理して使用しているという情報がもたらされましたので、このため私どもは現地の運転管理専門官に連絡いたしまして、その事実関係を調査するように指示いたしました。運転管理専門官は直ちに事情聴取、現場確認等によりましてその情報がおおむね事実であることを確認し、当庁にその旨を報告いたしまいました。これがそのきっかけでございます。

それから、本件につきまして溶接の検査を受けずに発電用に使用したという点についての御質問でございますが、御指摘のようにその件につきましては、溶接義務を課しました電気事業法の条文に違反している疑いはきわめて濃いというふうに考へております。

○上坂委員 高橋さん、ぼくが質問すると、適当でないとか適切でないとか、きわめて多いとか、これじゃ本当のことと言ふと通産省の方針がはつきりしないと思うのです。悪いものは悪い、こういうことではだめなんだ、安全管理はできません、こういうふうにはつきり言わないからみんなだめなんです。だから、私たちは報告だけを扱つておらず、それでばかりやつておるのではなくて遠慮していたんではよけいだめだ。それでは監督指導はますますできないと私は思ひます。それはたとえば、私たちが報告だけを扱つておらず、それがある、こういうふうに思ひます。

ただ、ただいま先生御指摘の、この法律上の義務に反するかどうかという点に関しましては、逆に、五十二年三月の通達を出すことによりまして、私どもとしては、法律に該当するかどうかを電気事業者として一々判断するのではなくて、一切合財通産省の方へ報告するようについての指導をしておりましたものですから、具体的な法違反を問われた段階におきまして、その報告義務の対象範囲が何であるかということについてのクライテリアを從前明確にする努力をしてこなつたという点を私ども十分に反省をいたしておるわけでございます。

それと同時に、電気事業法におきましても、主要電気工作物の損壊事故が報告されるべき事故として規定されております。この損壊事故に関しては、それでも同様に、抽象的と申しますが、當該電気工作物の損傷または破壊により機能が著しく低下するか、または喪失することを言ふんだという規定になつておるわけでございます。したがつて、そういうようなことをカバーする意味におきまし

さいよ。

○石井政府委員 まず、報告義務につきまして御説明を申し上げますと、原子炉規制法によります実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則といふ省令がございます。これの二十四条に報告義務を定めてございます。その第二項第二号に、原子炉施設の故障があったときは報告しなければならないということにいたしてございますが、括弧をいたしまして、「(原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。)」という規定がございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、私どもいたしましては、原子力発電の安全性に対する信頼を確保するという観點から、あらゆるささいな故障であつても報告をするよう、そういう通達を五十二年三月に発しておるわけでございまして。その意味におきまして、私どもの出しました通達に明確に反しておることは明らかであろうと思つております。

ただ、ただいま先生御指摘の、この法律上の義務に反するかどうかという点に関しましては、逆に、五十二年三月の通達を出すことによりまして、私どもとしては、法律に該当するかどうかを電気事業者として一々判断するのではなくて、一切合財通産省の方へ報告するようについての指導をしておりましたものですから、具体的な法違反を問われた段階におきまして、その報告義務の対象範囲が何であるかということについてのクライテリアを從前明確にする努力をしてこなつたという点を私ども十分に反省をいたしておるわけでございます。

それから、溶接をしたことについて大臣の許可が必要だということについてはどうですか。

○石井政府委員 電気事業法四十六条に規定する「格納容器等」に給水加熱器が該当いたしますので、これの溶接を実施した後において電気事業の用に供す場合には検査を受けなければなりません。その意味におきまして、四十六条の構成要件に該当していると思っております。

○上坂委員 次に、ホンダワラからの放射能検出に起因をして明らかになつた放射性廃棄物処理建屋内の漏洩の問題です。

一般排水口から放射能が、いわゆるコバルトであるとかマンガンが検出された、したがって四月十八日から一般排水路をずっとたどってマンホールの底のどろを測定したら、廃棄物処理建屋に近くにつれて濃度が上昇していた、こういうことになつてゐるわけあります。そしてこの原因は、三月七日から八日にかけてフィルタースラッシュの貯蔵タンク室サンプからあふれた水のためだ、こう言つてゐるわけあります。

私は、たつた一度十五トンぐらいの水が流れただけでこうした放射性物質が検出されるのかどうか、これが疑問になるわけであります。むしろ他に原因があつて、長期にわたつて放射能漏れがあつて、それがたまたまあふれた洗たく水によつて流されて一般排水口まで行つたのではないか、こういふうふうを考えてしまふわけですね。この辺についてはどういふうにお考えになりますか、お答えをいただきたい。

それから、四月二十一日の科学技術委員会でわが党の八木委員が指摘したのであります。核分裂生成物のセシウム¹³⁷、ストロンチウム⁹⁰、沃素¹³¹等の流出コースとマンガン⁵⁴あるいはコバルト⁶⁰などの物質の流出コースは同じなのかどうか、これについてもお考えをいただきたいと思います。

それから三つ目には、この建屋の増設に際して、一般排水路の上に施設が建てられたということが、一般排水路の上になぜ確認ができなかつたのか。この点については通産省としてどうお考えなのか。建屋をつくるときには下の地層であるとかいろいろと検討して、そこに建屋が建つても大丈夫かどうか。下に一般排水路があれば、その排水路は五十メートルも百メートルも下にあるのではなくて、大抵すぐわかるような深さであると思うのです。したがつて原電がこれがわからないはずはないのです。それの上に建ててしまつたといふことになりますと、いつかこれを使つてやろう、それとも、黙つて図面だけ出せばいいんだ、

どうせ通産省はやばやして検査に来ないだらうかなどというよくな形で、さつとやつてしまつたのではないかという感じがするわけあります。こうしたことについての疑問、これはいわゆる安全審査体制の問題になるわけでありますが、これについても私は非常に疑問であります。

これらについてひとつお答えをいただきたいと思うのです。

O高橋(宏)政府委員 まず、敦賀発電所の放射能漏れにより環境に放出された放射能がどのオーダーであったかという件でございますが、私どもこの事情を聽取いたしまして、いつサンプピット

の中にありますサンプポンプの起動がなされたか、そしてその後パトロールによつて翌日発見されたりであったかという件でございますが、私どもこの中にありますサンプポンプがとまつたわけでございますが、そのういうふうにお考えになりますか、お答えをいただきたい。

それから、四月二十一日の科学技術委員会でわが党の八木委員が指摘したのですが、核分裂生成物のセシウム¹³⁷、ストロンチウム⁹⁰、沃素¹³¹等の流出コースとマンガン⁵⁴あるいはコバルト⁶⁰などの物質の流出コースは同じなのかどうか、これについてもお考えをいただきたいと思います。

それから三つ目には、この建屋の増設に際して、一般排水路の上に施設が建てられたということが、一般排水路の上になぜ確認ができなかつたのか。この点については通産省としてどうお考えなのか。建屋をつくるときには下の地層であるとかいろいろと検討して、そこに建屋が建つても大丈夫かどうか。下に一般排水路があれば、その排水路は五十メートルも百メートルも下にあるのではなくて、大抵すぐわかるような深さであると思うのです。したがつて原電がこれがわからないはずはないのです。それの上に建ててしまつたといふことになりますと、いつかこれを使つてやろう、それとも、黙つて図面だけ出せばいいんだ、

これがオーバーフロー、そして床からの下への浸透、そして一般排水路へ、こういう順番で入つたらしいよな形で、さつとやつてしまつたのだと考えております。本件につきましては原子力安全部に評価を経ております。

次に、一般排水路の上に建物が増設されたといふ件でございますが、御指摘のように、通常の常識いたしましてこういうことは当然避けた設計にすべきであろうと私どもは考えております。

件につきまして、たとえば場所が狭いとか、そういうような事情で安易にこの上に建てたといたしましたら、これは安全上不適当だと考えております。問題だと考えております。私ども、認可ある

う件でございますが、御指摘のように、通常の常識いたしましてこういうことは当然避けた設計にすべきであろうと私どもは考えております。

件につきまして、たとえば場所が狭いとか、そういうような事情で安易にこの上に建てたといたしましたら、これは安全上不適當だと考えております。問題だと考えております。私ども、認可ある

う件でございますが、御指摘のように、通常の常識いたしましてこういうことは当然避けた設計にすべきであろうと私どもは考えております。

O高橋(宏)政府委員 新ラドの、新放射性廃棄物処理建屋の中にもございます濃縮廃液貯蔵タンクでございます。これは中身が流動性がないと申しますが、これが熱い蒸気のパイプを通しまして流動性をよくする、そういうようなものがございます。その蒸気を通しますパイプが、このタンクを貫通している部分が二つあるわけ

ます。

O高橋(宏)政府委員 新放射性廃棄物処理建屋の中にもございます濃縮廃液貯蔵タンクでございます。これは中身が流動性がないと申しますが、これが熱い蒸気のパイプを通しまして流動性をよくする、そういうようなものがございます。その蒸気を通しますパイプが、このタンクを貫通している部分が二つあるわけ

です。その辺についてははつきりとした見解を求めて

ます。

O高橋(宏)政府委員 新ラドの、新放射性廃棄物

処理建屋の中にもございます濃縮廃液貯蔵タンクで

ございます。これは中身が流動性がないと申しますが、これが熱い蒸気のパイプを通しまして流動性をよくする、そういうようなものがございます。その蒸気を通しますパイプが、このタンクを貫通している部分が二つあるわけ

です。その辺についてははつきりとした見解を求めて

ます。

O高橋(宏)政府委員 新放射性廃棄物

処理建屋の中にもございます濃縮廃液貯蔵タンクで

ございます。これは中身が流動性がないと申しますが、これが熱い蒸気のパイプを通しまして流動性をよくする、そういうようなものがございます。その蒸気を通しますパイプが、このタンクを貫通している部分が二つあるわけ

です。その辺についてははつきりとした見解を求めて

ます。

出して一切合財明らかになつていい、そういうものがつらかったのかな、こういうふうに考へざるを得ないわけであります。

五月十九日の朝日にはこういうことが書いてあるわけですね。「説得力欠く停止処分」こういう見出で、「一つには「原発立地推進」という国策を最優先させる必要があった」二番目には「告発した場合、同時に監督官庁として自らの責任を厳しく問われる」三番目は「自民党などの政治資金源とされていた電力業界をバックにした「政治」の恩恵——などからとみられる。」こうあるんですね。なるほど電力九社というのは、原電の大株主だというふうに言われているわけですね。だから、やはり電力会社の鼻息をうかがわないとできないんじやないか、そこで通産省は告発しなかつたんではないか、こういうふうに考へますが、その辺は大臣、いかがでしよう。

○田中(六)國務大臣 私ども政府は、自民党を母

体とした政府ではござりますけれども、自民党に対する九電力からの献金というようなことと通産省とは私どもはつきり切り離しております、それを関連させていろいろな諸問題を、通産省プロパーの問題を考えたことはございません。したがつて、朝日新聞がそこを結びつき合わせて私どもが告発を避けたのではないかという断定は、これは全く的を射た言葉ではございませんし、私どもは告発を含めました厳正な処分をするといふこと、やるやらぬは別にいたしましても、告発も一つの処分であるし、また停止処分といふのもこれ非常にきつい処分でございまして、朝日の記事はそういうふうに書いておりますけれども、日本原発が停止処分を六ヶ月間食らつたということは、本当に永久に消えがたい汚名でございまして、これにつきまして私どもは本当に強い、厳しい処罰をしたという見解でございまして、告発しなかつたからそれは緩やかだったとか、告発しなかつたからこういうことがその下の方にあるんだろうというような考えは全くありません。

○上坂委員 大臣がお答えになつたようことで、そこで、大臣が、告発よりも停止の方がよっぽどあります。

あれば、これは本当にいいのです。そういう疑いを持たれるようなことがあると政治不信につながるから、私はあえてこの問題を提起をしたわけであります。

しかし、停止処分にしようと告発にしようと、

通産省の責任というものはやはりこれは免れることはできないわけであります。したがつて、長官は

今度どつかへ行くのかどうか、そこで責任をとる

ことにはならないけれども、たまたまあったとしても、これは何の役にも立たないわけであります。

して、やはり責任のとり方というものは別になければならぬと思うのです。そこで、いまの二十一

基の全発電所が一時ストップしてもいいから、こ

れはやはり再点検をすることでなければならぬと思うのです。

それからもう一点、時間がありませんから質問

この報告書によりますと、そういう指示をし

て、おまえのところには敦賀原電のようなことは

ないかということをちゃんと問い合わせをしたところ、そこから全部報告が来て、その報告によれば全然ありません、だから大丈夫ですと書いてあ

る。これではやはり本当のものではないと思うの

です。私は、やはりきちんとした第三者的な機関

というものをつくって、それによって徹底的にい

ます。これは、マンホール内に採取した土に含まれ

る放射性物質に変化が生じているから、その土の

分析結果が誤解を生ずるおそれがあるからだめ

だ。何にも誤解なんか、おそれなんかはないので

すよ。どこが分析したって構わないのです。いろ

いろな分析があつて初めて実態が明らかになる。

一ヵ所の分析だけでこれで終わりとするような体

質だから、本当のものが出てこないのです。あつ

ちからこつちから証拠がどんどん出てきて、いろ

いろなところで総合的に判断をして、初めてどう

であつたかということがわかるのでありますか

ら、これは当然そのどろを送つてよこすべきな

です。それを原電はやらないのです。こういうこ

とについても十分監督をして、そんなことはない

反が形成しにくいうひづみがございますの

で、その点についての法的な改善策を考えておる

わけでございまして、事故を隠すではなくて、

すべての事故を報告をしてもらいう姿勢は今

後とも続けてまいりたいと思います。

それから、最後に御指摘のございました、どろ

の引き渡しの点につきましては、私どもの立場か

ら云々をするということはちよつと問題かと思いま

ますので、通産省としてのコメントは差し控えさ

せていただきたいというふうに考へます。

ただきたい、原電に要請をしていただきたいと思

いますか、いかがでしようか。

以上です。

○森山(信)政府委員 幾つかの問題の御提起がございましたので、まとめてお答えを申し上げたいと存じます。

第一点の、今回の事故に関する責任の問題につ

きましては、私どもは、行政のあり方について抜

本的な改善策を講ずることによつて国民の負託に

対応する、これが責任のとり方ではないかという

ふうに考えておる次第でございまして、五月十八

日に発表いたしました事故の報告の中にも、その

旨をうたつておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、安全審査体制のあり

方、あるいは検査のあり方、あるいは安全の監督

規制に対する考え方、こういったものについて徹

底的な検討を加えた上で新しい方策ができるだ

け早く打ち出していくということが、私どものと

るべき責任の方向ではないかというふうに考へて

おる次第でござります。

それから、一部の報告にございました、すべて

の事故を報告させられるようになると原子力発電

所がとまるのではないかということは、私どもは

決してそういうふうには考へてないわけでござ

いまして、現に、先ほど担当の石井部長からお話し

申し上げましたように、現段階におきましても、

すべての事故を届けを出してくれというふうな大

臣通達も出しておるところでござりますので、い

まほその大臣通達といふものによりまして法律違

反が形成しにくいうひづみがございますの

で、その点についての法的な改善策を考えておる

わけでございまして、事故を隠すではなくて、

すべての事故を報告をしてもらいう姿勢は今

後とも続けてまいりたいと思います。

それから、最後に御指摘のございました、どろ

の引き渡しの点につきましては、私どもの立場か

ら云々をするということはちよつと問題かと思いま

ますので、通産省としてのコメントは差し控えさ

せていただきたいというふうに考へます。

ただきたい、原電に要請をしていただきたいと思

いますか、いかがでしようか。

以上です。

○森山(信)政府委員 幾つかの問題の御提起がございましたので、まとめてお答えを申し上げたいと存じます。

第一点の、今回の事故に関する責任の問題につ

きましては、私どもは、行政のあり方について抜

本的な改善策を講ずることによつて国民の負託に

対応する、これが責任のとり方ではないかという

ふうに考えておる次第でございまして、五月十八

日に発表いたしました事故の報告の中にも、その

旨をうたつておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、安全審査体制のあり

方、あるいは検査のあり方、あるいは安全の監督

規制に対する考え方、こういったものについて徹

底的な検討を加えた上で新しい方策ができるだ

け早く打ち出していくということが、私どものと

るべき責任の方向ではないかというふうに考へて

おる次第でござります。

それから、一部の報告にございました、すべて

の事故を報告させられるようになると原子力発電

所がとまるのではないかということは、私どもは

決してそういうふうには考へてないわけでござ

いまして、現に、先ほど担当の石井部長からお話し

申し上げましたように、現段階におきましても、

すべての事故を届けを出してくれというふうな大

臣通達も出しておるところでござりますので、い

まほその大臣通達といふものによりまして法律違

反が形成しにくいうひづみがございますの

で、その点についての法的な改善策を考えておる

わけでございまして、事故を隠すではなくて、

すべての事故を報告をしてもらいう姿勢は今

後とも続けてまいりたいと思います。

それから、最後に御指摘のございました、どろ

の引き渡しの点につきましては、私どもの立場か

ら云々をするということはちよつと問題かと思いま

ますので、通産省としてのコメントは差し控えさ

せていただきたいというふうに考へます。

ただきたい、原電に要請をしていただきたいと思

いますか、いかがでしようか。

以上です。

○森山(信)政府委員 幾つかの問題の御提起がございましたので、まとめてお答えを申し上げたいと存じます。

第一点の、今回の事故に関する責任の問題につきましては、私どもは、行政のあり方について抜本的な改善策を講ずることによつて国民の負託に

○上坂委員 時間が来ましたから、終わります。

○野中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十五分休憩

午後二時三十四分開議

○野中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。清水勇君。

○清水委員 きょうは、蚕糸業の問題についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、現在、蚕糸事業団の在庫量が全体として十五万俵を超えるに至っている。なぜ在庫がここまで増大してきたのか、その辺の見方を最初にお聞かせ願いたい。

○武智説明員 ただいま先生から、事業団に十五万以上の生糸在庫があるけれども、一体それはなぜそういう状態になつたかというお尋ねでございます。

事業団には五月末現在で十五万九千俵の在庫がございまして、その内訳について見ますと、約七割の十万八千俵が輸入糸でございます。それから残る五万一千俵が国産糸でございます。このような膨大な在庫を有しておりますのは、御承知のように、最近におきます末端絹需要の減退あるいは経済の伸び悩み等を背景といたしまして、生糸の国内の引き渡し数量が大幅に減っております。

ちなみに五十四年度について見ますと、前年度に比べまして二割減あるいは五十五生糸年度について見ますと一割減と大幅に減ったために、五十四年六月以降長期にわたりまして糸価が低迷したというようなこともございまして、事業団は糸価維持のために輸入在庫糸の売り渡しを停止すると同時に、継続的な国産糸の改良を行つたというようなことから、先ほど申し上げましたように十五万九千俵の在庫が累増いたしておるわけでござります。

○清水委員 いま、そういう御説明があつたわけですから、率直に言つて、十五万九千俵のう

ち輸入糸が約十一万俵、全体の七割を占めている。これは消費の減退とか買い支えとか、御説明のような事情もあつたでしようけれども、やはり基本的には政府の需要見通しの誤った見方、これに伴う輸入というものが在庫量の拡大を加速させているんじゃないですか。

○武智説明員 先ほど申しましたとおり、五十五生糸年度におきましては一割の需要減、それから五十五生糸年度におきましては二割の国内引き渡し数量の減といふようなことで、三割以上の需要の減があつたわけでございます。その間、輸入につきましては当然、五十一年度以降、日韓なり日本と二国間の協議を行いまして数量を取り決めておるわけでございますので、われわれ政府といつても、輸入数量の圧縮に努めてきたわけでございまして、五十四年度の協定におきましては、生糸、繭糸、組織物を前年度協定数量に比べまして一割減らしたわけでございます。

さらに五十五年度におきましては、生糸につきましては輸入数量は前年度の半分の数量、あるいは繭糸、組織物等につきましては三割の減といふふうにいたしましたし、さらに生糸につきましては、事業団の在庫が減らない限り発注しないといふことで、実はこの一年間輸入をストップしてきておるような状態でございます。しかしながら、ふうにいたしましたし、さらに生糸につきましては、事業団の在庫が減らない限り発注しないといふことのよりも大きいために、結局在庫がふえたといったいうような状況になつておる次第でございます。

○清水委員 五十五生糸年度で、二国間協定にかかるわらす、現実に糸について中国あるいは韓国からの輸入は実質的にストップしておる事情は私も承知しておる。しかしながら、五十四生糸年度までの間、あるいは五十五生糸年度にかかるわらす、現実に糸について中国あるいは韓国からの輸入は実質的にストップしておる事情は私も承知しておる。しかしながら、五十四生糸年度までに引き下げた真のねらいといふのは那辺にあるのか、聞かしてもらいたい。

○清水委員 五十五生糸年度で、二国間協定にかかるわらす、現実に糸について中国あるいは韓国からの輸入は実質的にストップしておる事情は私も承知しておる。しかしながら、五十四生糸年度までに引き下げた真のねらいといふのは那辺にあるのか、聞かしてもらいたい。

○武智説明員 先ほど申し上げましたとおり、現在事業団には売れる目途のないまま十五万九千俵の在庫があるわけでございまして、しかも現実にはなおかつ積み増しが行われておるような状況にございます。このまま国産糸の買い入れ一方の状態が継続いたしまして、在庫糸の売り渡しもできないというような状況で推移いたしました場合には、当然これは一元輸入を含めます現在の中間安定期度の維持がきわめて困難であるということと、火を見るよりも明らかであるわけでございま

起こるはずはなかつたんじやないか、こういうふうに感ずるわけであります。その辺について、いずれにせよ需要見通しの見方の誤りというようなことが手伝っていたことは間違いないのじやないか、私はそう思うので、その辺の責任の所在といふのは一体どこにあるのですか。

○武智説明員 先ほど申し上げましたとおり、需要の減が五十三年度をピークにいたしまして、五十四、五十五とあつたわけでございます。その間におきまして、われわれといつましても、二国間協議等を通じまして輸入の圧縮に努めたわけでございますけれども、要は需要が大幅に急減する過程におきまして、需要の減る量とそれから二国間協定で減らす量、それとの間にギャップがあつたということとは、これは否定し得ない事実だと思いますが、われわれとしまして、これは時系列の問題等もございますので、ここはやむを得なかつたというふうに考えておる次第でございまして。

そこで、具体的にこういった中間安定帯価格を引き下げた場合に、絹需給の改善が直ちに図られるというものではないと考えておりますけれども、少なくともこういうふうに価格を引き下げますと、事業団の在庫糸の売り渡しが円滑化されるというふうなことが一つと、それからもう一つは、これは当然織物業者の需要の拡大にもつながるんではないかというふうなことが一つ、それから国内生産の調整的な効果が生ずるんではないかというような効果も一つ、それから当然今後二国間協議等をやつしていくわけですが、そのあるところですけれども、後でまた触れるところで、先へちょっと進んでいきたいと思ひます。

五月九日に蚕糸業振興審議会で、五十六生糸年度について政府諮問案どおり基準糸価をキロ当り七百円引き下げて一万四千円ということで決定をする、こうしたことになつたわけであります。が、そこで聞きたいのは、基準糸価を一万四千円に引き下げた真のねらいといふのは那辺にあるのか、聞かしてもらいたい。

○清水委員 いま農林省からは、中間安定措置を維持、確保していくために一万四千円にしたという趣旨の御説明もあるわけですから、私がかれねがね承っているのは、いわゆる素原料の価格を引き下げるることを通して需要の拡大に資する、こういうねらいが非常に大きいのじやないか、こういうふうに見ておるわけなんです。しかし、現実に基準糸価を当初キロ当たり千円ぐらいう下げたい、これが七百円といふことになつたわけであります、いざれにせよ、一万四千円に下げたといふことを通して養蚕農家の養蚕離れといふものが結果的に促進をされるのじやないか。あるいは製糸業者にしても、ただでさえ全体として加工貿易が非常に小さい、こういう状況の中で、先行きの意味で一定量の輸入を仮に行つてきたとすれば、事業意欲がそこから大幅に減退をしてくるのじやないか。

す。

したがいまして、現在の中間安定措置の本来の機能、これは当然に価格が低迷いたしました際に中間買入価格で買入られまして、糸価が高騰した際に標準中間売り渡し価格で放出するといふのは、こういった中間安定措置本来の機能を回復す

る、あるいは正常化するといったようなねらいを認めまして基準糸価を引き下げたものでございます。

一八

つまり、総合的に言えば、基準糸価を引き下げることを通しながら実質的に蚕糸業者の自主的な生産調整あるいは自然淘汰といったようなものを期待する、そういう自然淘汰だと自主生産調整といったようなものを通していわゆる縮小均衡という方向を期待したのではないか、私はそういうふうに見るのでありますけれども、そういう見方は当たりませんか。

○武智説明員 われわれにとりまして、要は事業団の在庫、これは毎日のようにふえておるわけでございますが、これをいかに減らすかということをきわめて重要な任務であるというふうに考えておるわけでございます。そのためには、当然に一方で需要の拡大等も図つていかなければなりませんが、これも要は即効性がないというようなこともございますので、そうであるとすれば、輸入も含めました供給を減らさなければなりません。そこで、需要と供給との間にギャップを生ぜしめまして、そのギャップの中で事業団の在庫を数年かかるて処理していくなければいかぬというふうに考えておるわけでございまして、輸入につきましても、先ほど申し上げましたとおり、五十四年度につきましても五十五年度につきましても、相当、通常の外交交渉では見られないぐらいがんばったつもりでおりますけれども、それでもなお在庫が減らないといふようなこともあります。したがいまして、国内生産につきましても、要は先ほど申しましたようなことで、当分の間は、事業団の在庫が減るまでの間は、これはやはり調整的効果を期待せざるを得ない。当然われわれ、農林水産省でございまして、養蚕も農山村における重要な部門の一つでございますので、そういう眺におきましては今後とも十分維持、育成を図つていかなければいかぬというふうに考えておる次第でございまして、清水委員 いまあなたはそうおっしゃるけれども、これは昨年の十月のことですよ。昨年の十月

の閣議で、通産大臣もおいでだけれども、農産物の長期見通しを決定しておりますね。この中で、養蚕については六十五年に十万トン生産体制を打ち出して、いわば稻転作物などとしても積極的にこれを奨励するという増産方向をとったことは事実なんです。ところが、いまの答弁を聞いているところ、事業団在庫の在庫調整が行われる間は、国内産についても生産調整をせざるを得ない、期待せざるを得ない、こう言つておるわけであります。これでは、よく農政をめぐつて、ネコの目農政とか朝令暮改だとかいう話がありますけれども、少なくとも昨年の十月の閣議で六十五年十万トン体制というような積極的な増産体制を指示したばかりのところへ、いま直ちに、その舌の根も乾かぬうちに、実は生産調整を期待していかざるを得ないというようなことでは、養蚕農家とすれば、一体だれを信頼してこれからたとえば養蚕なら養蚕をやつていいらしいのか。当然そういう点で先行きの見通しを失つて、養蚕離れというようなのが起つて。あなたのほうはそれを期待しておるのかもしれませんけれども、私は、率直に言つて、蚕糸業というものはわが国の伝統的民族産業というふうに位置づけられておりますし、かつては日本経済を支える大宗として高く評価をされていたそういう時代があるわけですし、少なくともこれ以上崩壊過程に蚕糸業を追い込んでいくというような方向は厳に慎まなければならないんじゃないかな。

○武智説明員 事務次官の矢野さんが問題発言をしたことがありましたが、つまり矢野発言の方向に日本の養蚕業が軒落の一途をたどるということになつてしまつて、まことに生き残るを得ない。当然われわれ、農林水産省でございまして、養蚕も農山村における重要な部門の一つでございますので、そういう眺におきましては今後とも十分維持、育成を図つていかなければいかぬというふうに考えておる次第でございまして、清水委員 いまあなたはそうおっしゃるけれども、これは昨年の十月のことですよ。昨年の十月

は在庫が十六万俵弱ございますので、これを何とかして克服しなければならない。当然に糸価も低めにいたしておりますし、まさに今回の基準糸価の決定のごとく非常に厳しい道を歩まざるを得ないわけでございますので、要は事業団の在庫を何か数年間かかりまして処理いたしまして、その上で昨年末に決めました長期方向の見通しに沿つて、あれは十年後の見通しでございますので、そこの方向に沿つて向かいたいというのがわれわれの心地でございます。

○若杉政府委員 非常に厳しい状況でございまして、生活様式の変化に伴いまして特に大宗を占める和装需要の非常な落ち込み、これがございまして、この二、三年で十万俵くらい落ち込みましたから、それが一つ大きいわけでございますし、やはりこういう状況になりますと生産もある程度縮小し輸入も抑えて、とにかく需給の均衡を早くとらないとますます事態は悪化するんじやないか。そして私たちは、率直に言つて、和装需要も図る必要があるし、さらに洋装あるいは新装品といいますか、インテリア関係にも需要振興の道はまだある限りでは、どうもこれといって目新しい需要喚起の施策を持ち合わせておられないような気もします。あれは聞かしてもらいたいが。

そこで具体的に、通産の方では、多分今年度予算で千六百万だか千八百万そのための予算が計上されていると思うのですけれども、その予算を使つて具体的にどういう実効ある消費拡大施策を現に進めているのか、そしてその見通しはどうなうか。こういうことが明らかにならないと、ただ口で需要の喚起といふようなことを言うだけであつて、そこからまたひとつ安定的な発展を遂げていくという方向に誘導せざるを得ない。また、そろそろいつまでたつても蚕糸、絹業とも安定しない、かようになっておるところでございます。

○清水委員 それでは、どちらからお答えをいただいてもいいのですけれども、いま生活産業局長から、ここ二、三年需要が減退をしている、とりわけ和装が落ち込んでいる、こういうことなんですが、たとえば通産省のコメントによると、これは絹の需給表についてのコメントなんですが、一般経済情勢の停滞、勤労者世帯における資金の伸び悩み等により内需は大幅に減少しているありますが、たとえば通産省のコメントによると、かれているように御質問がありました、意見が分かれているわけじやなくて両方現状だと思うのです。というのは、年次ははつきりしませんが、たしか十年ちょっと前から実は絹需要は急激に伸びたわけなんです。その原因というのは、明らかに国民所得の急激な成長というか伸びが非常に作用したと思います。それから数年前に峰に達しましたが、たしか今度は急激と言つては変ですが、また相当急激です。その原因というのは、明らかに国民所得の急激な成長というか伸びが非常に作用したと思います。それから数年前に峰に達しましたが、たしか今度は急激と言つては変ですが、また相当急激です。その原因というのは、明らかに国民所得の急激な成長というか伸びが非常に作用したと思います。それから数年前に峰に達しましたが、たしか今度は急激と言つては変ですが、また相当急激です。それはやはり二つ原因があつて、和装離れも非常に大きいです、実質所得の伸び悩みというのも大きな要因じゃない

かといふに考へてゐるわけでございます。ですから、われわれとしては両方とも分析し、対策を立てるときには重視しなければならないことは間違いないと思います。

それから第二段の、対策はどうかということですかけれども、とにかく対策をどんどん打つていかなければならぬというので、通産省としては特にいま洋装、新装品関係を、これは開拓すればそれだけ伸びるものですから中心にやつております。

そこで、まず大きな問題は三つを考えていまして、一つは、ことしの秋あたりにデパート等を中心にしてシルクフェアを消費者向けにやりたい。その前段階で洋装、新装品関係ではそれをつくる人たち、つまり一言で言えばアパレル業界に対していろいろな素材を提供することが大事でございます。アパレルに対して新製品をつくろうといふ食指を動かせる必要があるので、そういう業者向けにシルクスタッフといいますか、シルクのいろいろなデザイン、柄の生地の大がかりな展示会といふものを作りたいと考えております。

それから、先ほどおつしやった予算と組みましては、これはいま検討中でございますが、できるだけ実際の需要振興の直接起爆剤にする必要がありますので、実は予算的には試作費的なものでござりますが、ただ試作に終わつただけでは意味がないので、それを試作し、かつ商品として本当に販売するという計画を持つてアパレル関係に重点的にこの補助金を投入していきたい、そしてそれを呼び水にして現実に売る場をつくつていかない、かように考へてゐるとところでございます。

○武智説明員 組消費の拡大を図りますために、何といましてもその割合を占めます和装の需要の拡大を図ることが一つと、それから今後におきましては洋装部門の需要拡大といふことが非常に重要な課題であると思つております。

そこで、農林水産省といつしましては、従来か

らも蚕糸事業団の助成事業を活用いたしまして、それでございますけれども、いろいろ金を使つておるわりにはどうも効果がないじやないかといふような御指摘等もございますので、従来の事業の成果も踏まえまして、今後におきましては新規用途の開発研究等の充実を図つていくということが一つでございます。

もう一つは、たとえば九月から十二月あるいは

一月から三月、そういうふうな綱の需要シーケンスに全国的にテレビなり雑誌なり、あるいはポスターを中心とした宣伝等をやっていきたい。各種催し物と一緒になりまして、まさに着物の全国的な需要促進の統一キャンペーん事業をやりたいと、いうようなことも現在検討いたしておりますし、さらにはまた、今後におきます着物の需要の中心になります高等学校あるいは大学の女子学生等を対象にいたしまして、要是着れないから需要が伸びないといった問題がございますので、着つけ指導等についてもやつていただきたいということで、何とか需要の拡大を効果的にしたいと考えておる次第でございます。

○清水委員

いま、いみじくも言われるように、

和装ということに引き続きウエートを置いてその

需要の拡大を図つていかざるを得ない、こういうことだと思うのです。

そこで考へることは、いま末端消費者価格は、綿の着物の場合に数十万と一口に言われているわけですね。四十万とか五十万と言われている。それに、帯から始まって必要な物をそろいそろえれば百万という費用を必要とするわけです。着つけの指導を農林省が幾ら考へたって、そんなこと本能がある。親御さんにしてみれば、そうさせてやりたいといふ気持ちがある。しかしながら、幾ら何でも着物だけで五十万もするのではちょっと手が出ない。その辺のところに一つの大きな問題

があるのではないか。その場合に、現実の問題と

ます。

して、皆さんには素原料が高いから少しでも下げてくださいとおっしゃるけれども、現実に需要拡大をしようとするおっしゃるけれども、現実にたとえば着物一反の生糸の必要量は九百グラムぐらいと言っているわけですね。そうすると、たかだか一万三千円そこそこの素原料代にしかならない。これを少々下げるみたって、五十万もするような末端の消費者価格に何らの影響がないことは子供にだつてわかる理屈なんです。

そこで問題は、さまざまに流通を通りながら最

終的に呉服屋さんから消費者の手に渡るときには

数十万になる、なぜそなうるんだというような、

多段階にわたる流通の中にあるいは問題がないのかという意味でのメスが入れられる。私が事実承知しているので言えば、着物を一着購入してくれれば、たとえば沖縄なり九州なりの何泊かの旅行に招待いたします、そういうようなものまで全部織り込まれた数十万という価格のあり方、こういうものにメスが入れられて、ある程度流通全体が政策的に考えられなければならないのではなくか。だから、着物が高いというのは、川上に問題として手が届くような価格にしていくということがあるのじゃなくて、むしろ川下の流通に問題があるのじゃないか。そうだとはすれば、その辺にどういうふうにかメスを入れて、そしていまおつしやられたような諸施策と相まって、全体として消費者のニーズにこたえられるような状況をつくつていくことが伴わなければ、これはなかなか伸びないのでないかと思うのですが、その辺、局長、どうですか。

もう一つは、着物の方も実は輸入の生糸と全く

違いまして自由化しておりますので、それは商売人でございますので、产地直結で安く売る業者もたくさんございます。それで成功している業者もあります。しかし、余り産直をやりますと、値段が安いから買わないという変なリアクションも出でてきますが、余りいきなりこうせい、ああせいいという指導ということになりますと、かえつても流通に問題があることはよく承知しておるわけですが、余りいきなりこうせい、ああせいいといふ指導といふことになりますと、かえつておかしくなるのではないかということはあります。しかも、自由にしておいて、できるだけそういうものを奨励するというぐらいがいいのではないかということ、もう一つは、フォーマル化していいる着物需要に対しカジュアル化しなければいけぬ。つまり、ふだん着といいますか、ふだん着にするためにはデザインというか着方といいますか、一種の表現をかりて言えば、プレタポルテという洋服の感覚、ブレタ着物という感覚をもつて、二、三万あるいは五、六万の着物を気楽に着るという運動、これは本格的に推進しなければならぬ、かのように考へてゐるところでございます。

○清水委員

さて、そこで、政府としてもどうや

つて消費を伸ばしていくか、それぞれ苦心をして

いることはよくうかがえるわけですが、しかし、当座直ちに加速的に需要が増大することは余り期

待できないとすれば、いよいよ六月以降、また二

国間協定をめぐって中国や韓國ともやり合わなければならぬという事態がやってくるわけであります。いずれにしても、需要のバランスがとれる、あるいは先ほど来お話をあるように、事業団在庫が一定の程度整理ができるというような時期までは、何としても生糸から始まって繭糸あるいは絹織物等について全体的な輸入規制をせざるを得ないのではないかと私は思うのです。

たとえば三月二十六日に、五十六生糸年度における基準糸価をめぐって、衆議院の農林水産委員会が御承知のような決議をしている。あるいは五月九日に蚕糸業振興審議会も基準糸価の設定についてこれまで決議をし、それぞれ政府に対して、いま私が申し上げたような、生糸から始まって繭糸や絹織物等に至る全体的な輸入調整、私の言葉で言わせれば輸入規制について実効ある措置を講じなさい、こういうふうに言つておられるわけです。

そこで伺いたいわけあります、生糸の一元輸入の強化を初め、いかにして実効ある輸入調整をとらうとされているのか、お聞かせください。

○武智説明員 御承知のとおり、わが国におきましては、まず生糸につきましては繭糸価格安定法に基づきます一元輸入制度がとられておりますし、さらにまた、繭なり絹糸なり織物なり絹の二次製品につきましては、輸入貿易管理令に基づきます輸入承認制等の措置が講ぜられておるわけでございます。さらにまた、主要な対日輸出国でござります中国なり韓國との間におきましては、二国間協定等の締結によりましてまさに輸入の秩序化が図られているところでございます。五十五年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しい二国間の調整を行ったところでござりますけれども、今後におきましても、まさに現在置かれましたわが国の非常に絹需給の厳しい現状にかんがみまして、生糸、絹製品全体を通じまして大蔵省に聞いておきたいのですけれども、たとえば相沢代議士の元秘書の手島某という者が百三十七万平米について緊急通関を陳情しました。東京税関はこれを受けて、その日のうちに通りまして二国間協定あるいは各種の輸入調整措置の厳密な運用等によりまして、輸入の実効ある規制を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、ともいたしますと輸入調整措置の網の目をくぐりまして、いろいろ違法輸入等があつたといふふうに言われておるわけでございますが、このあたりにつきましても、関係省庁と一層密接な連絡をとりましてそういったことのないようにいたしまして、実効ある輸入措置が講ぜられるよう

にいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○清水委員 二国間協定なり事前確認制などといふものを通しながら、輸入の調整、秩序ある輸入というようなものを強化していく、こう言われるわけですから、いまあなたの御答弁の中に、違法な輸入があつたやに聞いておるというよ

うな話がありましたが、これは聞いておるなんといふところでありますけれども、仮に二国間協定だとか事前確認制などを通して輸入調整措置を実効あるものにしていくと幾ら努力していくても、そ

これは通産大臣にも所見を求めなければならぬところでありますけれども、仮に二国間協定だ

○内田説明員 現在捜査中の事件でございますの

ところですから、そんなのんきなことを言われていた

んじゃ私は困ると思う。

これは通産大臣にも所見を求めなければならぬところでありますけれども、仮に二国間協定だ

○清水委員 警察庁はこの処理についてどのよう

にござらんになつていますか。

○内田説明員 現在捜査中の事件でございますの

ところですから、そんなのんきなことを言われていた

○忠内説明員 お答えいたしました。

そこで、私は、この百三十七万平米のことに関する連をして大蔵省に聞いておきたいのですけれども、たとえば相沢代議士の元秘書の手島某というものが百三十七万平米について緊急通関を陳情しました。東京税関はこれを受けて、その日のうちに通りまして二国間協定あるいは各種の輸入調整措置の厳密な運用等によりまして、輸入の実効ある規制を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

国間協定をめぐって中国や韓國ともやり合わなければならぬという事態がやってくるわけであります。

また、ともいたしますと輸入調整措置の網の目

をくぐりまして、いろいろ違法輸入等があつたといふふうに言われておるわけでございますが、このあたりにつきましても、関係省庁と一層密接な連絡をとりましてそういったことのないようにいたしまして、実効ある輸入措置が講ぜられるよう

にいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○清水委員 二国間協定なり事前確認制などといふものを通しながら、輸入の調整、秩序ある輸入

というふうなものを強化していく、こう言わ

れるわけですから、いまあなたの御答弁の中

に、違法な輸入があつたやに聞いておるといふ

う可能性がありやしませんか。

○若杉政府委員 一つは、一罰百戒と申します

か、今度の事件で関係者八人が逮捕されるとい

う事態は相当重大な警戒ということになつております。

○清水委員 警察庁はこの処理についてどのよう

にござらんになつていますか。

○内田説明員 現在捜査中の事件でございますの

ところですから、そんなのんきなことを言われていた

○忠内説明員 お答えいたしました。

そこで、私は、大蔵省に聞いておきたいのですけれども、たとえば元大蔵次官であり現代議士でありなどというような人の秘書が来る時、あれこれと理由を並べて、きょうのうちにひとつ通関をやってくれと言われるところですか。そ

んないかげんなものなんですか。

○忠内説明員 お答えいたしました。

そこで、私は、この百三十七万平米のことに関する連をして大蔵省に聞いておきたいのですけれども、たとえば相沢代議士の元秘書の手島某という

いうものが必要なわけござります。この原産地証明書はスペインの正式の機関の発給したものでございました。そして税関の方は、その原産地証明書の印章その他あらかじめ受け取つておる

ものがございましてそれと照合いたしたのでござりますが、特に異常もなかつたとすることで通関

その前に、先ほどの私の答弁でちょっとと言葉足らずだった点、補足いたしたいと思うのですが、組織物の輸入につきましては、この事件が発覚以来、先ほど通産省の若杉局長から答弁がありましたが、私どもいたしましては、EC、スペイン、イスラエルから輸入される組織物につきましては、その申告内容とか添付書類、貨物等について厳重に審査、検査を行うということで、さらには書類が整備されておりましても、その書類の信憑性とか、どこでつくらましたかとか、そういう具体的な説明を求めるというような形をとつております。そして、疑惑が解明されないものにつきましては通関を一時留保いたしまして、本省の方に報告をいたしまして、さらに通産省とも連絡をとつて解明しておるということで、これでかなり成果を上げておると思っております。

それから、いまお話しの点でございますが、相沢代議士の秘書と称する手島という人物が二度にわたって大井税関に訪れたということは事実でござりますが、税関といたしましては、これによって輸入許可の手続を簡易にするとか審査を甘くするということは全くしておりませんで、通常の手続によつて行われております。陳情には一切左右されおりません。

○清水委員 まさか私が聞いたからといって、左右されているとはお答えになれないだろうから、これまでのことばいませんが、いま前段に言われたとおり、仮に形式的な書類が整つていたとしても、疑わしきものはきちんと留保して、慎重に対処する。これはくれぐれも嚴重を期してもらいたい。

それから、そのことに直接関連があるわけではありませんが、自由貿易主義であるとかガットとの関係があるとかということで、去年も、いまの農林大臣が議運の委員長當時、たとえば組織物までひつくるめて全面的な輸入規制措置を立法化しようとしたけれどもつぶれてしまつた、こういうケースがあるので。しかし、ガットでもその第十九条で、国内産業保護のための緊急措置とい

ものが明記されていて、この十九条で輸入規制措

置等を講じ、国内産業の保護に当たるということ

は、やる気になればできるわけですね。

これは田中通産大臣にお聞きをしたいだけれども、たとえば例の自動車産業をめぐつて日米間で摩擦があつた折に、アメリカの議会では議員立

法を準備する、アメリカ政府も、自國の自動車産

業やその雇用を守る立場から、日本に対し外圧

と言われるようなものを加えることによつて、通

産大臣初め日本政府の大幅な譲歩を引き出すとい

うようなことをやつてゐるわけです。したがつて、わが国の蚕糸業がこのまま放置をすれば崩壊の過程に入つていくだらうという危機的なところまできている折であるわけですから、やはりこの際、改めて、輸入調整と皆さんおっしゃるわけであります。ですが、輸入規制についての実効ある措置を講ずるべきなのではないか、こう思うわけでありますが、大臣の所信を承つておきたいと思いま

す。

○田中(六)國務大臣 自動車産業で米国に譲歩をした、これはいま、大幅に譲歩をしたということをごぞいます。が、私どもは大幅な譲歩とは考えておりません。

と申しますのは、一九七八年が百四十一万台、一九七九年が百五十五万台で昨年が百八十二万台です。だから、百四十一万、百五十五万よりもはるかに上回る百六十八万台ということでございません。

○清水委員 私の質問を聞き違えられたのじやないかと思うのですが、私は政府に、法制をもつて輸入の規制をしてはどうかという質問を別にしたわけじゃない。だから、大臣からそういう御答弁があるとは思わなかつたわけですから、そうではなくて、たとえば自國の産業なり雇用なりを守るために、一つの例として自動車産業をテーマに、アメリカ政府の場合には先般のような行為を行つた、そこで、いまやわが国の蚕糸業が文字どおり危機的な場面に立つてゐるのであるから、たとえば蚕糸事業団の在庫量が一定程度在庫調整が行われる、解消のめどがつくというようなときくらいまでは、やはり実効ある輸入調整を行うといふことがあつてしかるべきじゃないのかといふことを実は聞いたつもりなんです。したがつて、もう一回お答えください。

○田中(六)國務大臣 法律のことではないということを頭に置いておりますので、そういう

たわけでございます。したがつて、わが国の本心と申しますか、わが国の主義主張あるいは政策は、世界を自由貿易の拡大均衡へ指向するということが先決でございまして、保護主義貿易化しようとすると現状を何とか食いとめていくことが日本は、これは、アメリカの例をそのまま日本に当てはめるということには、私どもなかなかそういうのは、これが、アメリカの例をそのまま日本に当てはめると、何とか自由主義貿易のもとで、いろいろな話話し合いといふようなことでうまくいかないかということをしばつてつとやってきておるわけでもございまして、現在のところ、国会でどうしろ法律をつくつていくということでござりますので、いかがな話はございませんが、政府みずからがそういう規制の法律をいま提案するといふようなことは考えておりません。

○清水委員 私の質問を聞き違えられたのじやないかと思うのですが、私は政府に、法制をもつて輸入の規制をしてはどうかという質問を別にしたわけじゃない。だから、大臣からそういう御答弁があるとは思わなかつたわけですから、そうではなくて、たとえば自國の産業なり雇用なりを守るために、一つの例として自動車産業をテーマに、アメリカ政府の場合には先般のような行為を行つた、そこで、いまやわが国の蚕糸業が文字どおり危機的な場面に立つてゐるのであるから、たとえば蚕糸事業団の在庫量が一定程度在庫調整が行われる、解消のめどがつくというようなときくらいまでは、やはり実効ある輸入調整を行うといふことがあつてしかるべきじゃないのかといふことを実は聞いたつもりなんです。したがつて、もう一回お答えください。

○田中(六)國務大臣 法律のことではないということを頭に置いておりますので、そういう

う点は秩序ある輸入ということも十分考えられると思います。したがつて、今までの私どもの韓国や中国に対するいろいろな交渉も、実は秩序ある輸出をしてくれというようなことでカットにカットを重ねてきたようことでございまして、その点はこれからも頭に置いていただきたいというふうに思います。

○清水委員 次に、五月九日、五十六年生糸年度における基準糸価を決めるに当たつて、政府では、たとえば養蚕農家に対し二十億円に上る低利融資などの一連の救済措置というのでしようか、特別な措置を講じた経過があるわけですが、何か製糸業に對してそうした救済措置的なものが講じられていますか。

○武智説明員 ただいま先生がおっしゃいましたとおり、五十六年度に適用いたします基準糸価等の決定をやつた際に、関連対策といたしまして二十億円の事業団助成を行うというふうに決めたわけですが、大臣の所信を承つておきたいと決めたわ

ましては今後糸価なりあるいは需給の動向を見つける必要な事業団買入れ枠の確保を図っていくといふことが一つ。それから、もう一つは資金面でございまして、経営安定を図りますために中小企業の体質強化資金の助成制度、あるいはまた日本製糸協会等で今後議論していくわけでございますけれども、要是今後過剰設備の処理等を行ふ必要がある際には、中小企業事業団によります設備の共同廃棄事業といったような面を活用いたしまして、製糸対策を図つてまいりたいと考えております。

○清水委員 いずれにしても、基準糸価が七百円引き下げられたということを通して加工費も圧縮をされることはもう避けられない事実だと思いま

すね。現に、たとえば供給過剰傾向である、そこで減産をせざるを得ない、操短をやらざるを得ない、そういう状況が起こっているし、他にも数社くらい

そうした傾向が今日伝えられているわけですね。

そこで、いま製糸工場が倒産をする、もしくは工場を閉めるというようなことになると、これはもう直ちに雇用に重大な影響をもたらすことにならぬ。その社会的な影響というのは非常に大きい

と思うのですね。だから、そういう意味で中小製糸家に対する適切な手立てを講じて、こういうことが行われなければならないんじやないかと私は思ひます。

それから、また同時に、たとえば基準糸価の中でキロ当たり労務費というものが算定をされてお

るわけですね。五十五年生糸年度の場合にはこれが一千二百四十円であつた。これが新年度では九百七十円十銭というふうに、一九・五%も労務費の算定基礎というものが引き下げられている。これ

が直ちに製糸工場の労働者の賃金、労働条件といふものに敏感に影響するわけですね。御承知のよ

うに、ことしの春闘ではベースアップが約一万四千円強と言われておりますが、製糸業の場合には

大体七千円か、いいところで八千円というふうに、約半分ぐらいだと言われている。ですから、基準糸価を決める場合には当然のこととして、その中

が織り込まれなければならないのじやないか。

○武智説明員 ただいま先生おっしゃいましたところは、織り込まれなければならないのじやないか。

○清水委員 時間が来ましたからこれで質問を終

りますが、最後に通産大臣、いまも農林水産省の方から、当面は耐え忍んでもらいたいというよ

うな話もあつたわけですね、現実には通産大臣の所管にかかる中小企業である製糸工場な

どが、今度の基準糸価の設定との絡みもあって、総合的に操業短縮あるいは減産といったことを含

めて縮小再生産、中には倒産というような方向へ進んでいるケースがずいぶんあるわけですね。

そこで、そういう企業に対する手立て、あるいはそこの企業に働く労働者の雇用、こういうものに非常に暗い影がいま落ちようとしているわけ

ですが、こうした点についてひとつできるだけその環境をとにかく何とか守つてやるというような角

度に立つて、特段の手立てを講じていたらしくことを希望したい。

以上のことを申し上げて、私の質問を終わりたいのですが、一言何か所信がありましたらお願ひします。

○田中(六)国務大臣 私どもの所管の中小企業対策という面から十分配慮して、中小企業体質強化

資金制度とかいうものもござりますし、あらゆる中小企業対策を駆使してその対応に当たりたいと

いうふうに思います。

○清水委員 終わります。

○野中委員長 長田武士君。

○長田委員 まず初めに、日本原子力発電に関する問題についてお尋ねをいたします。

日本原子力発電の相次ぐ事故によりまして、原

子力発電の安全性や監視の体制、さらに、それを監督する立場にあります通産省の行政の方について改めて国民に強い不信感を植えつけたことは事実であります。しかも、この不信感が今後

ます。

それにつけても、こうした一連の原子力事故に

お尋ねいたしますが、最後に通産大臣、いまも農林水産省の方から、当面は耐え忍んでもらいたいといふ

うな話もあつたわけですね、現実には通産大臣はどのよう責任を感じていらつしやるか、所

信をお尋ねいたします。

○田中(六)国務大臣 このたびの日本原電敦賀発

電所の事故は、まことに遺憾であるというような

月並みなことを言つても本当にいたし方ない、申しあげないことを思つております。私どもは、

日ごろ原子力発電所の安全性を強調してきており

ただけに、またそれに一番頭を配つて、原子力発

電所はこういうものですよとということを言つてき

ただけに、全く心からまいつておる次第でござい

ます。

つまり、原子力発電所の安全性、そういうもの

に対する信頼が崩れ去つておるというようなこと

から、一日も早く国民からの不信感を取り除くと

同時に、より一層安全性、つまり安全審査、管理

行政というもののについての手抜かりと申します

か、そういうことをつくづく感じておるわけでございまして、一日も早くこれは結論を出しまし

て、結論のはつきりした線で、一応私ども、六カ

月間の運転停止という線は出しておりますけれども、あらゆる面で信頼の回復をなし遂げなければ

ならないという心境でござります。

○長田委員 これは通産省の資源エネルギー庁でありますけれども、五十六年五月十八日に報告書

を出していますね。

その「はじめに」というところでありますけれども、「いずれの事故も原子力発電の安全管理に

かかわる問題ではあるが、原子力発電の安全性の

基本にかかわるような性格のものではないと考えられる。」このように報告しております。

私は、このような認識では事故の処理をするこ

とはできないのじやないか、そういう点で大きな疑問を持ちます。そこで、今回の事故は安全性の

基本にかかわりがないと澄ましておる、こういうことでいいのかどうか。大臣、どうですか。

○森山(信政府委員) ただいま長田先生が御指摘になりましたが、原子力の安全の基本に関する事題につきましては、私どもは、今回の事故は原子炉本体にかかる重要な事故ではないという認識でございまして、もちろん放射性廃棄物の建屋の問題、あるいは一般排水路等々の問題、これは原子力の安全にかかる重要な問題でござりますので、そういう意味の認識は十分持つておるわけでござります。

したがつて、今回の事件は、原子力の安全の基本に関する事題でないというような認識ではなくて、私どもが言わんと欲しました点は、原子炉本体の事故ではなかつた、こういう認識を率直に訴えたような次第でございまして、そういう表現にお読み取りいただければ大変ありがたいというふうに思う次第でございます。

○長田委員 これは何回読んでも、そんな感じいや解釈できませんよ。大臣、どうですか。いまエネ

ネ府長官が言ったような解釈には、どうしても日本語ではとれません。どうですか。

○田中(六)国務大臣 それは多分、いま森山長官が言つておつたのがやはり基本的な考え方のベースにあつたと思います。つまり、周辺の環境に対し特段の悪い影響があつたわけではないというこ

との表現じやないでしようか。

○長田委員 長官、本体にかかる問題ではないから軽微だということですか、はつきりしてもらいたい。

○森山(信政府委員) 先ほどもお答え申し上げましたとおりに、私どもは、今回の事故は大変な問題だという認識を持つております。ただ、原子炉本体にかかる事故ではなくたといふ認識だけがあるわけでございまして、それ以外のいわゆる付属施設に関する事故は、軽微なものであるという認識では全くないわけでございます。そういう意味で、本文の中にある書かれております点は、私どもがいかにこれを軽微なものとして処理して

ないかということを意味しておるわけでございまして、いま御指摘のように、本体は大事で本体以外は大事じゃない、こういう認識では全くないということでございます。

○長田委員 私はそういう点で、今回の事故の重大性から考えてみまして、このような安易な、軽率な言葉は使うべきじゃないと思っているのです。そういう点では、通産省の見方、特にエネルギー庁のこの報告は國民の反感を買いますよ。取り組みの甘さがある。これだけ世論が原子力に対するアレルギー、不信を持っておる、そういう真っただ中で、基本にかかる問題ではないなんて堂々と書く。私にはわからない。

そこで、私は原電の処分について申し上げるわけであります。当初は告発をしようという考え方で來たようであります。しかし、今回は結果的に告発しないということで、六ヶ月の運転停止だということですね。通産省が告発に踏み切れなかつた原因、理由、これを説明してください。

○森山(信政府委員) 私どもは、今回の事故を踏まえまして厳しい対応をしなければいかぬということを終始考えてきたわけでございます。そこで、当委員会等におきましても、告発を含めまして厳正な処分をするということを言い続けてまい

つたわけでございます。

私どもは、二回にわたります立入検査及び会社側からの事故でんまつ書、これを最終的に徴取いたしまして、行政的にいかに厳しい処分をすべきであるかということからいろいろ判断をしてまつたわけでございますが、今回の事故を突き詰めて申し上げますと、会社側のぎさんな保安管理体制に問題があつたのではないかということでござります。そういう点を踏まえまして処分を考えますと、刑事罰と行政罰と両方あるかと思いますけれども、行政罰は原子炉等規制法に基づきまして運転停止命令でございます。これはいまだかつて発動したことのない措置でございまして、会社

として残るものでござりますので、むしろ行政罰としてそういう点を追及していく方が非常に厳しい措置になるのではないか、こういう判断をしたわけでございまして、いまおつしやいましたように六ヶ月の運転停止処分というものを内定いたしました。

○長田委員 去る五月十一日、福井県民会議は日本原子力発電に対しまして、原子炉等規制法の疑いで告発をいたしておるわけであります。ところが政府は、二回にわたります立入調査によりまして、一連の事故はただ保安規定違反のみとしておるわけでありますけれども、私は、福井県民会議が告発で指摘しておりますように、原子炉等規制法の法律違反があつたのではないか、このように考えますが、その点はどうでしょうか。

○石井政府委員 私ども、この一連の事故につきましてあらゆる観点から検討いたしたわけでございます。

御指摘の電気事業法及び原子炉規制法、この二つの法律の各条項に照らしましてそれぞれの問題になつた点について申し述べますと、第一に、給水加熱器の漏洩に対する一月十四日に当て板にすみ肉溶接を実施いたしておりますが、これにつきましては、給水加熱器が電気事業法四十六条の「格納容器」に該当いたしますので、この溶接を実施した場合には通産大臣の検査に合格しなければ電気事業の用に供してはならないという規定がござりますので、その構成要件に該当するのではなかろうかといふふうに考えております。

他の、いま先生御指摘の告発にかかわります原子炉規制法の報告義務あるいは記録義務の違反問題、あるいは電気事業法に言う報告義務違反問題につきましては、本日午前中の質疑におきまして申し上げておりますが、それぞれの具体化する記録義務につきまして、直ちにその違反について断定することは困難であるというふうに思つております。

○長田委員 いま御答弁がありました一月十日、第一回漏洩がありましたが。そして一月十四日に四ヵ所溶接をやっていますね。その後、コーティングをやつていますね。この間商工委員会で私、やつたでしよう。そして、そういうような経過がありまして、いま電気事業法第四十六条では、発電用原子炉に係る格納容器それから機械、器具などを

て、電気工作物の著しい機能の低下もしくは喪失というものが損壊事故に該当するという抽象的な規定がなされておるわけでございます。その限りにおいて、たとえば給水加熱器のドレン水漏洩問題が果たしてこれに該当するのかどうか、それからさらに原子炉規制法に基づきます報告義務にわきまして、たとえば給水加熱器のドレン水漏洩問題が果たしてこれに該当するのかどうか、そ

れども、この間商工委員会で私、やつたでしよう。そして、そういうような経過がありまして、いま電気事業法第四十六条では、発電用原子炉に係る格納容器それから機械、器具などを

溶接する場合、通産省令で定める溶接の工程などに大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ使用できないというふうになっているのですね。そうでしょう。違いますか。

今回の事故の中で、この電気事業法第四十六条違反と見られる無断溶接が一月十四日に行われています。これについては違反じゃないのですか。

簡単に答えてください。

○石井政府委員 ただいまの答弁で一番最初に申し上げましたとおり、四十六条の構成要件に該当するというふうに判断しております。

○長田委員 そうしますと、法律的な違反が明らかですね。

そうなりますと、このような違反にもかかわらず、どうして告発できないのか、この点どうでしょ

うか。

○石井政府委員 ただいま申し上げました四十六条違反につきまして、構成要件該当性があることは確かでございます。私どもはそう考えておるわけでございますが、この違反が直ちに構成されるのかどうか、これはむしろいろいろな事情があろうかと思います。たとえば、溶接検査を受けますのが受注をした機械メーカーが溶接検査を受けているという慣行、そういうようなことをどういうふうに秤量するかという問題がございますが、いずれにいたしましても、構成要件に該当していることはきわめて濃厚であるという判断でござります。

そこで、ただいま長官からもお答え申し上げましたが、私どもとしまして今回の一連の事故を総合的に評価いたしました場合に、そのような法律違反ないしその疑いをもたらすような日本原子力発電株式会社敦賀発電所の保安管理体制が根本的にまずい、これがきわめてずさんであり、それに起因いたしまして事故対応が非常にまずかつたというところが根本的原因であるというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、こういうような根本的な原因にメスを入れて十分な反省をしていただく、それ

には単に違反状態あるいは漏洩原因の撤去、こういう問題を将来にわたって是正するだけではなしに、過去のそういう保安規定違反その他の問題を

管理体制に制裁を加え、かつ十分に反省をして、ただくという意味において、原子炉規制法に基づきます原子炉停止命令を出そうという決断をした

わけでございまして、したがって、私どもとしては、これによつて最も厳しい制裁が科されたもの

といふうに判断しておるわけでございます。

○長田委員 そういう発言はどうも理解できませんね。この違反につきましては、会社側も記者会見の場で認めております。それにもかかわらず通産省は明確に指摘できない、なおかつ告発できない。この点、私はこの問題については非常に納得

できない。

○石井政府委員 刑事訴訟法第二百三十九条によりますと「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪がある」と思料するときは、告発をしなければならない。このように明記されております。この条文をどう解釈しますか。長官、どうですか。

○森山(信)政府委員 刑事訴訟法二百三十九条との関係でございますけれども、公務員が職務の執行に当たりまして犯罪の事実を知ったときは告発しなければならぬわけでございますけれども、それにはかわります救済措置を別途講ずることがあります。その義務は免除されるというのが私どもは通説だというふうに理解いたします。

そこで、今回の事故をただ単に見逃したということであれば、まさに御指摘のとおり刑事訴訟法に違反するということになりますようけれども、

先ほどお答え申し上げましたとおり、行政罰といふことでは、別な角度からいきましょう。

○長田委員 それで、原子力発電の事故につきまして、法律によって報告義務が課せられております。また、軽微な事

故についても、先ほど答弁がありましたとおり、五十二年の通達によりまして報告されることになつておるわけですね。

そこで、法律に基づくものと通達によるもの

まつその事故数、五十年度以降のようなふうになつておるか、ちょっとと言つてください。

○長田委員 通産大臣、いま話がありましたけれ

ども、この問題については人間の生命がむしばまれる、生命にかかる問題なんです。その問題を私たちとは事重大だと考へているのです。まあ初步的なミスでありますけれども、しかしながら、人命に与える影響というの

全く同じなんです。

そこで、通産省は常に電力の問題、この需要に対してもそりあつた事態を一応は把握される。私たちもそういうふうに理解できませ

んね。この違反につきましては、会社側も記者会見の場で認めております。それにもかかわらず通

産省は明確に指摘できない、なおかつ告発できない。この点、私はこの問題については非常に納得

できない態度を納得できないと私は思いますよ。報告義務をきちんとやっていない、なのに告発できな

い、行政処分をやつたというようなことで常に事

足れりという態度でやつておる。通産大臣、その

点どうですか、あなたは責任者ですから。こんな

あいまいでいいんですか。

○田中(六)国務大臣 まあ、あいまいな処罰だとおっしゃつておりますけれども、先ほどから私どもの言わんとするところは、別に告発を避けたわけではなくて、告発も処分の中の一つ、それから運転停止処分も処分の中の一つで、それを原子炉等規制法による行政処分ということで、一度も抜いたことのない伝家の宝刀、六ヶ月の停止処分といふ厳正な処分をしたというまでございます。

そこで、ここで、今回の事故をただ単に見逃したということであれば、まさに御指摘のとおり刑事訴訟法に違反するということになりますようけれども、

先ほどお答え申し上げましたとおり、行政罰といふことでは、別な角度からいきましょう。

○長田委員 それで、敦賀の事故は、四十四年一件、四十五年二件、四十六年八件、四十七年二件、四十八年はゼロ

で、四十九年三件、五十年二件、五十一年二件、五十二年四件、五十三年三件、五十四年二件、五十五年は五件あるのです。間違いでしよう、

どうですか。違つたら違つたと言つてください。

○石井政府委員 ただいま先生御指摘の五十五年

度に関しましては、五十五年度末で二件ということになつております。また、軽微な事

故についても、先ほど答弁がありましたとおり、五十二年の通達によりまして報告されることになつておるわけですね。

そこで、法律に基づくものと通達によるもの

まつその事故数、五十年度以降のようなふうになつておるか、ちょっとと言つてください。

○長田委員 お答えいたしました。

○石井政府委員 お答えいたしました。

五十年度ということでおよそまだ計算いたしておりませんが、これまでのところ四十一年以降百九十一件でございます。

それから、五十年度以降ということでおざいますと百二十四件、ちょっと計算でございますので、あるいは後で訂正させていただきますが、百

二十四件程度といふうに考へております。

○長田委員 日本原子力発電株式会社敦賀発電所の事故を言つてください。

○石井政府委員 五十三年度以降につきましての数字を申し上げさせていただきますと、日本原電からこれまで報告されましたものが十四件、その内訳は東海第一発電所一件、第二発電所六件、敦賀発電所七件でございます。

事故内容に関しまして申し上げますと、すべて原子炉の停止を伴います事故でございまして、電気工作物の損傷による停止、その他送電系統の搅乱等外部要因による停止も含めました言つなれば原子炉の停止を伴う事故の件数でございます。

○長田委員 それでは、私のところに資料がありますから、こちらで話します。

敦賀の事故は、四十四年一件、四十五年二件、四十六年八件、四十七年二件、四十八年はゼロ

で、四十九年三件、五十年二件、五十一年二件、五十二年四件、五十三年三件、五十四年二件、五十五年は五件あるのです。間違いでしよう、

どうですか。違つたら違つたと言つてください。

○石井政府委員 ただいま先生御指摘の五十五年

度に関しましては、五十五年度末で二件ということになつております。また、軽微な事

故についても、先ほど答弁がありましたとおり、五十二年の通達によりまして報告されることになつておるわけですね。

そこで、法律に基づくものと通達によるもの

まつその事故数、五十年度以降のようなふうになつておるか、ちょっとと言つてください。

○長田委員 このように事故が毎年起きているんですね。この事故の内容を見ますと、敦賀に限つてきょうは申し上げますけれども、五十一一年一月

のは落雷による送電線トリップのための原子炉停止である。それから五十一一年十月でありますけれども、やはりこれは落雷。それから定期検査によ

る原子炉停止時、冷却系の配管にひびが入つた、そのためストップさせました。原子炉圧力検出

器の誤動操作、操作ミスですね、それによって原子炉を停止させました。そういうようなことが主な原因でございまして、私は、今回の漏洩事故等に関する事件よりもまだ非常にこの件については軽いかなという感じがするのです。その点について、今回の事故と、今まで報告されたこのような法律によって定められた報告義務を負ったこの事故報告、どちらが重いんですか、軽いですか。

○高橋(宏)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま挙げられました事故でございますが、いずれも発電停止ということで発電支障事故といふ分類で整理した。これは事故かどうかということは明らかでございまして、発電停止を伴う何か故障あるいは事故等によりまして発電がとまりますと、電気事業法に基づきます発電支障事故といふものに相当いたしますので出でたものだと思ひます。たとえば、そういう点で外部に雷が送電線に落ちまして、要するに負荷がなくなってしまつて発電をとめる、そういうのも発電支障事故といふ分類に分類している、そういうようなものでございます。

そういうことでございまして、今回の一連のトラブル、故障、事故等、そういうものどちらが重いかという御質問でございますが、それにつきましてはやはりケース・バイ・ケースで判断をせざるを得ないものと考えております。したがいまして、過去のたとえば外部に雷が落ちたのとどうかということになりますと、それは発電支障という意味では、雷が落ちて発電がとまるという、電気の安定供給という点からそういうものを事故として取り扱っている、そういうものから見ますと、電気の供給支障から見るとそちらの方が重いけれども、保守の方に関係しなかつたから軽い、こういうようないろいろな評価ができるかと存じます。

長くなりましたが、私どもはケース・バイ・ケースに判断すべきだと思っております。

○長田委員 私が聞いているのは、安全性の問題

は、安全と電気の安定供給と両方を目的としたし、たとえば配管のひび割れと今度の外部に放射性廃液が漏れたのとどちらが重いか、こういう比較をしてみましても、たとえば配管の応力腐食割れ、午前中も御指摘ございましたけれども、これは一次系統の配管の応力腐食割れということで初期故障の一部ではございませんけれども、設計あるいは材料上から見ますと、例えば配管の応力腐食割れ、午前中も御指摘ございましたけれども、これは一次系統の配管の応力腐食割れということで初期故障の一部ではございませんけれども、設計あるいは材料上から見ますと、たとえば六ヶ月間の運転停止の場合、定期点検検査中を除くのか。また、施設の改善等が完了してから六ヶ月間運転を停止させるのか。この点はどういう基準でしょうか。

○石井政府委員 原子炉の停止命令に関しましては、聴聞その他の所定の手続を経ましてから命令を発出する予定でございまして、その間停止命令期間と申しますのは、その命令が発効した時点からでございます。したがいまして、いま御指摘の現に四月以降原子炉の作動はとまっているではないかということでございますが、私どもとしては、これが定期検査中であるか、あるいは本件の側面でござりますと、五月十八日に会社側に漏洩原因その他についての完全な撤去及び一般排水路の完全遮断その他の改善措置を命じておるわけでございますし、さらに過去の経験から見て外に廃液が出たという意味では重要である。しかしながら、それは直ちに原子炉本体の安全設計概念には影響するものではない、こういうような判断もできるわけでございまして、比較はやはりケース・バイ・ケースだと思っておりま

す。

○長田委員 私が言つておりますのは、このようない法で義務づけられた事故報告、これはきちっとなされておる。私から見れば、今回の事故からけれども、工事の期間と直ちにリンクするものではないといふふうに考えております。

そこで、さきに述べました省令について忠実な検査がなされていなかつたということは事実のようですね。この点についてはどうですか。

○高橋(宏)政府委員 御指摘のように、私どもが工事計画の認可を行い、あるいは検査を行いますと、これまでの間に何らかの問題が発生する可能性があります。この点につきまして、あるいは漏洩しない構造であるという表現につきまして、実はこれまで從来やってきておつたわけでござりますけれども、これでは不十分だという感を深くいたしております。

○長田委員 発電用原子力設備について

いて「放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する施設と区別して施設すること」第三番目には「放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、化学薬品等により著しく腐しよくするおそれがないものであること。」このように規定しておるわけではありませんけれども、通産省は検査時において、日本原子力発電から図面の提出を指示していればこのような事故は絶対なかつたんじやないか、未然に防げた、こう私は考えるわけであります。

そこで、さきに述べました省令について忠実な検査がなされていなかつたということは事実のようですね。この点についてはどうですか。

○高橋(宏)政府委員 私どもも、個々の現象につきましてはいろいろと評価はございますけれども、本件は一貫して原電の安全管理体制がずさんであった、そこからこういう問題が派生してきておるということにつきましては、御指摘のとおりと思つております。

○長田委員 敷設発電所に対します行政処分については、六月十二日に開かれますところの聴聞会以後に実施されるという見通しのようあります。

○高橋(宏)政府委員 電気事業法と申しますのは、安全と電気の安定供給と両方を目的いたしましたので、ただいまお挙げになつた数字の発電所の中にはそういうものが含まれている、こ

ういうお答えをしたわけでございます。

○長田委員 私どもも、個々の現象につきましてはいろいろと評価はございますけれども、本件は一貫して原電の安全管理体制がずさんであった、そこからこういう問題が派生してきておるということにつきましては、御指摘のとおりと思つております。

○高橋(宏)政府委員 私どもも、個々の現象につきましてはいろいろと評価はございますけれども、本件は一貫して原電の安全管理体制がずさんであった、そこからこういう問題が派生してきておるということにつきましては、御指摘のとおりと思つております。

○長田委員 私が言つておりますのは、このようない法で義務づけられた事故報告、これはきちっとなされておる。私から見れば、今回の事故から

申しますが、審査し得なかつた、あるいは検査の際に検査し得なかつたという事実がござります。したがいまして、これも今回の経験を踏まえまして、こういうものを審査し得る場合は検査ができるような添付書類、説明書等をとるよう改訂いたしました。現在検討いたしております。

○長田委員 先月、エネルギー小委員会が開かれました際に、中川福井県知事が、原発の安全行政について地方自治体にも権限を与えてほしい、こういいう強い要望がございました。今回の事故の発端となつたのも、福井県が毎月行っておりますモニタリング調査で発見されたわけですね。本来、通産省が監督官庁でありますから、そういうサイドで発見するのであります。ところが、いわゆる何の権限もない福井県のそのような行政の面から発見されたということなんであります。こうした面から見ましても、地方自治体が今まで行つてまいりました原発に関する安全行政について、もつともっと国が理解しなくちやいけないんじゃないか、あるいは権限を持たせなくちやいけないんじやないか、そし私は考へるわけであります。その点どうでしようか。

○森山(信)政府委員 今回の事故を契機にいたしまして、従来からもお話をございました地方自治体に対する権限移譲の問題が大きくなりつつあります。そこで、いま御指摘のようにエネルギー小委員会におきまして、福井県知事からそういう御要望が出されまして、私どもも現在慎重に対処しているところでございます。

考え方といいますと、権限を付与するということは逆に責任も負つていただくということでございまして、その辺がうまくリンクできませんと大変な問題になりかねませんので、そういう問題を含めまして、つまり原子力の安全に関する問題は大変高度な知識を要求されるものでございまして、そういう点で、逆の意味で、むしろ大きな責任だけが行くよくなつこうになりまして申しわけございませんから、そういう点を踏ま

えまして、どういう方策をとるのが最もよろしいかという点につきまして現在慎重に検討している最中でございます。

○長田委員 特に各電力会社と地方自治体、この場合は福井県ですね、福井県が結んでおります安全部協定、これは紳士協定でありますけれども、法的根拠をぜひ与えてほしい、そういう要望が強く出されました。そういう点で、国が立入検査を行なう場合は、県の担当職員が同行できるようにするとか、あるいは安全監視体制の面で大きな前進をさせなければならぬと私は考えておるわけであります。この点についてはどういう見解を持っていらっしゃいますか。

○石井政府委員 いま長官が御答弁申し上げましたように、地方自治体との連携強化方策の一環として検討されるべき事項であろうかと思いますが、ただいまの段階で、これは若干個人的な感触になりますが、立入検査と申しますのは、ある行政目的遂行のための立入検査結果を総括いたしましては、その一連の立入検査結果を総括いたしまして、それを総合評価して事故原因の究明その他対応策の確立に使うという観点から立入検査を行うわけでございますが、こういう過程においては、私ども非常に結構なことではなからうかと思いまして、これまでの段階で、これは若干個人的な感触になりますが、立入検査と申しますのは、ある行政目的遂行のための立入検査でございまして、私どもともつと国が理解しなくちやいけないんじやないか、あるいは権限を持たせなくちやいけないんじやないか、そし私は考へるわけであります。その点どうでしようか。

○森山(信)政府委員 今回の事故を契機にいたしまして、従来からもお話をございました地方自治体に対する権限移譲の問題が大きくなりつつあります。そこで、いま御指摘のようにエネルギー小委員会におきまして、福井県知事からそういう御要望が出されまして、私どもも現在慎重に対処しているところでございます。

考え方といいますと、権限を付与するということは逆に責任も負つていただくということでございまして、その辺がうまくリンクできませんと大変な問題になりかねませんので、そういう問題を含めまして、つまり原子力の安全に関する問題は大変高度な知識を要求されるものでございまして、そういう点で、逆の意味で、むしろ大きな責任だけが行くよくなつこうになりまして申しわけございませんから、そういう点を踏ま

えまして、どういう方策をとるのが最もよろしいかという点につきまして現在慎重に検討している最中でございます。

○長田委員 特に各電力会社と地方自治体にもこういう原の専門官である、私はこのように見ているのですが、この点はどうですか。

○石井政府委員 五十四年三月のスリーマイル島の事故に従事して、昨年度から発足いたしました運転管理専門官につきましては、いま御指摘のとおり、一般的指導監督行政の一環といたしまして、電力会社の保安規程の遵守を指導監督するという役割を務めておるわけでございますが、それが具体的な業務遂行といたしましては、いま先生御指摘のように、特定の権限に基づいた監督、監査ではございませんので、基本的に電力会社サイドからの報告をもとにしまして、要すればそなたの報告から必要な書面のチェック、さらに現場の確認等といった形で、日々の運転状況及び保守管理状況についてこれを把握するという形で現在行なわれております。

○石井政府委員 いま長官が御答弁申し上げましたように、今回の事故にかんがみまして、専門官制度について再構築を図る必要があると判断いたしております。具体的にまだ要領等の設定ができておりませんが、一つは、会社側の保安規程の裏づけを持つて専門官に対応すべき役割り及び専門官に提示すべき書類の提示義務、こういったものと課する。専門官につきましては、具体的に日常点検すべき書類の範囲を確定し、またその業務方法を要領をもって確定するという形におきましてその再構築を図つていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○長田委員 地方公共団体としていろいろ悩むところがあろうかと思います。そういう意味において、幾つかの問題がございますが、連携強化を具体的に進めるべく検討を進めているところでございます。

○長田委員 スリーマイル島の事故がありまして、あれは五十四年だつたですか、運転管理専門官といふのが派遣されるようになりました。この専門官といふのは、御存じのとおり何の権限もなさいのですね。たとえば会社側で事故が発生した、そういう場合のみしかいわゆる立入検査といいますか実態調査ができない。運転管理専門官といま

のは、いわゆる会社の報告をうのみにするしかない。そういう点では、権限も何にもない、非常に形式的な専門官である、私はこのように見ているのですが、この点はどうですか。

○田中(六)國務大臣 地方自治体にもこういう原子力発電所をチェックする権限を与えるべきだということは前からも言われておりますし、今回の事故では特にまたそれが主張されております。しかし、先ほどから事務当局が答弁しておりますように、非常に高度な、しかも全般にわたることになりましたと、やはり高度な技術を要するわけでございまして、その適用を一般論として日本全国の原子力発電所に推し広げるということに対する疑問があるわけでございます。しかし、現在でも地方に権限がないということは言えないわけで、私どもいろいろな相談をして、地方自治体の意見を十分入れなければ設置できないシステムになつておりますと、これを無視していろいろな原子力発電所の設置あるいは維持管理というものはできないうわけでございまして、私どもとしては、いまの程度でいいのじやないかというふうに思つております。

○長田委員 大臣、この間もエネルギー小委員会で県知事が言っておりましたけれども、設置のときには相談にあずかります、ただ維持管理という点については全くつなげざります、こう訴えておつたのです。それでいいのでしょうか。

○森山(信)政府委員 ただいま大臣が御答弁申し上げましたことを若干補足いたしますと、いま大臣が答弁されました趣旨は、それぞれの原子力発電所の所在地におきまして自治体との間に協定を結びまして、立入検査等につきましての取り決めをしているわけでございますので、そういうシステムをベースにいたしまして事を判断していくればよろしいのではないか、こういう趣旨の御答弁を申し上げたというふうに私は理解いたしておる次第でございます。

したがいまして、自治体の介入を全く排除していなかったが、これがいつは去る五月十二日に参議院の地方行政委員会におきまして、そのうちが明確に、地方自治体にも権限を与えるべきだと答弁をされておるわけであります。この

中という意味に御理解いただければありがたいと
思つて次第でございます。

○長田委員 それでは、時間が参りましたから最
後に。

中川福井県知事は、現在国で一元化されており
ますところの原子力行政、この矛盾を指摘してお
が同じ省庁で行われている点を指摘いたしており
ました。いわば車で言えば、アクセルを踏むのと
ブレーキを踏む人が全く同じである、そういうこ
とで、事故の最大の要因というのはやはりそこに
あるのじゃないかということを実は言つております。
そこで、このような機構を改善することが
今後の大きな課題である、私は、それ以後いろいろ
考へてみまして、そういう感じがいたします。
これについて通産大臣の見解をお尋ねいたしま
す。

それからもう一点、最後になりますけれども、
今回の補償問題であります。敦賀発電所の事故に
ついて、県民初め周辺地域の住民にとって多大な
損害が出ておるわけですね。漁業関係者にとって
は魚価の著しい暴落、それから民宿等の観光関係
者にとっては旅行客のキャンセルなど、各方面に
影響を与えておるわけであります。このような事
態に対する補償問題については会社はどういうよ
うに指導されておるのか、最後にお尋ねを
いたします。

○田中(六)國務大臣 漁業組合と日本原電とは協
定がございまして、その補償を行う話を進めてお
ります。それからその他の、シースンに海水浴場
に人が来ないとか観光客の問題とか、品物が売れ
ないとか魚が売れないとか、それないとかいうよ
うなこと、これなどにつきましても、県、市、そ
れから日本原電と話し合いを進めておりますし、
そういうことについてのトラブル、もつれないよ
うに私どもは十分監視すると同時に、行政指導を
していかなければならぬということを感じてお
ります。

それから、アクセルを踏むのとブレーキを踏む
のが同じ通産省、それはいけないんじゃないかと
いうことでございますが、一つの自動車にアクセ
ルとブレーキがあるように、やはり同じ者が別々
にこれを踏まなければそれこそ大変なことになる
ような気がしますし、私どもは十分その点を勘案
していかなければならないというふうに思つま
す。

○長田委員 終わります。

○野中委員長 横手文雄君。

○横手委員 私は、日本原電敦賀発電所の事故問
題について御質問を申し上げます。

本日もまた多くの方が發言をされ、その内容
も明らかにされつあります。今回の事故の責任
は、何といつても第一義的には事業者に帰するも
のであり、したがつて通産省、エネルギー庁とし
て厳重な対策を打ち出しておられるところであり
ます。しかし、原因は究明されても、処分は行
われても、現地には深い深い後遺症が残つております。福井県、特に敦賀市とその周辺町村は、や
り場のない憤りがまだまだ渦巻いている現状にあ
ります。私は、国のエネルギー政策に協力し、安
全について会社と国を信じて現地の人たちの
胸の痛みを感じながら、幾つかの問題を提起し、
御質問を申し上げます。

科学技術庁は、去る五月十九日付で放射能漏
れによる影響評価を発表されました。その内容は、
食用の魚介類及び海水からは放射能による汚染は
検出されなかつた。浦底湾において一部から今回
の事故の影響と見られる微量の放射能が検出され
たが、そのレベルは毎日採取したとしても許容量
の一万分の一以下で人体への影響はなかつた。そ
して最後に、今回の漏洩放射能による周辺公衆へ
の影響は今後ともないと判断すると発表されたの
であります。

(委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席)

にもかかわらず、約一ヶ月近くにわたりまして新
聞、テレビはこのことを大々的に報じ続け、大変
な社会問題に発展いたしました。

福井県の報道関係者に聞いてみましても、四月
十八日、記者の方々は午前二時前後に起こされて
おります。そして、敦賀において放射能漏れが起
こった、午前五時に記者発表が行われる、直ちに
現場に走れということだったそうです。午前六時、現地の上空は報道陣のヘリコプターが飛
び交つておりました。原発反対運動の人たちはい
ち早くこのことを知り、朝一番の列車で現地へ乗
り込んだのであります。これはセンセーショナル
に扱わない方が無理だと言わざるを得ません。ま
ず、この点について通産省の御見解をお伺い申し
上げます。

○森山(信)政府委員 私どもの基本的な考え方
は、原子力に関する事故が起こりますとこれを
公表するというのが、ひいては国民の皆様方に原
子力の安全性を御理解いただける近道である、こ
ういう基本的な認識を持つておる次第でございま
す。したがいまして、これまで報告されました
事故に関しましては細大漏らさず、いわゆる報道
陣の方々へ公表をし続けてまいつたわけでござい
ます。

そこで、今回の事故に関しまして、ただいま先
生から、早朝の発表がまことにセンセーション
な結果に終わったのではないかという御指摘につ
きまして、私どもは、いま申し上げましたよう
に、事故はできるだけ早く公表するという基本姿
勢からそういう措置をとつたわけでございます。
勢からそういう措置をとつたわけでございます。
に二回にわたるいわゆる事故隠しと言われる事件
が起つたわけでございます。そういう点を踏ま
えまして、できるだけ早くそういった事実を報道
する必要があるという観点からああいう時間の発
表に踏み切つたわけでございます。結果的にそれ
がセンセーションに扱われた結果、社会的インパクトが大きく、原子力発電に対する恐怖
とその周辺に対し、放射能汚染区域で住むのも恐
ろしいような印象を与えたことだと思います。
私は、今回通産省がとられた報道関係者に対する
発表のあり方に問題があつたと指摘せざるを得
ません。

福井県の報道関係者に聞いてみましても、四月
十八日、記者の方々は午前二時前後に起こされて
おります。そして、敦賀において放射能漏れが起
こつた、午前五時に記者発表が行われる、直ちに
現場に走れということだったそうです。午前六時、現地の上空は報道陣のヘリコプターが飛
び交つておりました。原発反対運動の人たちはい
ち早くこのことを知り、朝一番の列車で現地へ乗
り込んだのであります。これはセンセーショナル
に扱わない方が無理だと言わざるを得ません。ま
ず、この点について通産省の御見解をお伺い申し
上げます。

○横手委員 私は、報道について管制をしけと
か、そういうことを言ったのではないません。
頭に申し上げましたように、原子力に関する御理
解をいただきたいと思う次第でございます。

○横手委員 私は、報道について管制をしきと
か、そういう信頼をしていただくという基本姿勢を持つ
ておるわけでございますけれども、私どもの気持ちは、冒
頭に申し上げましたように、原子力に関する御理
解をする必要があるという観点からああいう時間の発
表に踏み切つたわけでございます。結果的にそれ
がセンセーションに扱われたことに対する懲り、残念に思つておるわ
けでございますけれども、私どもの気持ちは、冒
頭に申し上げましたように、原子力に関する御理
解をいただきたいと思う次第でございます。

私は、今回通産省がとられた報道関係者に対する
発表のあり方に問題があつたと指摘せざるを得
ません。

そこで、今回の事故に関しまして、ただいま先
生から、早朝の発表がまことにセンセーション
な結果に終わったのではないかという御指摘につ
きまして、私どもは、いま申し上げましたよう
に、事故はできるだけ早く公表するという基本姿
勢からそういう措置をとつたわけでございます。
たとえば当日の新聞の第一面は、放射能汚染、
通常の十倍あるいは百倍、一万ピコキュリー、こ
ういった数字が次々と並んだのであります。しか

し、これではとても理解し得ない。私も先般、委員長と一緒に現地へ行つてまいりました。そして御承知のとおり、入りますときには、全身をガイガーアルでかけてカウントするわけであります。出てくるときにも同じようなことをいたしました。私どもでさえ、入るときと出るときと、そのカウントが二百か三百違つたらどうといたします。しかし、あの人たちは、どうぞお疲れさまということで出していく。一体どれだけ違つたときに、ちよつと待つてくださいということになりますかと聞きますと、一万違つたとき、一万カウント違つたときにはちょっとお待ちください、こういうことでございますということなんです。私は、こういつた点について、現地の人たちと国民との間にそいつた知識が大きく大きくかけ離れているのに、それらの数字が活字としてどんどん出されていった。テレビの画面にどんどんそれが出されていった。そこに、先ほど申し上げたように恐怖に近いものが生まれてきた。そして、あの地域にはもはや、極端なことを言えれば、放射能が雨あらしと降つてゐるのではないかというような印象さえ持つてしまつたということ、きわめて残念なことだつたと言わざるを得ないのであります。

したがいまして、アメリカのスリーマイル事故

のときに発表が混乱をした、そのときにアメリカ

がとつた処置は、アメリカのNRCのデンントン部

長を派遣をして報道の整理をしたと言われておる

わけでございます。私どもは、こういつた、いわゆる原子力の先進国であるアメリカのこのスリーマイルの事故に学び、これらの報道のあり方について、國民にわかりやすく、しかも事實をきっちり、科学的根拠に基づいてそういうことをお知らせすることが大変大事なことじゃないか、こういつた点において、できるだけ早く発表をしたいという通産省のそのお気持ちよりも、最後に触れられましたように、こういつた大きな禍根を残したこと、責任があつたと言わざるを得ませんけれども、いかがですか。

○森山(信)政府委員 原子力の安全問題につきま

し、これではとても理解し得ない。私も先般、委員長と一緒に現地へ行つてまいりました。そして御承知のとおり、入りますときには、全身をガイガーアルでかけてカウントするわけであります。出でてくるときにも同じようなことをいたしました。私どもでさえ、入るときと出るときと、そのカウントが二百か三百違つたらどうといたします。しかし、あの人たちは、どうぞお疲れさまということで出していく。一体どれだけ違つたときに、ちよつと待つてくださいということになりますかと聞きますと、一万違つたとき、一万カウント違つたときにはちょっとお待ちください、こういうことでございますということなんです。私は、こういつた点について、現地の人たちと国民との間にそいつた知識が大きく大きくかけ離れているのに、それらの数字が活字としてどんどん出されていった。テレビの画面にどんどんそれが出されていった。そこに、先ほど申し上げたように恐怖に近いものが生まれてきた。そして、あの地域にはもはや、極端なことを言えれば、放射能が雨あらしと降つてゐるのではないかというような印象さえ持つてしまつたということ、きわめて残念なことだつたと言わざるを得ないのであります。

したがいまして、現地の人たちと国民との間にそいつた知識が大きく大きくかけ離れているのに、それらの数字が活字としてどんどん出されていった。テレビの画面にどんどんそれが出されていった。そこに、先ほど申し上げたように恐怖に近いものが生まれてきた。そして、あの地域にはもはや、極端なことを言えれば、放射能が雨あらしと降つてゐるのではないかというような印象さえ持つてしまつたということ、きわめて残念なことだつたと言わざるを得ないのであります。

○横手委員 強く御指摘を申し上げたいと思う次第であります。

○横手委員 次に、国の安全管理指導体制について御質問を申し上げます。

○横手委員 先般、大臣は現地へお入りになりました。福井県知事は、国の安全管理指導に信用できなくなつたと述べておられました。原子力発電所建設の際に、住民の不安にこたえて国が答えたのは、安全管理については国が一元的責任を持ちますといつた約束をされたのであります。そして、スリーマイルの事故が起つた。このときに、再び住民の皆さん方から、私のところにあるあの原子力発電は、という心配に対し、日本では起つて得ない事故であります、しかし念のために国としても、現地にこれからは専門官を配属いたしますと言つて、配慮された。しかし、今回の事故は起つたのであります。

○横手委員 森山長官は、四月二十四日の本委員会における集中審議の中で、運転日誌の件についてその答弁の中では、「ただいまの先生の御指摘は大変大事な問題でございまして、私どもの専門官の名譽にかけ申しますけれども、いま申し上げましたように、現地においてはそういうことで受け取られて、國も企業も信用できないではないか、こういうようなことに發展してしまつて、このことを申し上げたいわけであります。

○横手委員 大臣に確認をいたします。こういつたことにつきまして、今回のこの事故は、先ほど申し上げましたように第一義的には会社の、事業者の責任であるということでございますけれども、いま申し上げてまいりましたようなことを含めて、国とし

して、私どもは、先ほどお答えいたしましたよう

な基本姿勢を持つておるわけでございますけれども、今回の発表に際しまして報道関係の方々に対する

ごとに慎重な配慮をするべきであったという点を十分

反省をいたしておる次第でござります。

○横手委員 第二に、国の安全管理指導体制について御質問を申し上げます。

○横手委員 先般、大臣は現地へお入りになりました。福井

県知事は、国の安全管理指導に信用できなくなつたと述べておられました。原子力発電所建設の際に、住民の不安にこたえて国が答えたのは、安全管理については国が一元的責任を持ちますといつた約束をされたのであります。そして、スリーマイルの事故が起つた。このときに、再び住民の皆さん方から、私のところにあるあの原子力発電は、

という心配に対し、日本では起つて得ない事故であります、しかし念のために国としても、現地にこれからは専門官を配属いたしますと言つて、配慮された。しかし、今回の事故は起つたのであります。

○横手委員 森山長官は、四月二十四日の本委員会における集中審議の中で、運転日誌の件についてその答弁

の中では、「ただいまの先生の御指摘は大変大事な問題でございまして、私どもの専門官の名譽にかけ申しますけれども、いま申し上げましたように、現地においてはそういうことで受け取られて、國も企業も信用できないではないか、こういうよう

なことに發展してしまつて、このことを申し上げたいわけであります。

○横手委員 大臣に確認をいたします。こういつたことにつきまして、今回のこの事故は、先ほど申し上げましたように第一義的には会社の、事業者の責任であるということでございますけれども、いま申し上げてまいりましたようなことを含めて、国とし

ついて大臣、いかがでございますか。

○田中(六)国務大臣 今回の敦賀発電所の問題

は、ずさんな管理体制ということがやはりどう

でも浮かんでまいります。その上にまたこれに応

じでございますけれども、いかがでございます

か。

○森山(信)政府委員 私が答弁いたしました、い

ま御指摘の点につきましては、いまだ運転管理

専門官の名譽にかけてそういう事実がなかったと

いふことを考えております。これは、言わんとし

ます趣旨は、運転管理専門官が現地に駐在してお

りまして全然そういう役割を果たさなかつたの

ではないかということで、運転管理専門官の責任

になるようなことになりますと、私は行政を預か

つております責任者といたしまして、まことに申

しわけないことになるわけでございますので、そ

ういう意味で運転管理専門官の立場を申し上げた

わけでございまして、ただ問題は、その運転管理

専門官の制度そのものがまだ機が熟してなくて、

今回のようない事件が起つたことにつきまして

は、今後の管理体制のあり方を抜本的に改正しな

ければならぬという觀点を痛感しているわけでございまして、重ねて申し上げますけれども、運転

管理専門官の責任ではなくたということを私は

申し上げたかったむしろ行政の仕組みにそ

う欠陥があつたのではないかということを申し上

げたかった次第でござります。

○横手委員 私もそのことについては理解をいた

しますけれども、いま申し上げましたように、現

地においてはそういうことで受け取られて、國

も企業も信用できないではないか、こういうよう

なことに發展してしまつて、このことを申し上げ

たいわけであります。

○田中(六)国務大臣 現地に参りましたときに、

横手委員と同様な質問がありまして、私もそこで

お答えしたわけでございますが、漁業の問題ある

ことは観光客あるいは旅館の問題、私どもが考えも

及ばないような細部にわたつてのいろいろな被

害の現状があるわけでござります。こういうものに

ついては、日本原電との交渉を私どもも確實に厳

正に見守つていくと同時に、そこにそこを来すよ

うならば、私どもも口を入れて、それがうまくい

くようにならなければならぬと考えております。

○横手委員 私は、地元住民の皆さんの要望に

こたえていく、そのためには二つの大きな問題が

あると思います。

一つは、失われたイメージをいかにして回復を

していくかということ。そして、その風評によ

て損害を受けられた人たちに對していかに補償をしていくか、このことであるうと思ひます。

まず、イメージダウンに対するイメージアップの問題について御質問を申し上げます。

福井県、とりわけ敦賀市及びその周辺に対するイメージは、先ほど申し上げてまいりましたように著くし傷つけられたのであります。このイメージ回復のために、国は今後ともに大きな力を地域のためにかしてあげなければならぬと思いります。五月十八日、大臣が敦賀をお訪ねになられました際にも、敦賀市長から具体的な問題が提起されました。それでおりました。先ほど来話が出ておりましたように、海産物の市場における入荷拒否あるいは買いたきによつて魚介類の大暴落、あるいは買のイメージダウンの例として、当日敦賀市長が、笑い話にもならないようなことだがと言つて怒りを込めて言つておられたのは、観光バスが敦賀市を通過するときにバスガイドが、皆さん敦賀市でございます、窓をお閉めください、マスクをお持ちの方はマスクをかけてください、こういう案内をする。観光バスのガイドさんは、お客さんを退屈させないために多少オーバーな表現をされるのでございましょう。あるいはまた、この話も市長から出ておりましたけれども、敦賀市からお嫁に行く話ができておった、しかし、放射能をかぶつた敦賀からは考え直すということで婚約の破棄があつた、こんなことも訴えておられたのであります。

一般、敦賀市の隣接町でございます美浜町の皆さん方が私のところへ訪ねてこられました。そのときに町の方が、これから岩手県に行きます。こうしたことあります。何しに岩手でございますかと言つて、美浜町は山林の手入れをするのに、下払いをしたりあるいは間伐をしたり、そういうために岩手県から多くの人たちを頼んでおられるのだぞうであります。ことしの春から来ていだいた。田植え時期が來た。田植えが済んだらまた来ますといふことで帰られた。その間にこの問題が惹起した。したがつて、あんな恐ろしいところ

にはもう行きませんと、幾らあつせんをしてくださいました人に電話で話をしても、その人が話をしてもだれも腰を上げてくれない、だから現地から来て詳しい報告をしてくれなければもうどうにもなりぬ、こういうことで私はいまから岩手県に行つてまいります、こういう話を聞いたわけであります。また、このことにはかり知れないイメージダウンであります。このイメージダウンのためにいま各市町村とともに職員の方々が、あるいは観光業者の方々が京阪神地方をお回りになつております。そして、去年も来てもらつた観光あっせん業者に対し、どうもありませんからどうか来てください、こういうことで頼みに回つても、お客様さんがそつちに回すなどと言われるのだからどうにもなりません、こういうことで断られておる。

御承知だと思いますけれども、敦賀市は五千万円の予算をもつて全国の新聞に対して、影響はありませんでした、どうぞおいでくださいという新規広告を出しておりますけれども、焼け石に水のような状態でございますし、これからもまた二、三千円の予算を組んで観光業者あるいは民宿業者の皆さん方に、あつせん業者じゃなくて去年来てもらつたお得意さんのところをもう一遍回つてください、こういうことで名誉回復のために走り回つておる、こういうことを言われておるわけでござります。あるいは日本原電も各自治体をおわびに回りながら、イメージアップに対する市町村のそぞらの活動に對して何か手伝うことがあつたら言ふてください、こういうようなことで回つておらるるようでございます。

○石井政府委員 政府として、このイメージアップに對していかなる対策がござりますか。

私は、今回の敦賀発電所の事故は、幸いにも周辺環境に対する影響がなかつたことが判明いたしましたが、敦賀市及び周辺のイメージ回復につながると来ますといふことで帰られた。その間にこの問題が惹起した。したがつて、あんな恐ろしいところ

るわけでございます。

そういう観点から、これまで関係都道府県及び市町村に対しまして説明会の実施等の措置を講じておりますが、さらに私どもとしては、政府の持てるマスメディアを通じます広報対策につきまつて、現在、担当者でございます総理府と手続にて協議中でございます。できるだけの持てる政府広報の手段をもつて、この事故に關します原子力安全委員会の評価及び今後の原子力行政の改善方策につきまして周知広報を図つてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、私どもいたしましては、広報・安賀市あるいは周辺市町村が行いますイメージ回復措置につきましてできる限りの支援はしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○横手委員 先ほど御説明申し上げましたよ

うに、政府の持つておりますマスメディア関係の手段を、五月十九日、エネルギー閣僚會議報告直後総理府に持ち込みまして、現在テレビ、新聞等によります広報の実施方について手続を進めておるところでございます。

このほか、日本原電に対しましては、現実に地元に対する御迷惑といふことを考えますと、これまで起つてきただ被害はいずれ考へなくてはいかぬ問題でございますけれども、これから起つる被害を最小限にすることが必要であるといふ判断

で、地元市町村及び観光連盟等が実施いたしましたP.R.対策に十分協力するようにして、指導をいたしましたが、これから起つてきただ被害は、島根県及び現在北海道でやつておるところでござります。これはむしろ基本的に原子力発電関係の所在県に対する広報でございますが、先生御指摘のイメージ回復と申しますと、やはり敦賀市の経済圏域と関係がござります近畿諸地域を中心としたマスメディアによる広報が必要ではなかろうかといふ判断から、先ほどの政府広報の手続を進めておるところでございます。

○横手委員 私が御質問申し上げておるのは、いまお答えになりましたように、先ほど幾つかの例を申し上げました、そういう話、聞いた話を並べれば切りがないわけであります。特に大臣のお耳に入りました話をいまこの席で申し上げたわけ

であります。したがつて、それだけのイメージダウンを受けてしまつたことに対する国は何をなさ

れましたかという質問に對して、県、市町村をそ

のため回つてまいりましたという御答弁でございましたから、どこへ行かれましたと言つたら、島根、北海道、こういうことで、原子力発電所のあるサイトのところへ行つて今回の事故の説明をされたり、あるいは、あの周辺はもう海水浴に行かないといふイメージをつくつてしまつた、この問題に對してどうしてもらいましたかといふことをお伺いを申し上げておるのであります。

根は大変なところだ、あの周辺はもう海水浴に行かないといふイメージをつくつてしまつた、この問題に對してどうしてもらいましたかといふことをお伺いを申し上げておるのであります。

うに、政府の持つておりますマスメディア関係の手段を、五月十九日、エネルギー閣僚會議報告直後総理府に持ち込みまして、現在テレビ、新聞等によります広報の実施方について手続を進めておるところでございます。

このほか、日本原電に対しましては、現実に地元に対する御迷惑といふことを考えますと、これまで起つてきただ被害はいずれ考へなくてはいかぬ問題でございますけれども、これから起つる被害を最小限にすることが必要であるといふ判断で、地元市町村及び観光連盟等が実施いたしましたP.R.対策に十分協力するようにして、現在交付いたしております広報・安全等対策交付金につきましても、いままでの自治体の受け取り方が、きわめて使途がシビアに過ぎて使いづらいというお話をございましたが、これを彈力的に対応し、要すれば金額等についてもできる限りの御支援をするという方向で検討する旨を敦賀市の方にも申し出でておるわけでございまして、そういう具体的な手段を通じまして、地元が行います広報対策への御協力とあわせて、政府自身の手によります広報対策を着実に実施に移したいというふうに考えておるところでございます。

私は、現地の皆様の心を体して申上げるならば、まさに隔靴搔痒の感であると申上げるが、敦賀市の方に心を体しておるわけですが、敦賀市及び周辺のイメージ回復につながるという意味において重要ななかろうかと考えてお

で御陳情に行かれたことでございましょう。その話を聞いておられるのでしよう。われわれも聞いておるのです。あつせん業者のところへ行つたら、私のところへ皆さんの方向へバスを向けようとしてもお客さんがノーと言われるから、私のところはどうにもなりませんと言われる、したがつて去年の名簿、おとしの名簿を繰つて、来てもらつたその会社を訪ねていく、そうすると、何ともありませんと言つても信用してもらえません、一ヶ月間にわかつて敦賀の放射能漏れということで書いて書いて書かれたその結果、言つてみても、何にもなければ新聞にあんなことを書くはずがない、あんたら上手を言つておるのではう、こういうことです、私たちのふんまんをどうすればいいのでしょうかということを訴えておられました。

いまおっしゃったように、広報を出してみると、こういったものをいろんな機関に配つてみてもどうしようもありません。だから、ここは一番、国が全力を擧げ、あれだけの事故があつたけれども環境に対する汚染はなかった、こういうあの新聞報道に匹敵するくらいのことをやつてください、これが現地の声であり私自身の気持ちであります。原子力発電所の建設のために協力をしてきましたその住民の人たちに、裏切られたというような気持ちを持たせたときに、これから原子力行政は一体どうなるのでありますか、私はそのことを含めて訴えたいであります。もっと前向きな、積極的な姿勢をお示しをいただきたい。

○森山(信)政府委員 私もたびたび敦賀の関係の方々とお会いいたしまして、いま横手先生からお話をございましたような趣旨の陳情といいましょうか、お申し入れといいましょうか、そういうことを承っている次第でございます。私も全くお気持ちはよく理解されますし、そもそもいま御指摘のございましたように、今後の原子力発電の円滑なる促進のためには、いま敦賀のこうむつておられますイメージダウンをいかにうまく解決をしていくかということがキーポイントになりますの

で、御趣旨を体しまして積極的にやってみたい、こう考えております。

○横手委員 これからも、具体的にどこまでお進めになつたかというようなことも聞きたて参ります。これは切実な問題であります。

私ども自身も、また民社党の福井県連として、

エネルギー問題を考える県民会議、こういつたものを作りました。そして、全家庭に入るような形で、私どもは原子力の問題そのものと同時に、あの環境に漏れた線量はどうであつたか、ほかのものと比べればどういうことなのか、その事実を皆さん知つてください、こうしたことでのビラをまいのであります。しかし、一定のところでは、なるほどそんなものか、こういったような評価、あるいは考え方を変えてもらつたこともございますけれども、これによつて福井県の皆さんですら、それなら安心だという気持ちにならなかつてもらえないと、いうのが事実なんです。まして遠くの人たち、その事実を知らない人たちのイメージ回復をするのは容易なことではないというぐあいに考へております。

いま、地域住民の皆さん協力があつてこそできることだ、こういう前提に立つて積極的にやりますといふ御答弁でござりますけれども、大臣の御決意を一言お聞かせいただきたいと思います。

○田中(六)国務大臣 やはり原子力の安全性といふものを強調すると同時に、今回の問題で敦賀市民、福井県民あるいは全国の人々に不信感を抱かせたことの払拭は、並み並みならぬことだと思ひますけれども、すでに私ども安全宣言をやつておりますし、さらに九日には、中川科学技術庁長官、福田元総理などが敦賀に赴きまして、より一層、市民大会を開いて、原子力発電所の安全性の大會を開くとともに、いままでこうむつた心理的連に対し申し出でるようございます。

今回の事故によりまして魚介類の廃棄とか観光地への立入禁止とかの事実は全くなかつたにもかかわらず、しかも繰り返し安全宣言が出されていましたが、かかわらず、先ほど来申し上げまつりましたように、魚介類の入荷拒否あるいは買いたたきによる暴落、こういった被害、また敦賀地方の名産物でありますかまぼこ、ちくわ、コダイの缶詰などですが、敦賀に赴きましたが、今後も率先进して十分これが解決に当たるということを言うわけでございます。ただ、言うだけでは問題でござりますので、私どもこれから先も十分安全審査、管理行政というものについて、今までより

一層真剣に取り組んで、国民の皆様の信頼の回復と安全性の強化ということを心に決めて対処していきたいというふうに思います。

○横手委員 大臣のお言葉を返すようでござります。それは主としていま、反対運動の人たちが敦賀市で署名運動を始めております。そして、かなり集まるのではないかといふ予測をされます。仮にその署名がたくさん集まつたということになると、一号炉の永久廃棄、二号炉の建設停止、そして「もんじゅ」の建設停止、このことが自治体の市民の意思として決まるということにつながる。それでは日本の将来に対するエネルギーは暗い、だからわれわれとしても、そうではないという署名運動をやろうではないか、こういうことで市民連合を組んでやつておるという行事なんです。

そのときには、当然この環境問題に対する話も出てまいりでございましょうけれども、私が先ほど申し上げておるのは、日本国じゅうのほとんど人が、敦賀市を恐ろしいところだといふイメージを持つてしまつた、これをどうして挽回してくれるのですが、このことではありますといふ御答弁でござりますけれども、大臣の御決意を一言お聞かせいただきたいと思います。

○石井政府委員 現在、日本原子力発電に対しまして、福井県のほぼ全域から関係団体の補償の要請といいますか、被害の発生があつた旨の通告がござります。これらにつきまして一応個別に対応はしたようですが、今後の具体的な被害額の認定、確定、その他本来補償されるべき性格のものであるかどうか、たとえば県漁連との間には、先ほど申し上げましたように、協定及び覚書に基づきまして、「原子力発電所の保守、運営に関連して被害を与えた場合には、これを補償するべく交渉を行う」という覚書がござります。そういう観点からする現実的な両者間の話し合いの進展はいまのところまだ起つておりませんが、そういう意向である旨は日本原子力発電から県漁連に対し申し出でるようございます。

現実にワカメ等について若干の応急手当てが必要ということで、県漁連との間において具体的な不足資金の補てん等の話し合いを進めておりますが、一応基本的には、福井県及び各市町村の指導を得ながら誠意をもつて原電が対応するといふ方向で各団体にはこれまで対応してきておりましたが、被害額の確定等今後現実的な話しあ

いが行われた上において、それぞれ福井県及び関係市町村の指導を得て具体的な解決策を決めていくことになろうかと思います。私どもは、その節々において相談にあずかっております。われわれとしても、県、市当局と十分連携をとつて遺憾なきを期したいというふうに考えております。

○横手委員 おっしゃるよう、気持ちはよくわかる。そういう言葉の意味はよくわかるわけですが、さあままで現実に目に見えてこない、こういうことで大きな不満と不安があるということを御指摘申し上げます。

私もよくわかりますが、これから被害額が出てくるというのもあります。したがって、補償の交渉といいましょうか、そういったものは長引くであろうということが予測されます。地元でもそのことは承知であります。したがって、先回大臣が現地にお見えになりましたときに、とりあえず困ってしまった人たちに対する一時的な応急措置を、前渡し制度といいましょうか、そういった制度をとつてもらいたいという要請がございました。大臣のそのお答えの中で、現地の人たちがかなり安心をされたような、その要望にこたえめられると、希望を持てるような答弁を大臣からいただいたわけでござりますけれども、その件についての具体的な進捗状況、たとえば、本日福井県が発表いたしました原発事故関連中小企業対策特別資金といふものは、限度額を一千万とし、期間三ヵ年で六ヶ月据え置き、金利七%、融資枠の総額は二十億、国庫が二億五千、県が四億一千六百万円、これを金融機関で二倍協調して二十億、こういうことで六月八日から受け付けを始めるという点でございますが、現地で前渡し金的な補償、そういうものをということで要請があったときに、先ほど申し上げましたように、大臣がそれにしてから受けるというような意味の答弁をなされましたが、現地で前渡し金的な補償、そういうものをとることで要請があったときに、先ほど申し上げましたように、大臣がそれをいたえるといふふうに考へたふうに考へたけれども、現実にいままで進んでおるのか。困った人たちがどこへ、いつまでに頼みに行

けばいいのか、そういうことを含めて御答弁をお願いいたします。

○石井政府委員 具体的事実でございますので、これまで掌握しております経過についてお答え申しますのは、敦賀市、越前町、三方町、それから河野村その他、全体で五市町村ございます。これにつきましては、それぞれの地域によりまして事情が異なります。たとえば三方町の場合のようにほとんど民宿が中心ということでございますと、事務所を除きましてはそれぞれ町村が具体的な話し合いに原電といま入っておるところでござります。

○横手委員 個々の問題についてこの場ではとり口に入つたところなのか、間もなくどこへ行けばどういう形で融資してもらえるというような形になるのか、そういう点についてもう少し突つ込んで答弁をお願いいたします。

○石井政府委員 いま申し上げました五つの市町村に関しまして、すべて決着がついておるわけでございませんで、進行形の段階でござりますが、一番進んでおりますのが三方町でございます。具体的な措置が間もなく出し得るような状況になるのではないか。ただし、これは町当局が実際にいて個々の措置につきましては言及を差し控えさせていただきたいと思います。

○横手委員 先ほど申し上げましたように、大臣

に地元の皆さん方が大変熱心に陳情された。そして、大臣はそういうことを考へるということでおられる節々に對して期待を持たせる御答弁をいたいたわけでございますが、國としてのそれに対する答えはいかがでござりますか。

○田中(六)国務大臣 現地で私が被害を受けたと言える人々の要請を、つまり陳情を受けたわけでございます。そのときに期待を持たせたじゃなか、それをいついつまでに、どこで、いつ、どれだけあるのかと言えとということでおられます。横手委員もおわかりのよう、被害を受けた人々にはまずメンタルな、精神的なものに対する安堵感というものが先決だと思います。したがって、私もやくも申したわけではないのでありますけれども、まず安心感というようなこともございまして、私どもも一生懸命それをやりますといふことでございまして、いまとえば観光客の問題にしても海水浴の問題にいたしましても、いまから問題がかなり加味されておりますし、そういうものを、いろいろ各町のことでおこりますし、日本原子力発電株式会社との間の交渉がいま行われているところでございまして、いますべての見通しを言えということは非常に困難ではないかと思ひますけれども、私どもは誠心誠意この問題の解決に当たるということは変わりありませんし、そういうふうに持つていただきたいと思います。

○横手委員 すでに時間が来てしまったので、これ以上の質問をする時間がなくなってしまった。しかし、申し上げてまいりましたように、今回の事故によつて地域の人たちは、持つていき場のない立場を覚えておられるのであります。これを放置しておくようなことがあれば、国がエネルギー政策に協力してきた住民に対して、国家的裏切りと言わなければなりません。国が全力を挙げてこれにこたえていく、誠意の限りを尽くす、当然のこととございましょう。積極的な対策を切望し、そして住民の皆さん方に、万能のときには國もここまでやつてくれたという安心感、そういうことを与えてあげるというのだが、原

電の今後の推進に對して、あるいは立地の確保に對する最も大きな問題であろうと私は思ひますし、全国のそいつた立地条件にある皆さん方は、この敦賀の措置、敦賀あるいは福井県民に対する、國がどれだけ責任を持つてこれの補償を行つたかということを十分に見ていることであろう、それを見てわれわれも考え方してもらう、こういう気持ちが起こつてくるというのは当然のことであるうと思ひます。

そういう事情にかんがみ、私は、今後のエネルギー政策を進めていく、そのためには原子力発電がその柱の大きな一つであるという事実にかんがみ、國の大いなる施策を重ねて切望いたしましたが、その柱の大きさを十分に見ていることであつたかといふことを十

ありがとうございました。

○渡辺(貢)委員長代理 渡辺貢君。
○渡辺(貢)委員 今回の日本原電敦賀発電所における数次にわたる事故の重大性については、原子力発電所の安全性の問題について、いろいろの角度から不安やあるいは疑惑なども表明をされてゐるわけであります。

○横手委員 すでに時間が来てしまったので、これが大臣の視察をされたと思うわけでありますけれども、このエネルギー庁がまとめたまとめの性格といいましょうか、これは大臣も現地を視察されているわけであります。当然事態の重大性にかんがみて大臣も視察をされたと思うわけでありますけれども、そのまとめの基本的性格についてまことに御意見等も全体として含まれてこの報告書がまとめられているというふうに考へるわけでありますけれども、このまとめの基本的性格についてまことに御尋ねをいたしたいと思います。

○石井政府委員 五月十八日の報告書は、御承認のよう、敦賀発電所の第四給水加熱器にかかわります一連の事故及び一般排水路に放射能漏洩がいたしました事故、この二つに関しまして、立入

検査結果によつて判明いたしました事実及び会社側の事情聽取並びにてんまつ書の分析によりまして、総合的に徹底的な原因究明をいたしましたわけでございますが、この原因究明を徹底的に行つて、第一項が第一。要するに、事故の経緯及び原因を明らかにすることが第一の目的でござります。それから第二に、その問題点の除去に関します。会社側に対する諸措置の確定。第三に、今回の事故を教訓として踏まえまして、今後の安全審査及び管理行政にかかる改善方向、これにつきましての通産省の見解を取りまとめたものでござります。

○渡辺(貢)委員 この中に、三十八ページでありますけれども、「これらの保安規定の違反は極めて重大であり、原子炉等規制法第三十三条第二項第四号に基づき六ヶ月間同発電所原子炉の運転の停止を命ぜることとする。」とあります。そうしていまの基本的な立場に立つて、こうした運転停止という行政措置をとられたわけだというふうに思つております。

この三十三条第二項第四号に基づいて措置をとられたと思ひますけれども、この措置をとられる前提になる法律があると思うのです。何に違反をしたから、だから三十三条第二項四号に基づいて措置をとつたというふうになると思うのですけれども、これは原子炉等規制法のどういう条文に基づいてこういう三十三条第二項四号の措置がとられましたのか、その点を、この中には明らかにされておりませんので、明確にしていただきたいと思つます。

○石井政府委員 原子炉規制法三十三条第二項四号におきまして、「第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反」した場合、この場合におきまして、第二項の本文から、一年以内の原子炉の運転の停止を命令することができるようになります。「三十七条规定第一項若しくは第四項」と申しますのは、保安規定にかかる条項でございまして、第一項は主務大臣の認可を受けて保安規定を設定しなくちやいかぬわけでございますが、第

四項におきまして、原子炉設置者及び従業者は保安規定を遵守しなくちやいかぬ規定が盛り込まれております。この第四項に違反した場合におきまして、第三十三条の第二項第四号に戻りまして原子炉の停止命令が出せる規定が掲げられておるわけでございます。

○渡辺(貢)委員 つまり、第三十七条第一項及び第四項に基づいてということであります。これは法律で規定されている保安規定の問題であります。つまり原子力発電所の安全性を担保するといふことになると、こうした具体的な保安規定に違反をすれば運転を停止させることができる、つまり原子力発電所の生命にかかわる問題が保安規定の中には法制上きちんと条文として明記されています。それがあります。そうなると、私は思うのでありますけれども、原子力発電所の場合に、こうして保安規定、安全管理を含めて、全体として原発の安全性、機能の發揮が可能である、こういうふうに私は理解をするわけです。

ところが、この報告書の初めでありますけれども、こういうふうに書かれているわけですね。「いざれの事故も」、この二つの事故でありますけれども、「いざれの事故も原子力発電の安全管理にかかる問題ではあるが、原子力発電の安全性の基本的にかかるような性格のものではないと考えられる。」こういうふうに初めて述べているわけであります。

この初めの叙述と、具体的に日本原電に対しての基本にかかるような性格のものではないと考えるのでございまして、その潜在的な危険性を顕在化させないための原子炉施設の安全概念、設計概念がございます。私ども、本件につきましては、放射能の内蔵量について言いますと、十の十乗と十の二乗くらいの差がこの廃棄物建屋にはござります。もちろん、微量たりといえども一般環境に放射性廃棄物が出たということは問題でございまして、その点についての厳しい措置と反省を踏まえまして今後の対策をとるわけでござりますけれども、いま申し上げましたように、原子炉本体の安全概念を変更する、そういうものではない。しかしながら、それを含めまして、特に付属施設周辺施設分野についての安全管理が一般環境に放射線を出さないという意味で大事だというこ

うことと安全管理というものは原発の基本的な性格だ、安全管理がなくて安全性はあり得ないわけであります。そういう点で、この初めに書かれている認識と、いうのは、後ほど叙述されている法に基づく具体的な行政措置との関係では大変問題もある。つまり、原発についての基本的な認識があつてある、不明確であるというふうに私は考えられるわけであります。通産省のそういう不明確な認識が、ある意味では今日のような事故を起こす一つの遠因にもなつて、外的な要因でもあるというふうにも考えられるわけですが、その点についての御見解を承りたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 この文章におきましては、安全管理にかかる問題であるという認識は御指摘のとおりでございまして、私どもがここに書きました次のフレーズ、安全性の基本にかかるものではないという趣旨は、安全管理に非常に問題があつたということでございまして、そういう対照的な意味で申し上げますと、ここで言つておりますのは、原子炉本体の基本的安全設計思想を変更する必要がある、そういうような性格のものではない、そういう趣旨で書いておるのでございます。

原子力発電所は非常に膨大な放射能を内蔵いたしております。そういう危険を潜在的に持つておるのでございまして、その潜在的な危険性を顕在化させないための原子炉施設の安全概念、設計概念がございます。私ども、本件につきましては、放射能の内蔵量について言いますと、十の十乗と十の二乗くらいの差がこの廃棄物建屋にはござります。もちろん、微量たりといえども一般環境に放射性廃棄物が出たということは問題でございまして、その点についての厳しい措置と反省を踏まえまして今後の対策をとるわけでござりますけれども、いま申し上げましたように、原子炉本体の安全概念を変更する、そういうものではない。しかしながら、それを含めまして、特に付属施設周辺施設分野についての安全管理が一般環境に放射線を出さないという意味で大事だというこ

とは十分反省させられたわけでございまして、そういう点から今後の対策は厳しくとつて、そういう姿勢でございます。

○渡辺(貢)委員 それはやはりいささか正確さを欠いているのではないかと私は思います。原子力発電所でありますから、原子炉本体という点ではなくて、発電所の機能そのもの全体を指して原子力発電所と言っているわけですね。どこかに原子炉がぽこっとあるということはないと思うのですね。そういう意味で安全管理、安全性という問題は、どこかに抽象的に安全性があるのではなく、そこをしっかりと押さえたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 ですから、昭和五十三年に改正されました原子力基本法でもそうだと思うのですが、それまでは原子力三原則ということで、自主、民主、公開がうたわれておりました。改めて五十三年に法改正をして、「安全の確保」ということを第二条の中に明記をしているわけですね。それだけに原子力基本法の中でも安全の確保という問題が、これは人為的な仕事であります、どれだけ大事な問題であるか。つまり、五十三年というと、ある意味では第一次オイルショックも受け、さらに第二次に入る直前であります。エネルギー政策としても、政府としては原子力に八〇年代から九〇年代にかけて大きく依存しなければならない、そういうエネルギー政策の新しい展望の中で安全の確保といふことを原子力基本法の大前提にしているわけですね。そういう点で、私はこの点を強く指摘をしておきたいと考えるわけであります。

この点があいまいになりますと、最近のいろいろな発言を見ましても、閣議における渡辺大蔵大臣の、発表の仕方がまずかつたから何か魚がとれなくなってしまったとか売れなくなってしまった、そういう話になつてしまつたのですね。そういう点で、私はこの点を強く指摘をしておきたいと考えるわけであります。

これは日本原子力文化振興財團の最近の雑誌によりますと、一々事故を全部明らかにしたら日本じゅうの原発は全部とまってしまう、こういうような論點さえ出てきているわけでありますから、本当

にわれわれも原子力の平和利用は決して否定はいたしておりませんけれども、そのことがどれだけこれから国民の長い歴史の上にとって大事であるかということを考えた場合に、あいまいにはできないわけでありまして、この点は改めて強調いたしたいと思います。

そういう点で、安全の確保という基本的な認識の問題について、通産大臣の御所見を承りたいと存ります。

○田中(六)国務大臣 原子力発電所問題に対しまして、安全性の確保ということについての主張あるいは言い分けは、私どもが幾ら言っても足りないことでございまして、これからも安全性の確保ということに眼目を置いて原子力発電所の推進に努めたいと思います。それが一般国民の信頼を得る理由にもなりますし、また安全性をより以上高める核心にもなりますし、そういう点は、從来もそうでございますが、今後とも安全性という点に、科学的にもPRにおいても中心を置いていかなければならぬと思っております。

○渡辺(貢)委員 そこで、次の問題に移りたいと思うのですけれども、この報告書の中で日本原電に対する措置が六項目あります。同時に、「今後

の安全規制行政の強化対策」ということで、これは通産省の反省も含められて、どういうことが必要であるかというふうに六点挙げられているわけですが、この中で一つの問題があると思うのです。

それは、原子炉主任技術者についての問題であります。日本原電でも、重要なことの決定に当たる場合、原子炉主任技術者がそれにほとんど参画をしていないということがこの報告の中では指摘をされております。

つまり、通産省が行う行政官庁としての管理監督、安全性の確保という問題と、日本原電そのものが行っていく、つまり稼働していくその過程で安全性を管理していくといふ点では、原子炉主任技術者の役割は大変大きいと思うわけではありませんが、この原子炉主任技術者というものは法律上ど

ういう権限、役割を持っているのか、これが一つかとすることがございます。

それから二番目には、日本原電の場合には、原子炉主任技術者はどういう地位の方がつかれていますか。この二点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、安全管理体制の中で主任技術者制度につきましては非常に重視いたしております。御指摘法四十二条に関連規定がございます。

まず、四十二条の前に四十条がございますが、ここにござりますように「原子炉設置者は、原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため」

と書いてございます。したがいまして、主任技術者の役目は、原子炉の運転に関して保安の監督を行うことでございます。

○渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席 「渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席」

次に四十二条でございますが、「原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない」。そして二項に「原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない」。こうございます。

そして、こういうような業務の具体的な中身は、先ほど御指摘の第三十七条の保安規定に関するところで担当いたしております。その四項に

「原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ」、そして、この保安規定の中に主任技術者の業務を具体的に定める、こういうような一連の体系になつておるところでございます。

そこで、今回の場合でございますが、その報告書に記載しておきましたように、いろいろな観点から見まして、この敷質原発の主任技術者が、その保安規定に書いてある業務を十分行っていない、という事実が指摘されております。その一つに、たとえば原子炉主任技術者という法律上の地位

と、そしてもう一つは、会社の、発電所の中にお

の下の方だというお話をありますけれども、こう

ける組織上の地位というものが果たして適当であったかと、いうことがございます。

先ほどお話いたしましたように、非常に広く保証の責任と申しますのは、これは一定の資格要件がございますので、何しろ所長ならばすぐなるというものではございませんので、資格を持つておる人でなるべく地位の高い人、これが望ましいかと存じます。

本件の場合、この一連の事故を起こしました前後におきます原子炉主任技術者は発電所の放射線管理課の副長がなつております。今回の事故にかんがみ、これを現在発電所次長に選任の変更をいたしておりますところでございます。

○渡辺(貢)委員 今までほとんど機能を発揮してきてないという御報告でございましたけれども、いまの高橋審議官の御説明では一つ欠けていいると思うのですね。つまり当該会社が、設置者が原子炉主任技術者を任命する、この場合には主務大臣に届けなければならない。四十三条の規定では、この原子炉主任技術者が義務を履行しない場合は、主務大臣の解任規定があるわけですね。設置者に対して主任技術者を解任させることができるというふうに主務大臣の規定があるわけなんですか。

つまり、単に社内における内部の保守管理という側面だけではなくて、設置者は義務として原子炉主任技術者を置く、しかもそれはある意味では、解任については主務大臣が行え、つまり、この規定に通産省の主任技術者に対する義務づけが明確にあるわけあります。解任の権限もあるわけありますから。そういう点からすると、通産省の主任技術者に対する権限の問題については意外と不明確なんですね。こうした点についての御見解を承りたいと思います。

○高橋(宏)政府委員 まず最初に、先ほどちょっと

と不足だと御指摘を受けましたが、解任命令の件につきまして御説明いたしますが、私ども今回の一連の事故を総合評価いたしまして、先ほど主任技術者の社内的な地位が低いところにあつたといふお話をしまして、これも先ほど答弁いたしまし

ると、全体の問題についてラインの中に入つていらっしゃると思うのですが、全体の安全性の問題やあるいは事故のそういう重大な事態が起きた、とめてでもこれを報告し、修理しなければならないということが、位置の上から言つても対応することはきわめてむずかしいというふうにも考えられるわけであります。

そこで私は、地位の高い人を単に選べばいいと、いうことだけではなくて、通産省のこの報告の中でも触れられております今後の強化対策の第四「運転管理専門官制度の改善」、この専門官制度と内部における安全管理を主要な任務としていく原子炉主任技術者、これが何らかの形で現場における運転管理の安全性のある意味では担保していく必要があります。個々ばらばらに切り離したのであります。いま全権はないわけですね。こういう点についても、片一方は通産省の方である、片方はいつでも主務大臣が解任できるという一定の高い水準の資格を持っていらっしゃる方でありますから、両々相まって安全性を担保していくなければならない。個々ばらばらに切り離したのでは、運転管理専門官の機能も発揮することができないわけがあります。あるいは少し地位の高い人がついてもそういう機能を十分に発揮することができます。ですから、通産省の縦の安全管理の制度と横の企業におけるそういう制度がうまくミックスして、そして機能が発揮できるというふうに法改正も含めて改善をしていく必要がある、この中では義務がありますけれども、どういう仕事をするのかという権限の問題については意外と不明確なんですね。こうした点についての御見解を承りたいと思います。

たように、結果的に見たら適當じやなかつた要因の一つだと思ひます。ただし、これも社内的に何といいますか、法律上の監督権限を持たせておるような保安規定を十分充実してそれを守つておれば、それでも悪いことはございません。望ましいのは、ラインの仕事と法律上の監督権限を持たされているスタッフの仕事がなるべく一致するよう選任の仕方が好ましいだろう、そういう趣旨でございますが、ところで本件の場合は、やはり保安規制にはいろいろなことが主任技術者の業務としてちゃんと書いてあるのでござります。それが発電所長といいますか、いわゆる会社としての管理状況がよくなくて、結果的に、たとえば重要な保安に関する会議とか計画、あるいは今度やりましたけれどもいろいろな修理、そういうところにこの人が参画させられていない、こういうようなことでございまして、個人の誠実義務よりは、むしろ十分そういうことに携われなかつた会社の保安管理体制の方に問題があるという認識をいたしております。個人の免状剝奪についての措置はとらなかつたわけでござります。

それからもう一つの御指摘でございますが、結果的に申しますと、私はおっしゃるとおりだと思います。したがいまして、この報告書の今後改善すべき安全規制行政の措置の中で、一つには、常駐の運転管理専門官制度の改善措置といったまして、「日常点検すべき記録の種類、パトロール場所等に関する具体的な業務方法の明確化」というのが一つございますが、これとちょうどらはにまさに縦糸、横糸といしまして、横糸といたしまして会社側の保安規制の整備充実を図らせてることにいたしておりまして、その中に原子炉主任技術者の役割りの明確化、そしてこの人と、運転管理専門官に提示したり説明をしたりする記録とか報告すべき事項等をリンクさせて充実させ、明確化する、こういうような措置によりまして有機的な関連を持たせて、全体としての保安規制遵守体制の監督業務を充実させたいといふ点に考えております。

○渡辺(貢)委員 それはこれから具体的な指導になつていくと思うのでありますけれども、それから私、この報告書の中で最大の欠落があるといふふうに考へるわけでです。

それは、原子力三原則が自主、民主、公開の原則を明確にしているわけでありますが、つまり、うふうに考へるわけです。

それは、原子力三原則が自主、民主、公開の原

則を明確にしているわけであります。だからこそ、これがかかる設置許可申請書、そ

れからその添付資料等については、從来から公開いたしております。また、原子力発電所で発生いたしました事故、故障につきましても、その発生

状況につきましては直ちに原子力安全委員会に速やかに報告いたしまして、報告の上公表いたして

おります。

なお、運転状況、定期検査状況につきましても、定期検査が終了したときに、その全貌を安全委員会に報告いたして、その上で公表いたしてお

ります。

今後とも、特に安全性に關してはできる限りの範囲で資料の公開、それが理解と協力を得る前提という考え方のもとに努めてまいりたいと思っております。

○渡辺(貢)委員 公開されているというお話であ

りますけれども、とてもじゃないけれども、なかなか企業秘密があつたりあるいはどこに公開され

ているかもわからない、あるいは一般的の科学者や学者や技術者がそういうことを要求しても、ほとんど手に入らないというものが現状であります。そ

ういう点でこの公開という問題について、企業秘

密だからということではなくて、昭和三十二年に実用原子炉などが導入をされた場合にも閣議決定でかなり明確な見解も述べられておりますし、法

文の中に資料請求権を国民の側から、あるいは専門家あるいは地方自治体あるいは関係住民が資料を請求すれば資料をお渡しする、どこかへ行つてガラス戸越しに見るというんじやなくて、そ

ういうふうに私どもは理解いたしておりますし、フランスは若干逆な現象が出ておりますけれども、その国々の為政者の物の方ということにより

ましていろいろ価値判断があるんだろうと思いますが、要は、原子力の安全の確保ということが共

通の課題ではないかということでございまして、

わが日本におきましては、いま御指摘の放射性廃棄物の処理を含めまして、原子力の安全確保ということを大前提といたします原子力行政を今後さらに一層推進いたしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○渡辺(貢)委員 時間がありませんから余り反論もできませんけれども、いずれにしても国民生活にとつてはきわめて重大な問題でありますから、その点しっかりと押さえいただきたいと思いま

す。

次に、大型店の問題について三点承りたいと思

います。

とりわけ首都圏など大型店の進出が高くて、たとえば埼玉県の場合に第一種大型店の現在の状況

は六百二十店、さらにはこの数年間で二百十一店が

進出あるいは売り場面積が拡大されるであろう、

こういう計画もございます。神奈川県が五百五十

店、千葉が四百五十店というふうに、流通業界は

戦国時代であると言われているわけであります

が、こうした中で各所で大型店の進出に対する凍結宣言がやられているわけですね。地方議会ある

いは商工會議所、商工会、あるいは商調協の中に

もございます。大きな市議会では京都の市議会が

そうであります。埼玉でも蕨の市議会などが凍結宣言を行っておりますが、こうした凍結宣言についてどういうふうに考えていらっしゃるか。それ

と、地方議会あるいは商工會議所等何ヵ所で行っているのか、これが一つであります。

それから二番目は、通産省の大型店に対する指導の問題でありますけれども、そういう背景、そして小売店が消費者のために大変努力もしているのか、現実にそういう指導が行われているのか、行わたったのか、またそのことが法的に可能なか、その点が第二点であります。

それから、公正取引委員会にお尋ねをいたした

いと思うわけでありますけれども、大型店の場合

に遠交近攻戦略ということが言われております。

特に一兆円を超えているダイエーの場合、トップ

でありますけれども、九州においてもユニードと

いうところと提携をすれば福岡ではそのシェアが

二四、五%を占めるであろう、こういうふうにも

言われておりますし、関東でもそういう傾向が出

ておりますが、この点について、つまり生産につ

いての独占禁止的な状況だけではなくてこういう

ですか、この問題について一定の何か届け出の

いろいろ規定があるうかと思うのでありますけ

れども、こういう問題についても検討しなければ

ならないのではないか。昭和五十五年の七月だつた

たですか、この問題について一定の何か届け出の

業務づけみたいなのが通達で出されているよう

ありますけれども、この流通業界における独占的

なシェア、合併であるとか業務提携であるとか、

そのことが地域において独占的な状況を生じる場

合に独占法上どういう措置をとられるのか、この

三点についてお尋ねをしたいと思います。

○神谷政府委員 三点の御質問のうち、第一点の

凍結宣言の問題についてまずお答えいたします。以下の手続は可能かということでございますが、大規模店舗審議会ではすでに五百平米以下にせいという決定をなしたところもございます。これは、たまたまその決定を受けて、これは無理だと

いうので引っ込めましたので勧告には至っておりませんが、御指摘のようによく五百平米も可能でございまして、状況によつては五百平米以下にせいといふことも可能でございます。もちろん、きわめて局限された状況であろうかと考えておりま

す。

第二点の、五百一平米までの勧告あるいはそれ

の手続は可能かということでございますが、大規模店舗審議会ではすでに五百平米以下にせいといふことは、たまたまその決定を受けて、これは無理だと

いうので引っ込めましたので勧告には至っておりませんが、御指摘のようによく五百平米も可能でございまして、状況によつては五百平米以下にせいといふことも可能でございます。もちろん、きわめて局限された状況であろうかと考えておりま

す。

第三点のダイエーの件に関しましては、現在公取と事前協議というものを行つておるというふうに了解いたしておりますので、伊徳部長の方から御答弁があるかと思いますが、流通の独占問題と

いうのは非常にむずかしい問題でございますので、公取もいろいろ御勉強中だと思いますが、私どもとしてもいろいろ意見交換を行つていただきたいと考えております。

○伊徳政府委員 第三の大型小売店の合併提携の問題についてお答えいたします。

御指摘のように、現在小売業界では大手小売業者を中心とした合併提携が進められ、これにつきまし

ては中小の小売業者がかなり不安を持っているよう

でございます。この点につきまして公正取引委員会では、このような大手小売業者の合併提携によつて市場支配力が形成されるかどうかについて、重大な関心を持つております。

先生御指摘の九州ダイエーとユニードの合併につきましては、当事者から事前相談を受けて、現在検討している段階でございます。

本件は、九州地区における有力スーパー間の合併であり、また当理会社の一方がわが国最大の大

型小売店であるダイエーの子会社でもあることから、本件合併の結果、九州地区の小売業における競争に少なからぬ影響を与え、独占法上は問題が生ずるおそれがあると現在考えております。

○渡辺(貢)委員 時間が参りましたので終わりたいと思いますが、ほかの点については、また改めて御質問さしていただきます。

○野中委員長 阿部昭君君。

○阿部(昭)委員 時間が大変遅うございますか

ら、ごく簡単に三点ほどお尋ねをいたしたいと存じます。

○農林省、おいでになつておると思いますが、先

般来わが国の生糸の問題で事業団がパンクするの

じゃないか、こういう状況にありまして、大変な問題になつておる。一方、私の調査によります

と、この近年新しい桑園の造成、植栽事業が相当広げられております。そうすると、桑糸事業団と

いうのは、ある意味で言えば、農林省側と通産省

の側に政策課題としては緊密にかかわつてゐると思ひます。桑糸事業団の方はなかなか大変、一方

ではこの近年どんどん桑園の造成、植栽が進んで

いる。この関係は一体どこでトータルとして掌握をしてやつていくということになるのか、これを

まずお聞かせいただきたい。

○本間説明員 ただいま先生からお話をありまし

た桑園の造成についてでございますが、わが国の桑園面積につきましては、大体毎年おおむね二千

ヘクタール程度ずつ造成をされております。水田からの転換等もございますけれども、それはごく

わずかな数字でございまして、毎年おむね四百ヘクタールぐらいすつとなつておるわけでございますが、一方、桑園のつぶれる面積は年々五千ヘクタールから八千ヘクタールつぶれるというようなことでございまして、全国の桑園面積は五十年にはおおむね十五万一千ヘクタールぐらいございましたけれども、近年毎年四千ヘクタールずつ減っておりますので、現在五十五年では十二万一千ヘクタール程度となつておるわけでございまして、全体として桑園の面積は毎年非常に減少の傾向にございます。

○阿部(昭)委員 私がおそれますのは、トータルとしては減つておる、しかし、いま事業団がこの近年の間にパンク寸前の状態に来ておることは事実なんあります。こういう状態にトータルで、政治、政策を遂行する以上、見通しが立たぬという手はないのではないか。たとえば減つていくのが五千ないし八千ヘクタールだといふのであれば、トータルとしては、養蚕業というの是非常に大変なことになつていくのであれば、新たに二千ヘクタールあるいはそれ以上、毎年ふやす必要があるのかどうか。ふやした皆さん、いざれまた間もなくの間に繭の値段は下がる、いろんな意味で大変ということになつたら、そちらの方でも政策、政治に対する不信感を増幅するだけのことにもしかならぬのじゃないか。どうも見ておりますと、農林省は通産大臣の方の通産省は通産省、思い思ひにやつておって、そこに整合性ある組み立てといふものが非常に欠けておるじやないかという気が私はいたします。

いまの状態で五千ヘクタールから八千ヘクタール減るので、したがつて、毎年二千ヘクタールぐらいすつぶえるのはいいんだ。ふやすやつには相当の補助をやつていますね。やつていて、いざれその養蚕家が最後に——減反だし、養蚕でもといつてみんな一生懸命やらしておる。そつがまだめになつていくのでは大変なことだらうと思うのですね。その辺の見通しはちゃんと立つてますか。

○本間説明員 ただいま先生の仰せのとおりでございまして、最近の蚕糸業は非常に生糸の需給事情が悪化してまいりております。仰せのとおり、事業団の在庫も十六万俵に近い在庫があるわけでございます。こういうような非常に厳しい需給情勢でございますので、先生のおっしゃるとおり、国が積極的にそういう意味で桑園の外延的な拡大といいますか、新規造成をやるということについては非常に問題があるのでございます。

そういうことで、私どもいたしましては、この需給状況が改善されるまでの間につきましては、桑園の新規造成につきましては当面慎重に対処する必要があるうかと思っております。具体的には、その新規造成ということよりも、むしろ現在ある桑園の改良を積極的に進めることによりまして、桑園の生産性の向上を図つていくということに今後重点を移してまいりたい、そういうふうに考えております。

○阿部(昭)委員 これは通産大臣、さつきも私ずっとお聞きしておりますと、和装といふのは非常に落ち込んでいく、こういうお話が大臣の方の局長のお話の中にございました。私も確かにそういう傾向にあると思うのです。しかし、いま農村の地方に参りますと、養蚕業もやらぬわけにいかぬのです。減反はどんどん広げなければいかぬ。トータルとしての農業所得は厳しい状況になつてくる。畑や蔬菜や果樹などというのも、だんだんやはり組織物、生糸、養蚕業、そういうものの整合性といふものを頭に置いて計画してやることが農村にとつても大切じゃないかと思ひますし、また絹糸あるいは組織業の人たちにもこれは大切じゃないかと思いますし、よく委員の意を体して、農林省と私どもとも話し合う機会を得て対処してまいりたい、というふうに思います。

○阿部(昭)委員 そこで、私、十一月であったと思うのですが、わが国の商社のあり方に對してお尋ねをいたしましたことがござります。端的に言ふと、最近商社は、この経済状況の厳しい社会ではあります、今期の決算を見ると、いずれも相当売り上げを伸ばした、こういう結果が報告されておりますが、私がいま申し上げますのは、昨年の十一月申し上げました丸紅という商社

のことであります。

丸紅という商社が、この前申し上げましたよ

う。

私の調査では全国十七ヵ所、ここに相当膨大な土地を昭和四十年代ずっとかかつて、ダミーを使い、またその手先を使って、約二十億ほどで土地を買い占めていた。この土地は四十年代、十

年間

はどの間かかってやつしたことなんでありますけれども、あれから五年余りたつて、現在この土地が国土庁の地価公示価格で二百数十億円、地価公示価格というのは、御案内のように実勢価格よりは二〇%、三〇%低いのが普通であります。したがつて、二十億ぐらいで地上げをやつた土地が、いまや三百億からする。そこに丸紅という商社とそのダミーと、そのまた手先、みんなこの土地の投機にかかづらつて、一獲千金何かやってそのときだけ、がちやつとやるというのではなくて、毎年、毎年一遍ずつ繭の値段を決めるときだけ問題が起るというのではなくて、もつと長期的な、生産者の側もそれから織物業界の立場もかみ合つようやはり長期的なめどをきちつと立ててもらわなければいけない。このことで大臣のお考えをぜひお聞きしておきたいと思ひます。

○田中(六)國務大臣 眼前の瞬間的な政策ばかりでやつておると、いろいろそこを来しますので、その間で仲間割れが起つた。そこで、その暴力団絡みで中ががたがたしておつてということを私、指摘いたしました。したがつて、この土地問題に長年私は関心を持つてまいりました。何人かのチームをつくつてやつておる。したがつて、恐らく丸紅といえども、この土地はなかなか簡単なわけにやれぬ姿になつていてのじゃないかと私は、見ております。去年以来今まで、この土地はほとんどそつとしておいておるようではあります。しかし、御案内のように、地価はどんどん値上がりする、恐らく丸紅といえども、この土地はなかなか簡単にやれぬ姿になつていてのじゃないかと私は、見ております。去年以来今まで、この土地はほとんどそつとしておいておるようではあります。しかし、御案内のように、地価はどんどん値上がりしていくのであります。あの当時は、私のところにも暴力団から電話がかかつてくるという状態であります。最近はかかつてもまいりません。

そこで、私、前の質問の際に、暴力団絡みのこ

の状況、恐らく土地を動かしたり何かやるときに必ず暴力団絡みでいろいろな事件が起つるのじやないかというふうなことを、警察庁当局に調査をしてみてほしいと言いました。お聞きをするところによると、現在この暴力団絡みの部分について捜査段階でありますといふことなんであります。差し支えない限りにおいてぜひお聞かせをいただきた

第二の点は、とにかく四十年代に日本を代表するような一人の総理大臣を食いつぶすくらいの力量を持つておる丸紅という大商社が、二十億円ちよばかりで地上げをやつたと思われるこの土地が、いまや三百億円もする。私、この姿は、商社だろうと何だろうと許されていいことじゃないと思つてゐる。ずっとこれからも見きわめてみようと思っているのである。したがつて、この商社のあり方に対するせひひとつ、いろいろな行動基準とかなんとかといふ問題があるわけであります。

が、通産省当局として調査をし、見きわめてみてほしいという希望も前回の際に私は申し上げておりました。あれから七ヵ月余りたちましたが、ナシのつぶであります。もしおわかりできるならば、この点について現状どのようになつて、きょうできなければ改めての機会にせひまた、いや調べてみたらかようかようの状況と御報告いただきたい。

それから、丸紅という商社に、これは果たしてきょうのこの場所でできるのかどうかわからませんけれども、通産省及び政府関係官庁から天下り、ないしは天下りでなくとも、たとえばずっと前政府関係のどこかへ勤めておつた人がやめました、一、二年たつて丸紅のどこかへ勤めておりますといふような人のリストを、できるならばぜひリストアップをして御報告をいただきたい。

この三つだけきょうの要望をいたしたいと存じますが、私の要望が無理か、いやそれ、やりましょうということになるのか、お答えをいただきました。

○漆間説明員 昨年十一月二十一日の当委員会に

おきまして、阿部先生からだいまの御質問によ

うな御指摘がございました。その内容が大変具

体的な問題でございましたので、私どもの方でも直

ちに、御質問があつたということと、それからあ

の際資料をいただきましたので、その資料を添え

てその御質問の内容を関係府県警察に通報してござります。

現在、それに基づきまして関係府県警察が内偵

内容をどこまで進んだということは申し上げかねますけれども、事柄が暴力団絡みの問題でございまますので、それぞれ関係府県警察、真剣に取り組んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○神谷政府委員 御指摘の十七件の土地というの

は、ただいま警察庁の方から御答弁のございま

た案件に関連したものと了解をいたしております。

本件に関しましては、私ども丸紅から事情を聴取いたしましたが、丸紅といたしましては、こ

の十七件の土地には、一件を除いては何ら関連が

ないということございまして、その一件に関し

ては一部売却が行われておる、こういう状況と承

知をいたしております。ただ、関連者の一人がと

いいますか一当事者、これが丸紅関連ありと主張

しておる根拠になる書類、協定書と申しますか、

それにつきましては、西沢商事という会社が大東

コンツエルンという会社の代表を私文書偽造で告

訴をいたしておるわけでございまして、したがい

まして、具体的に警察当局の手で調査中でござい

ます。

さらに、本件に関して、そのかわり合いある

ことはいろいろ仲間割れをされたというふうに先生

お話しでございますが、それに関連しての事実が

司法の場で当事者同士によつて争われれば、ある

いはわれわれの承知しない事実が出てくるかもし

れませんが、少なくも現在それに関連した問題が

告訴をされておりますので、その結果を見た上で

私がお尋ねいたします。

私は先年、ラテンアメリカ、ブラジルなどへ行

きました。あの広大なサバンナに、酸性土壤であ

りますからこれを土壤改良いたしましてキャッサ

バを植える。亡くなつた千葉三郎先生などがこの

ことに非常に関心を持たれました。いまわが国

は、御案内のように、先ほどの養蚕業などを見ま

すと、なぜそちらあたりに少しでもやれるならや

ろうという気になるかといえば、減反をやらざる

を得ない状態にあるからであります。つい最近、

農林省は、水田というのはほかのものにかわされ

りつても簡単にかわれない、そこで実験田とい

う制約の枠内でありますけれども、飼料用水稻を実

験的にといて進んでやりました。その大英断に

私は大歓拍手をしております。

そこで問題は、飼料用稻というものを通産省の

政策とかかわりを持って私は見ておるのであります

のかどうかということに取り組むべき段階ではな

いかというふうに思つておるわけですが、

通産省側の立場としての御見解をお聞かせいただ

ければありがたいと思います。

○神谷政府委員 私どもの方では、ローカルエネ

ルギー開発の一環として、前から資源エネルギー

問題でございます。さらに、たまたま米、稻を例

示されましたが、より幅広くは天然ガスか

らのアルコール、あるいはもちろん南方のいろい

ろな熱帶植物、さらには日本でも甘蔗、稻等々、

いろいろな原料の経済性の問題がござりますの

きたい、御相談をさせていただきたいと思います。

○阿部(昭)委員 わかりました。ぜひいまの件を

また——いま私が問題にしておるのはダミー、ダ

ミーというのをさつき言われた会社だろうと思いま

す。そのまた手先がいろいろなことをやって、

とにかく二十億ぐらいで地上げをやつた地所が、

あれから五、六年たつて公示価格だけでも三百億

に近い。そんなことは日本の現代の社会において

あり得べからざることではないかというのが、私

が長年土地問題にかかわりを持ってきて、商社の

あり方とかいろいろなものを見つけて、私なりに見て

まいりまして、これは大変なことだな、こういう

感じでありますので、なお今後わかりましたこと

をお知らせいただければ非常にありがたいと思いま

す。

本件に関しては、私ども丸紅から事情を

聴取いたしましたが、丸紅といたしましては、こ

の十七件の土地には、一件を除いては何ら関連が

ないということございまして、その一件に関し

ては一部売却が行われておる、こういう状況と承

知をいたしております。ただ、関連者の一人がと

いいますか一当事者、これが丸紅関連ありと主張

しておる根拠になる書類、協定書と申しますか、

それにつきましては、西沢商事という会社が大東

コンツエルンという会社の代表を私文書偽造で告

訴をいたしておるわけでございまして、したがい

まして、具体的に警察当局の手で調査中でござい

ます。

さらに、本件に関して、そのかわり合いある

ことはいろいろ仲間割れをされたというふうに先生

お話しでございますが、それに関連しての事実が

司法の場で当事者同士によつて争われれば、ある

いはわれわれの承知しない事実が出てくるかもし

れませんが、少なくも現在それに関連した問題が

告訴をされておりますので、その結果を見た上で

私がお尋ねいたします。

私は先年、ラテンアメリカ、ブラジルなどへ行

きました。あの広大なサバンナに、酸性土壤であ

りますからこれを土壤改良いたしましてキャッサ

バを植える。亡くなつた千葉三郎先生などがこの

ことに非常に関心を持たれました。いまわが国

は、御案内のように、先ほどの養蚕業などを見ま

すと、なぜそちらあたりに少しでもやれるならや

ろうという気になるかといえば、減反をやらざる

を得ない状態にあるからであります。つい最近、

農林省は、水田というのはほかのものにかわされ

りつても簡単にかわれない、そこで実験田とい

う制約の枠内でありますけれども、飼料用水稻を実

験的にといて進んでやりました。その大英断に

私は大歓拍手をしております。

そこで問題は、飼料用稻というものを通産省の

政策とかかわりを持って私は見ておるのであります

のかどうかということに取り組むべき段階ではな

いかというふうに思つておるわけですが、

通産省側の立場としての御見解をお聞かせいただ

ければありがたいと思います。

○神谷政府委員 私どもの方では、ローカルエネ

ルギー開発の一環として、前から資源エネルギー

問題でございます。さらに、たまたま米、稻を例

示されましたが、より幅広くは天然ガスか

らのアルコール、あるいはもちろん南方のいろい

ろな熱帶植物、さらには日本でも甘蔗、稻等々、

いろいろな原料の経済性の問題がござりますの

で、それら幅広く、まだ非常に前の段階でござりますけれども、可能性等に関していろいろ勉強をしておるところでございます。私は専門家じゃございませんので、福がどうかということに関してはちょっとお答えできませんが、一つの局面から言いますと、ガスその他と比べるとコスト的にはかなり高いところにあるのではないかというふうに考えられますが、担当の者に先生の御意見はよくお伝えをしておきたいと思います。

○阿部(昭)委員 時間の関係でこれで終わりますけれども、さっきの丸紅の件ですね。神谷審議官にお願いしておきますが、私が提示をした十七の物件があります。四十年代ずっととかかって、商社というのは息が長いものであります、二十億ほどものを突っ込んで地上げをしたと私は申し上げております。

この土地の流れがどのようになったか、これは丸紅側の言い分だけ聞いてもなかなか本当のことは出てまいりません。したがつて、私が提示したこの十七の物件が丸紅の言うとおりに一件だけですということになるのか、私はそうじやなくて、丸紅が表に出ておるのは——丸紅はなかなかガードがかないで。相当したたかです。しかし、ほとんどこの土地はダミーの段階のかかわりの上になつております。この土地がどういう流れになつておるかということを、商社の行動基準を律するという意味で、ぜひひとつ通産省においてお調べ願えればありがたいと思ひます。

○神谷政府委員 権利関係を非常に争つておる物件でございますので、捜査権であるとかあるいは裁判所のようにいろいろな証拠提出を命ずる権限がございませんから、私どもとしては、これが真実であるということを先生に御説明するというところは、能力はございません。争つておられる方々がいろいろな形で、特に裁判等でいろいろな証拠を提示しながら争いになればあるいは真実が出てくるかもしれません、あるいは新しい展開

が開けるかもしれません。私どもとして承知しておりますものは御説明できると思います。ただ、十分であるかどうかの自信はございませんので、御了承いただきたいと思います。

○阿部(昭)委員 終わります。

○野中委員長 次回は、明日午前十時理事会、これにて散会いたします。

午後六時三十八分散会

託することができる。

2 指定分析機関は、前項の規定により指定分析機関に揮発油の分析を委託したときは、遅滞なく、その旨を通産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条の規定は、揮発油販売業者が第一項の規定により指定分析機関に揮発油の分析を委託しているときは、その委託に係る揮発油についても、適用しない。

4

第五章 分析業務区域ごとに第十六条に規定する通商産業省令で定める技術上の基準に適合する通商産業省令で定める分析設備が通商産業省令で定める数以上置かれるものであること。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、分析設備が通商産業省令で定める数以上置かれるものであること。

五

5 分析業務以外の業務を行つているときは、その業務を行ふことによつて分析業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

6 その指定をすることによつて申請に係る分析業務区域における分析業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

7 第十七条の二 第十六条の二第一項の指定は、揮発油販売業者の委託を受けて揮発油の分析の業務(以下「分析業務」という)を行おうとする者の申請により行う。

8 前項の申請は、分析業務を行う事業所ごとに当該分析業務を行う区域(以下「分析業務区域」という)を定めてしなければならない。

9

10 第十七条の三 次の各号の一に該当する者は、第十六条の二第一項の指定を受けることができない。

11 第十七条の十一の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、その業務を行う役員のうちに、この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

12 第十七条の四 通商産業大臣は、第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、第十七条の四第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

13 第十七条の六 指定分析機関は、第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、第十七条の四第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

14 第十七条の八 通商産業大臣は、指定分析機関が第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、その分析業務を行はず、又はその方法が適当でないときは、指定分析機関に対し、その分析業務を行い、又はその

目次

揮発油販売業法の一部を改正する法律案
揮発油販売業法の一部を改正する法律
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)
の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 登録(第三条—第十二条)
第三章 挥発油の品質の確保(第十三条—第十
四章 雑則(第十八条—第二十三条)
第五章 罰則(第二十四条—第二十七條)
附則

第一章 総則
第一条中「図り」を「図るとともに、揮発油の使
用の節減に寄与し」に改める。
第二条の次に次の章名を付する。
第二章 登録

第十二条の次に次の章名を付する。
第二章 登録

第十三条第二項に次の一号を加える。
(揮発油の分析の委託)

三 第十八条第三項の規定による指示に従わ
なかつたとき。

第十二条の次に次の章名を付する。

第三章 挥発油の品質の確保

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の四 通商産業大臣は、第十六条の二第一項の規定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定の基準)

第十七条の四 通商産業大臣は、第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、第十七条の四第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

15 第十六条の二 指定分析機関は、第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、第十七条の四第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

16 第十六条の二 第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、その分析業務を行はず、又はその方法が適当でないときは、指定分析機関に対し、その分析業務を行い、又はその

方法を改善すべきことを命ずることができる。
(業務規程)

第十七条の七 指定分析機関は、分析業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、分析業務の適確かつ円滑な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定分析機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができ

(適合命令)

第十七条の八 通商産業大臣は、指定分析機関が第十七条の四第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(分析業務の廃止)
第十七条の九 指定分析機関は、分析業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
(指定の失効)
第十七条の十 指定分析機関が分析業務を廃止したときは、第十六条の二第一項の指定は、その效力を失う。
(指定の取消し)
第十七条の十一 通商産業大臣は、指定分析機関が次の各号の一に該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。
一 第十七条の三第二号に該当するに至つたとき。
二 第十七条の五第一項の認可を受けないで分析業務区域を増加したとき。
三 第十七条の六第二項、第十七条の七第三項又は第十七条の八の規定による命令に違反したとき。
四 第十七条の七第一項の認可を受けた業務規

程によらないで分析業務を行つたとき。
五 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

(公示)
第十七条の十二 通商産業大臣は、次の場合に
は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十六条の二第一項の指定をしたとき。
二 第十七条の五第一項の認可をしたとき。

三 第十七条の五第二項又は第十七条の九の規

定による届出があつたとき。

四 前条の規定により指定を取り消したとき。
第四章 雜則

第十八条を次のように改める。

(揮発油の使用の節減のための措置)

第十八条 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るために必要な限り、揮発油販売業者の営業日の制限又は営業時間の短縮の実施に関する事項を定めて、これを公表することができる。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が前項の規定により公表された事項を実施しない場合において必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、当該事項を実施すべきことを勧告することができる。

(第五章 善則)

第二十四条の前の見出しを削り、同条に次の二号を加える。

三 第十七条の六第二項の規定による命令に違反した者

第二十五条第二号中「第十八条」を「第十九条の二第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「第二十条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

「第十二条第一号中「又は第十四条第二項」を「第十四条第二項、第十六条の二第二項、第十七條の五第二項又は第十七条の九」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条の二 挥発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油の分析に関する事項その他の通

商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定分析機関は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油の分析に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

「特定揮発油卸売業者又は指定分析機関」に改め、同条第四項中「第三項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第十七条の十一」に改める。

第二十三条の次に次の章名を付する。

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律

大企業者の事業活動の機会の確保のための中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「単独で」を削り、「所有する関係」を「単独で所有する関係」に改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県知事を経由してされた申出について、その申出に係る大企業者の当該事業の開始又は拡大の計画の実施がその申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影

用の節減を図るために揮発油販売業者が実施すべき業日の制限等に関する措置を定めるとともに、揮発油の分析に関する制度の改善合理化を図るために、指定分析機関の制度を設け、揮発油販売業者がこれに揮発油の分析を委託することができるようとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

影響等に關し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。この場合において、都道府県知事は、当該中小企業団体の構成員たる中小企業者の經營の安定に及ぼす影響等に關し、都道府県中小企業調停審議会の意見を聽くことができる。

経由して行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「委任されたとき」の下に「又は都道府県知事が中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項前段に規定する意見を定めるため必要があると認めるとき」を加える。

第八十二条中「都道府県知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要な事項」を「都道府県知事の諮問に応じ組合協約及び特殊契約に関する重要な事項を調査審議し、並びに中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第六条第三項後段の規定によりその意見を聽かれた場合において同項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の經營の安定に及ぼす影響等に関する事項」に改める。

理由

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の施行の状況にかんがみ、大企業者の範囲の拡大に關し規定を整備するとともに、主務大臣に対する調査及び調整の申出のうち一定のものにつき都道府県知事を

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「委任されたとき」の下に「又は都道府県知事が中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項前段に規定する意見を定めるため必要があると認めるとき」を加える。

第八十二条中「都道府県知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要な事項」を「都道府県知事の諮問に応じ組合協約及び特殊契約に関する重要な事項を調査審議し、並びに中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第六条第三項後段の規定によりその意見を聽かれた場合において同項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の經營の安定に及ぼす影響等に関する事項」に改める。

理由

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の施行の状況にかんがみ、大企業者の範囲の拡大に關し規定を整備するとともに、主務大臣に対する調査及び調整の申出のうち一定のものにつき都道府県知事を

商工委員会議録第五号中正誤

正誤表

二 一 規則別	第六号中正誤	正誤表	正誤表
三 九 四 二	正誤表	正誤表	正誤表
九 七 四 一	正誤表	正誤表	正誤表
九 七 四 一	正誤表	正誤表	正誤表
九 七 四 一	正誤表	正誤表	正誤表

昭和五十六年六月十三日印刷

昭和五十六年六月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D